

第 **8** 号

2000 March no.8

# 政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

# かわさき

## 特集1 都市に「もり」をつくる

### □「創造のもり」をつくる

地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造

久保孝雄 篠原一 原田誠司 石川久雄

小川勇夫 妹尾堅一郎 塚本芳昭 山田眞次郎

なぜ川崎に進出したか 古田興司

「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場 萩原 茂

地域で受け入れられる空間に 佐々木智子

### □「市民健康の森」をつくる

なぜ「市民健康の森」なのか 萩原 哲

各区の進捗状況～先行する3区のとどろくみ

熊倉忠三郎 与本剛三 木村信夫

### □「若者の杜」をつくる

チネチッタの試みをさぐる 渡我部一成

川崎デジタル族探訪 牧 葉子

## 特集2 『環境三条例』の改正をめぐって

手続きの手法と特徴 石田宣久

「環境影響評価条例」のおもな改正事項について 福井俊夫

「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」

におけるパートナーシップ 高田 明

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

における規制と自主管理 横田 覚

## 成

成熟社会を迎え、戦後社会を形成してきた「成長型」の社会システムの転換が求められています。こうした時代にあつて、自治体現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、職員一人ひとりの課題となつてきています。そのためには、職員個人の自由な発想による創造的意見・提案がなによりも重要になってきます。本誌の刊行の狙いもそこにあります。行政改革をうながす多様な意見の発表・交流の“ひろば”として、本誌に発表された職員の論稿は、原則として職員個人の意見・提案であることを「理解ください」。(編集部)

# 分権時代を切りひらくために

川崎市長

高橋 清

「地方分権推進一括法」の施行がいよいよはじまります。この法律はこれまで形成されてきた中央集権型行政システムを転換し、国と地方を対等・協力の関係とした新たな行政システムを構築しようとするものです。

今回の地方分権改革の特徴をあげれば、機関委任事務制度を廃止し、自治事務、法定受託事務の創設をはかったこととであり、また、国の地方に関する包括的な指揮監督といった非公式な関係を、一定のルールにもとづいたオープンな関係にした点にあります。

自治体が都市市民の信託に十分応えることのできる自律した「地方政府」になるという意味では、今回の改革は不可欠のものです。しかし、今回の改革で地方分権が完結するというわけではありません。自治事務についても法令の制約はいまだ強く残っており、国と地方が実質的に対等・協力の関係にいたるためにはまだまだ時間が必要です。

政令との関係で条例による「横だし」や「上乘せ」をどれだけできるかは、市民の声に依拠し常に新たな政策を汲み上げようとする現場にねざす試みが必要であり、個別課題に関するみずみずしい問題意識から発露する、まさに自治体現場にいる私たち個々人の力量にかかっているとはいえます。今回の分権改革に対して、私たちは過度な期待

をすることもいたずらに失望することも厳に慎むべきだろうと思います。

なぜなら、分権改革は内外の大きな潮流によるものであり、多少の揺り戻しがあつたにせよ、市民ニーズにきめこまやかに対応するための改革の流れが停止することはありえないからです。たんたんと、各課題と真摯に向き合い、市民の皆さんとともに対話を繰り返していくこと、そういった作業をこなす中からのみ、新たな時代の扉が開かれていくものと考えます。

今回の「政策情報かわさき」では川崎のここ、かしこでうまれつつある様々な動きを「都市に『もり』をつくる」というテーマでまとめています。

「創造のもり」は次から次へと新たな産業をうみだすベンチャーの風土を川崎の地に呼び込むものであり、「市民健康の森」は候補地の選定から利用の仕方、維持管理のすべてを、市民が主体となり参加し互いの合意のうえにつくりあげようとするものです。

一つ一つの事業は社会実験の意味あいを持ち、こうした事業を丹念にこなしていくこそが、分権時代を切りひらいていく大きな力を私たちにあたえてくれるものと信じます。

# 1 都市に「もり」をつくる

特集企画にあたって 6

## □「創造のもり」をつくる

### シンポジウム

地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造 第13回「地方新時代」市町村シンポジウムから(抄録)

### ◇開催にあたって

川崎市産業振興財団理事長 久保孝雄 8

### ◇基調講演

東京大学名誉教授 篠原 一 9

### ◇パネル討論

〔総合司会〕 那須大学教授 原田誠司 (パネリスト) 青山国際大学教授 石川久雄・相模原市長 小川勇夫  
慶應義塾大学助教授・知的資産センター副所長 妹尾堅一郎・東京工業大学教授 塚本芳昭・樹インクス社長 山田真次郎  
なぜ川崎に進出したか 外資系企業からみた川崎市の優位性について  
デルコンピュータ株式会社専務取締役 古田興司 26

「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場  
地域で受け入れられる空間に

環境局環境企画室主査 萩原茂 29  
幸区役所区政推進課 佐々木智子 32

## □「市民健康の森」をつくる

なぜ「市民健康の森」なのか 自己決定・自己責任のための社会実験

総合企画局都市政策部副主任 萩原哲 35

◇各区の進捗状況 先行する3区のとらえ

【中原区】 次世代の子どもたちに残せる「森」をつくらう

中原区市民健康の森推進委員会委員長 熊倉忠三郎 37

【宮前区】 三候補地から公開討論会をへて決定

宮前区市民健康の森構想検討委員会副委員長 与本剛三 40

【麻生区】 時間をかけて成長する森づくりを

麻生区市民健康の森構想検討委員会副委員長 木村信夫 41

## □「若者の杜」をつくる

【インタビュー】 チネチッタの試みをさぐる 川崎チネチッタ開発プロジェクト

カワサキ・ミス企画室部長 渡我部一成 44

## 特集2 『環境三条例』の改正をめぐるって

手続きの手法と特徴

「環境影響評価条例」のおもな改正事項について

「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」における規制と自主管理

本市の政策展開から 「介護保険制度」実施にあたって

「介護保険制度」をめぐる川崎市のとらぐみ

健康福祉局介護保険準備担当主査 福芝康祐 60

「要介護認定」の実際

〜第一次判定者として

川崎区田島支所介護保険準備担当主幹 齊藤正男 63

浮遊粒子状物質対策をめぐるバスケット方式について

環境局公害部大気課副主幹 武川満 66

「ものづくり都市川崎」フォーラム

経済局産業政策部企画課主任 中川耕一 67

政策課題研修から

かわさき新時代を拓くキーワード

〜行政への導入が期待される新たな考え方の比較検討

総務局労務課 中岡祐一 69

政策法務研修から

NPO条例の立案をめざして

港湾局企画振興課 安藤毅 71

政策形成まちづくり研修から

多摩丘陵の保全と再生

政策形成まちづくり研修Aチーム 73

緑と市民ネットワーク

政策形成まちづくり研修Bチーム 75

シリコンバレー通信 ⑤

ベンチャー企業の成長を支える 公的機関と非営利団体

川崎市経済局国際経済担当副主幹 小泉幸洋 79

富川市・川崎市派遣職員から

韓国・富川市との交流の経験から

〜新たな国際政策をひらく試金石

総務局交流推進課 小田切督剛 82

川崎で感じたことやこれからの交流について

大韓民国富川市交流公務員 金貞烈 84

市民の目 海援隊について

〜海外展開企業等を支援する ボランティアのネットワーク組織(隊)

海援隊事務局 岩森耕太郎 86

現場の目 蘇れ! 里山

〜早野聖地公園における市民協働の試み

環境局早野聖地公園担当主査 鈴木直仁 87

記者の目 川崎から生まれた感動ストーリー

産経新聞社川崎支局 大家俊夫 89

川崎元気企業紹介 ③ 新ものづくりベンチャーズの時代

(財)川崎市産業振興財団総務課主任 櫻井亨 90

自治体政策紹介 参加型・分権型のまちづくりをめざす

真面目政策企画室次長 埋橋伸夫 92

川崎市政日誌 川崎市地方自治研究センター編 94

私が薦める二冊の本 43・59・85 編集後記 97

特集  
issue

1

まち  
都市にも「もり」をつくる。

特集企画にあたって

「もり」という言葉から何を連想されるでしょう。

それは、山にわけいった時に出会うブナの森の豊かな自然でしょうか。ブナの森の中では、マンサクや、クロモジ、ニオイコブシといった春を高らかにうたう中低層木や、ブナからこぼれる柔らかな光の中で命をささぐり小さいけれどえも言われぬ輝きをもった山野草が群として各々の位置をしめ、優れた自然を醸し出しています。

それとも、それは宮崎駿さんの『となりのトトロ』で描かれた、あの大きな楠でしょうか。真夜中はオカリナを吹くたびにニヨキニヨキと伸びだしていくあふれるような森でしょうか。

それとも、ヨーロッパの都市を歩いた時に出会う、あの荘厳な大聖堂でしょうか。中世ヨーロッパ諸都市は、堅固な城壁の中に人工的な生活空間をつくりあげました。自然は人間社会と対立するものであり、征服すべき対象でもありました。しかし、自然から隔絶され日々の生活に疲れた都市民は大聖堂をつくり、そこに擬似的な森を現出しました。ステンドグラスから漏れでる光はあたたかな木もれ陽そのものであり、大聖堂を支える柱は森の木々でした。反自然環境の中で生活するがゆえに、森こそ心安らぐ場であり、都市民の心の故郷でもありました。

「もり」という言葉には日々繰り返される生活の中で失われていくものを蘇らせる不思議

特集 **2**

# 『環境二条例』の改正をめぐる

識な響きがあります。今回の特集では、「都市に『もり』をつくる」と題し、川崎市でいま展開されている様々な事業をとりあげ、新たな可能性を追求していくことにしました。

第一は、新川崎地区に展開される「創造のもり」です。それは、新たな知性と産業が結びつくクリエイティブな集積と、それを包みこむ豊かな緑によって構成されます。

緑の中にダイナミックにあふれでる知性と新産業創出、新たなまちづくりのエッセンスがここにあります。「創造のもり」、そのイメージはオカリナの響きとともに萌えいずるあの優しさでしょう。

第二は、「市民健康の森」です。都市化の波の中で、川崎の緑は急速に減少してきました。水と緑の自然空間を確保し、自然と調和した環境をつくること、これは多くの市民の共通した願いです。「市民健康の森」は、緑の中で市民が語り憩うひろびろびとした森をつくり、地域コミュニティの再生を図ることを目的としています。失われてしまった自然を市民合意の中で創り上げていく、着々と進展する森づくりの現況をお伝えします。

第三は、「若者の杜」です。川崎チネチッタでは国内最大級のシネマコンプレックス開発が進行しています。外資系企業、先端企業の集積が新しいKAWASAKI族の台頭をもたらし、首都圏の他都市に見られないエネルギーと活力を生み出しています。

川崎の街で生まれつつある新たな動き、次の時代を予感させるさまざまな『もり』を本特集で描いてみます。



特集1 都市に「もり」をつくる

新しい産業分野の創出と地元企業の技術の高度化をめざし、「新川崎・創造のもり計画」が進行しています。これは川崎市の立地特性を活かし、大学の持つ科学・技術シーズの創出と供給により、産学公の連携による研究開発拠点を形成しようとするものです。

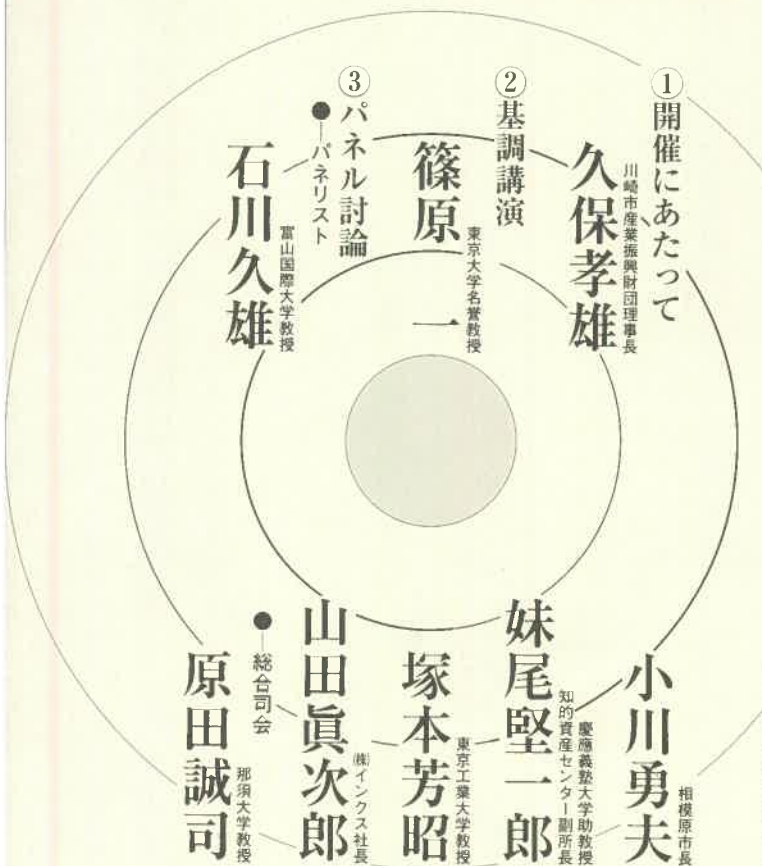
ここでは、「第一三回〈地方新時代〉市町村シンポジウム」特別分科会の討議記録を掲載し、「創造のもり」の意味と、その背景となる地域のベンチャー化などの意味をお伝えします。

〔「創造のもり」をつくる〕

シンポジウム  
地域経済の振興と  
ベンチャー企業育成・産業創造

第13回「地方新時代」市町村シンポジウムから（抄録）

会場：KSP（かながわサイエンスパーク）



◎ 特別分科会

開催にあたって

川崎市産業振興財団理事長  
久保孝雄

自治体とベンチャー企業育成・新産業創造

川崎市が地方分権の推進をめざして毎年開催してまいりました「地方新時代」市町村シンポジウムも、今年で一三回目を迎えました。この間、九五年には地方分権推進法が、そして昨年には地方分権推進一括法が成立するなど新しい状況が生まれています。分権時代を切り開くうえで、この市町村シンポジウムは大きな役割を果たしてきました。

もちろん本格的な分権型社会を実現していくには、自治体にとりましても、私ども市民にとりましてもなお残された課題が数多くあるわけでございます。今回の第一三回シンポジウムはそうした課題のいくつかを取り上げて、議論を深めようとしているわけですが、この特別分科会は果たして分権型社会づくりとどのように関係するのだろうか、と疑問をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、特別分科会を設置した意味について、簡単に説明したいと思います。

地方自治体の固有事務であります一般行財政における分権とはやや違います。



れでも、この一〇数年の間に産業政策のレベルでも分権化が進んできております。都道府県から始まりました動きが、最近では基礎自治体レベルにまで広がってきているわけです。

七〇年代までは、産業政策の主体はあくまで国であり、地方は国の政策の下請機関としてしか位置づけられていませんでした。しかしながら、七〇年代後半から八〇年代にかけて日本の産業構造が大きく様変わりする中でいくつかの都道府県が独自の産業政策をつくり、日本経済の構造転換への対応を模索しはじめたわけです。

神奈川県が提唱いたしました「頭脳センター構想」、つまりこれまでの資本集約型産業構造を知識、技術集約型産業構造に切り換えていこうという政策でございますが、これなどはひとつの典型だと思います。そして九〇年代に入ってから、特にご数年、川崎市をはじめいくつかの基礎自治体が独自の産業政策づくりにとりくみはじめてまいりまして、従来の工場誘致、企業誘致一辺倒からベンチャー企業育成、新産業創造に力を入れはじめているわけですが、これはおそらく日本の産業政策の歴史の中でも大変重要な変化だろうと私は見ております。

しかし同時に、はたして自治体にベンチャー企業育成とか新産業創造といったような仕事ができるのかという疑問も絶えず出されてくるわけです。それができるようになるためには、自治体そのものが大きく変わっていかねばならないわけです。

欧米には自らの地域を「アントレプレナ

ー県」とか「アントレプレナー州」と名乗るところが出てきています。今日も韓国からお客様に来ていただいています。韓国には「ベンチャー都市」を宣言する自治体がいくつか出てきているというお話でございます。確かにベンチャー企業をどんどん産み出していこうとすれば、その地域が、地域の住民が、自治体そのものがベンチャー化していく必要があるのではないかと、これはひとつの大きな論点であると思います。

また、二一世紀は市民主体のNPOの時代とも言われています。事実アメリカではNPOが一五〇万人も活躍しているわけです。そしてアメリカ全体の雇用の七割がこのNPOで働いている。アメリカの雇用はおそらく日本の二倍ぐらいですから、日本が六〇〇万人とすると、一億二〇〇〇万の七割、七〇〇万から八〇〇万人がこのNPOで働いていることになりま。日本のNPOも福祉、環境、教育、国際協力という分野では活躍していますが、ビジネスの分野のNPOということになると、まだまだこれからということになるのではと思います。

いずれにいたしましても、ベンチャー企業の育成、新産業創造なしに日本経済の再生はあり得ないわけです。また地場産業で生きてきた地域は地場産業の高度化、国際化をどうはかっていくのか、大きな課題を抱えているわけです。

今日は慶應大学と東京工業大学からパネラーとしてご参加いただいておりまして、大学も大きく変わりはじめました。そういう意味で産学公連携のあり方も含めてこうした点をご議論いただきたいと

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 基調講演

篠原

東京大学名誉教授

### 第二の近代と ソーシヤル・ベンチャー

篠原でございます。私はこれからご登場いただく方と違って経済の専門家ではなくて、政治学の専門で、今日のテーマで講演をする力はありませんので、基調挨拶ぐらいのつもりで、少し時間をいただきましたと思っております。

今、久保さんからいろいろお話がありました。私が、じつは私はもう少し時間軸を幅広くとって申し上げます。ご存じのように今年には新千年紀の最初にあたるわけで、二一世紀の前の年となります。ただし、この二〇世紀から二一世紀への移行というのは、一般に言われているように、一〇〇年単位の変化をこえた意味をもっているのではないかと、もう少し長い時間軸で見ないとわからないのではないかと考えています。今日のテーマであるベンチャー・ビジネスの問題も、そうした大きな時代変化の幅で理解したほうがいいのではないかと考えています。私たちは、というより私はと言った方

がいいかもしれませんが、おそらく一八世紀、一九世紀、二〇世紀とかけて形成されてきた近代社会が、いま大きく転換点にきていると考えています。一世紀単位の問題ではないのです。数世紀の間の転換期です。近代社会の根元は一八世紀の後半にはじまりますが、これまでは「第一の近代」の時代。そして、現代は「第二の近代」の時代に入りつつあると考えているわけです。

そこで「第一の近代」とは何かと言うと、国民国家を基盤にして産業社会がすぐ発達した時代です。それが完成した黄金時代が第二次大戦後の高度成長の時期だったと思います。その高度成長の時期に我々は急速に豊かになりました。我々自身の生活体験を考えても信じられないくらい急速に豊かになりました。産業社会は成功したわけですが、しかし、生活が豊かになり、産業社会が成功したために、逆にリスクの多い危機をいっばい抱えた社会が出てきた。

七〇年代くらいからこのリスク社会が浮上してきた。例を申しますと、一つは生産力が極点まで上がってきたためにエコロジーの問題が起きてきた。もうひとつは、「第一の近代」は市場経済が中心で、それが成功して、結果論として社会主義圏が崩壊してしま。ところが、市場主義が成功して市場主義が蔓延したと思つた途端にヘッジファンドとかアジアの金融危機とか、市場経済のリスクが出てきた。ある人は、これらのリスクはもう近代社会の保険付き制度には馴染まない、伝統的な保険などかけられないという時代が来ているという。そうしますと、近

代科学をはじめ政治、経済、社会全体をふくめた文明としての近代が大成功したかゆえに、その内部から逆にリスクの多い社会にぶち当たっているのだというふうに私は考えたい。

近代社会では宗教的意味での神が存在しなくなつたかわりに科学が神になりました。科学といえば誰も反対できなかったのが、しかしこの頃、科学の進歩というものが怪しくなつてきた。ダイオキシンをみてもしかきり、科学はすぐ進んできたけれども進んだだけリスクがすぐく増えてきた。遺伝子工学もそうです。そうしますと、科学は神ではないということになります。こうした事態を考えますと、明らかに「第一の近代」がつくりだした原理が壁にぶつかつていると考えた方がいいのではないか。

このように、「第二の近代」という時代に一九七〇年以降入りつつある。最近論じられるようになったベンチャー・ビジネスもその中のひとつだろうと思うのです。例えば「第一の近代」というのは、組織の時代でした。大企業、大労働組合の組織が主流を占めていました。しかし、最近になって大きな組織がだんだんだめになってきて、全部消えるわけではありませんが、アソシエーティブ・レポリューションとって小さな組織中心の社会が出てくる。組織が小さなものでないと成功しなくなつてきている。そういう時代が明らかにきていると思います。一九七〇年代にスモール・イズ・ビューティフルという言葉がやりましたが、スモール・イズ・クリエイティブの時代になっていると思います。

そういうふうには時代は変わつてきている。ただし、ここで留意すべきことは、この近代社会は伝統社会とは明らかに違いがあつて、科学もそうですが、内在的な力で自己改造ができる。伝統社会は、社会の内側から自己改造はできないのですが、我々の近代社会はそれができます。自己反省を媒介にすることで次に進むことができるところに、最大の特色があります。難しいことを言うと、これを「自己内省的な近代化」とあるいは「再帰的近代化」と言うのです。つまり「第一の近代」から「第二の近代」へ、我々は踏み込もうとしていて、踏み込むことができるのだという立場に私たちは立っています。

政治も社会も全部そういう形態になっています。家族もそうです。時間がないので、この点について申しませんが、近代社会のあらゆる領域で変化が起きている。この数世紀を支配していた傾向がひっくり返されつつある。ただし、「第二の近代」となせ言うかと言うと、近代に反対して元に戻ることもないし、ぶつ切り切れてポスト近代になるわけでもないという思想的な意味も含めて言っているのです。

インターネットが栄えて情報産業が隆盛をきわめる時代が近代でないわけがない。続いているけれど、変わつていくことにそういう命名ができたわけでありまして、そういう時代にかけているのです。ベンチャー・ビジネスというものが出てきて、それが重厚長大な産業に変わるとは言いませんが、それと平行して出てくるというところにすごく意味があつて、だから組織論から言つてもスモール・イ

ズ・クリエイティブな時代になつていてと考えておられます。

しかし、そうした時代の流れをあまり狭く考えると困ると思います。ベンチャー・ビジネスだけで考えなくてもっと広く考えたい。例えば、産業社会の経済のことだけでなく、市民社会のことを考えていただければ、市民社会の中にNPOもあるし、準NPOもある。NPOとは元来社会性と経営性がフィフティ・フィフティで平行しているものです。そこに特色があるわけですが、市民社会の中にそういう小さな組織が無数にあると思うのです。私はインターネットに関するものだけじゃないと思う。環境の問題もあると思います。福祉とか食文化の中にもある小さいビジネスもあると思います。それがたくさん雇用をつくつていて、そういう時代になつていく。

ひとつだけ私の空想を申しますと、広島市の市長さんが選挙の時に、地雷で傷ついている子どもたちを救うための産業が日本のような平和な国ではつくれないのではないかと申した。しかし現実にはそういうものが進んでいるというのは聞いたことがないのですが、ドイツに国際平和村というのがあつて、第三世界で地雷などで傷ついた子どもを連れてきて治療して、また国へ戻す。決して留めないで親の所に戻すということをやっています。テレビでご覧になつた方もいると思います。地雷のための平和産業があればこれは絶対に将来性がある。しかし、ぼつんとそういうことをやろうとするからだめなのであつて、いろいろボランティア活動

NPOとタイアップしなければならぬ。ドイツの国際平和村では、だいたい二億円ぐらゐ使つて二〇〇人ぐらゐの子どもを世話しているのではないかと思います。この場合は、全部ボランティアで寄付金でやっているようです。そういうふうには、市民活動と連動してビジネスをやる方法もあります。

私たちはNPO活動を市民事業と言つていますが、市民の発意を生かしながら、人間の生存や生活を草の根から支える社会活動が増えてきた。それを私は「ソーシャル・ベンチャー事業」と言つています。社会的な意味があるということでもソーシャル・ベンチャー事業。これは私の用語ですが、そういうものがたくさん出てきます。企業ベンチャーのほかにソーシャル・ベンチャーもあるというふうな社会ができつつある。

しかし、そういうことになるためには、さらに久保さんがおっしゃつたように自治体全体がベンチャー化しないといけない。私は川崎市が成功しているとは思いませんが、川崎市は政治の世界でベンチャー的なことをやろうとしていて、政治的ベンチャーの試みだと思えます。必ずしも全部成功してはいませんが、もし疑問がありましたら、昨年出版されました『川崎の挑戦』という高橋市長の対話集をご覧ください。

川崎市はいわば政治的ベンチャーであるろうとしているわけです。こういうふうにいるいるなかたちのベンチャーがありまして、社会自体、自治体自体がベンチャー化しなければこれから論議されるベンチャー・ビジネスも栄えないだろうと

考えております。今日の議論もそういうことを頭に入れて、しかし、集中してベンチャー・ビジネスについて論議していただきたいと思っております。以上で私の挨拶にかえさせていただきます。

# パネル討論

久保 最初に簡単にパネル討論の進め方を申し上げます。全体を半分くらいに時間を割りまして、前半でパネリストの五人の皆様の問題提起をお願いいたします。その後、いくつか論点を絞り、討論をし



たいと思っております。

全体の基調としては、産業ベンチャー、社会ベンチャー、ベンチャー自治体というベンチャー概念の広がりの中で、川崎においてもそうですし、日本全体でベンチャー企業がどんどん起こってくるという状況にはいたっていないという現実を踏まえまして、現実的にどういう条件を整備すべきか、これは公共が整備するというだけじゃなくて、我々一人ひとりがベンチャー・マインドを持つということベースに大学をどういふふうに変えていけばいいのか、あるいは自治体をどういふふうに変えていったらいいのか。NPOをどういふふうにつくっていかばいいのか。その辺の現実的な議論をいただきたいというのが一つです。

それから、川崎市と慶應義塾大学が連携した「創造のもり」構想があり、この四月からオープンすることになっていま

すので、慶應から妹尾先生が今日いらっしやっていますので、この「創造のもり」を通して産学連携を具体的にどのよう展開すれば成功させることができるのか。それからもう一つ、ベンチャー起こしについてもポードレスの経済の中で国際的なネットワークが必要になるのではないかとということで、その辺も最後に議論したいと思っております。

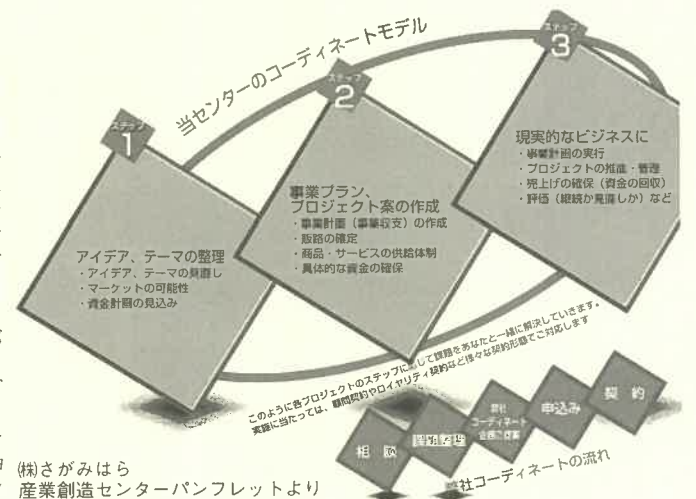
## 相模原市による(株)さがみはら産業創造センターの設立

原田 それでは最初に、相模原市で産業創造センターが設立されましたが、その意義、将来の相模原におけるベンチャー起こしや、方向性について、小川市長より報告をいただきます。

小川 それでは産業創造センター設立の意義はどの辺にあるか、将来展望はどうだろうか。このようなことを中心に話をさせていただきます。

相模原市は昭和二十九年に市制を施行いたしました。三三年から首都圏整備法の適用を受けて、内陸工業都市として発展を遂げました。主に東京都内にある大きな企業、関西の大きな企業の進出を迎えたわけですが、当時のことですので、重厚長大産業が主でございました。地の利、労働力、その他の条件で続々と企業誘致が進み、人口も二九年の市制発足当時は八万四〇〇〇人でしたが、現在六〇万人に達しようとしています。この間、一年で三万人も増えたこともあるくらい急速に発展してきた都市です。

ところが、約一〇年ぐらい前からでしょ



うか、技術革新、グローバル化のの流れのなかで空洞化がはじまりまして、中小企業の方々が将来について危惧を持つようになりまして、いろいろなグループで研究会が発足しています。同業者の研究会もありますし、異業種の研究会もありますし、農業の将来、さらに商業も大型店の進出に対してどのように対応していくか等々の勉強会が熱心に行われるようになりました。

そのような背景の中で、私が市長に就任することになったのですが、ひとつには少子高齢の大きな流れ、本市の場合は少子というよりもまだ子どもが増えておりまして、小学校をこれから三校もつくる必要があるくらい、生活基盤整備にお金がかかる市でございますので、その中で福祉・環境需要を満たすためには産業

を振興させる以外にはない。しかもできるだけ地場の産業、いわゆる下請けの企業でないものをぜひ欲しいということ、たまたま通産省のお骨折りをいただいで、TAMA産業活性化協議会が発足いたしました。準備段階から参加させていただいて、これらの情報を本市の産業振興財団の地下にサーバーを置いて、管理をさせていただくことになったのでございます。

そうこうしているうちに、インキュベーター機能をもつ必要性があるということ、何とかせねばと思っておりましたところ一昨年一二月、新事業創出促進法が成立したことを契機に、通産省より第一号の指定を受け、株式会社産業創造センターとして立ち上げることができました。

出資は、通産省の地域振興整備公団が六億円、相模原市が六億円、商工会議所から五〇〇万円の二億五〇〇万円で設立いたしました。会社設立後、直ちに行動を開始して、土地を得、二〇〇〇年三月中には建物も完成し、四月に本格的な稼働となりました。

なぜ株式会社にしたか。もともと通産省から発足をするとしたら株式会社でというのが条件であったことが一つ。それから、公益法人ですと昨今新聞紙上で報道されますように経営が難しい。株式会社なら収益事業ができる。よっていろいろ困難があってもプラスマイナゼロに踏みとどまることができのではないかと。ということで、株式会社によろ。それから代表者も役所の出身者ではだめ。できることなら企業経営の経験のある方にお願ひするのが、最もふさわしいということ、民間の方々に経営をお任せして

いく。市はもちろん側面的なバックアップをしておりますが、あくまでも代表者、主体となる人は民間の方に担っていただいでいます。

四月から本格稼働になります。ここにはラボ、スモールオフィス合わせて四七室用意していますが、その募集を先般いたしましたところ五〇数社から申込みがございまして、現在、四七室のうち三五室も入居者を決定できそうではっきりしているところと見えます。

それから、コディネットが何と云っても大切ですので、人材をどう確保するかが一番努力したつもりですが、幸いにして金融機関の出身者で適当な方がいらつしゃった。しかも熱心にやってくださつておりますので、順調なスタートが切れるものと思っております。

今後の見通しですが、先ほども言いましたようにTAMA産業活性化協議会の方々にこれからお世話になるわけですが、この支援センターが立地する橋本というところは横浜線、相模線、京王線の結節点で、道路では国道一六号、一三九号の結節点でもあります。近く圏央道が完成しますとインターチェンジが近くに見える見込みもあります。さらにJR相模線を南に下りますと東海道新幹線と交差するところに新しい駅の誘致を考えていまして、相模線を縦軸として神奈川県総合計画の中に橋本を県北の拠点としていこうという構想もございまして、さらに、リニア中央新幹線ができませんと、この橋本に停車駅ができるだろうと期待されていますので、非常に立地はよいと

ころです。しかも企業の方々、とりわけ若い方々が非常に熱心にこの産業創造センターを支援してくださっていますので、将来的にはまず心配はないだろうと思えます。

それから各大学の先生方や研究所の方々も非常に温かく見守り支援してくださっておりますので、大きな展望を開いていこう、そしてそれも可能だろうと思っております。

## 【第二の近代にふさわしい第三セクターを】



原田 いま相模原市がそうでありますように、基礎自治体のレベルまでベンチャー起しの波が来ている。これから地域では行政が主体になってインキュベーターをつくったり、推進していく状況にあることは心強いかぎりですが、ただこれまでもテクノポリスとかリサーチパークでもそうですが、あまり成功している事例が少ないのが実態だと思えます。そこで、果たして行政主導でうまくいくのだろうか。シリコンバレーのように産業NPOという形ができないのだろうか。そういうことも含めて、つぎに石川さんからご提起をお願いしたいと思います。

石川 このシンポジウムの冒頭に久保理事長から自治体の産業政策二〇年の歴史についてお話がありました。私に与えられた課題は、近年、基礎自治体が新産業創造、新事業創出にとりくまれていて、九〇年代の「失われた一〇年」をとりもどすべく大変強い動きが各地で展開されているわけですが、その時に行政が果

たすべき役割は何かということですが、一五年ぐらい前になりましたが、アメリカやヨーロッパのサイエンスパークやビジネス・インキュベーターを調査で歩いた時の経験ですが、ご案内のようにサイエンスパークというのは、アメリカであれば大学主導で、既存の企業の研究開発を助けるために産学連携を組織する。またそこには新企業を育てるインキュベーター機能が必ず備わっている。しかもアメリカの場合には、私立大学ですから、大学の経営のためにサイエンスパークをつくるということが始まったと思えます。

しかしそういう類型の他に、アメリカとイギリスでは数は少ないですが、すでに一五年前にビジネスとしてインキュベーターを経営する事例がありました。その中間領域に自治体が必要な役割を果たしている姿を見まして、あれほど市場本位が強調されているアメリカの経済の中でも、やはり自治体の果たすべき役割は非常に大きいのだということを実感した覚えがございます。

その時に、オハイオ州の小さな基礎自治体を経営しているインキュベーターで、経営者はどういう人かと聞きましたら、これこれこういう人だ。彼を選択した理由は、二回会社を潰しているからだという話を聞きまして、なるほど納得いたしました。

アメリカですら、自治体の果たす役割は大きい。日本の場合は、社会主義経済と資本主義経済の間の中にある管理型市場経済というのが、最大の特徴だと思っておりますが、自治体が官であるか公であるかはいろいろな議論がありま

すが、いずれにしろ官に対する信頼は非常に大きい。日本だけではなく世界的にみて、自治体に対する人々の信頼は大きなものがあり、それは将来も変わるまいと思います。

例えば今の話を続けて申し上げれば、州政府が州の県庁がある都市に少し大型のサイエンスパークをつくらうとする。しかし地元有力な大学がない。もちろん州立大学の応援は受けるのだけれども、それだけではサイエンスパークを持ちこたえるだけのサポートシステムができない。そこで地元の大企業に話を持ちかけて、協力を依頼したのでそうです。その話を聞かされた時にも大学はすぐイエスと言ったのか、特に大企業の研究所はすぐイエスと言ったのかと聞いたのですが、向こうは不思議そうな顔をして、当然だと語っておりました。それが大変印象的でした。

つまり日本であれば、それぞれの地域の大企業の研究所の協力を仰ごうとすれば、これについては大変障害があるだろうと考えます。その点も日本の社会が持っているひとつのマイナスイメージがある。この点ではすでに韓国をはじめ、アジアの諸国に抜かれている。我々が持っているビジネスの文化は、いまやアジアからも欧米からも少し取り残されつつあると言っている感じが強くなります。

したがって、サイエンスパークなりインキュベーターなりに入った企業に、あるいは企業の卵に少しでも多くのサポートがほしいという時に、日本では行政がそれを支えることは非常に大事になるのではないだろうかと考えております。立

ち上がり期において行政の役割が今後非常に大きいというのが第一点です。

第二点は第三セクターのあり方ですが、シリコンバレーなどではNPOが大きな役割をもっている。日本も急速に官、公からNPOにむかって動いていくのだと思います。なお、しばらく中間時期を担うのが第三セクターではないかと思えます。

いま第三セクターが非常に問題だ。産業振興に関してテクノポリス以来各地でさまざまな試みがなされてきましたが、失敗が大きいのはなぜかというのを考えますと、やはり組織の持っている制約に大きな原因があると考えます。つまり行政というのは法律で定められた社会の基礎的な公益事業を担当するところであり、一方、第三セクターの設立趣旨は例えば資金の面や人材の面で、行政だけが担当するには馴染まないからもう少し法定の枠を踏み越えて新しい仕事をしたというところでできたわけですが、残念ながらそこにつくられた組織は人材、資金の面から見ましても行政の力が圧倒的に強いのではないかと思います。

結果として、経営陣はどうしても行政の文化に染まった方がトップに立つ場合が多いこととなります。そして事務局は第三セクターを構成する民間企業を含めた出資団体から出向されてくるのですが、残念ながらそれぞれの機関が窓際に近い方に座っているエリートをお出しになる場合が非常に多い。そうすると、第三セクターは第二役所といえますか、どうしても決められた仕事の枠の中でやるということになります。

しかし近年、日本でも新しいインキュベーターを拝見していますと、ミドルクラスの行政マンの方がディレクター、マネージャーを担われた場合には生き生きとした仕事をなさっていて、そういうところでは将来が楽しみになるような活動が展開されていると痛感しております。

結局は人材によるわけですが、残念ながらそういう人がいても、行政と同じような組織原理にしたがって第三セクターが動いていけば、人事異動があればすぐ移ってしまいますから、また火が消えたようになるという事例もあちこちで見られるようになっていきます。そうすると経営者に意欲的な方が来られても実際には仕事ができないという縛りがあります。第三セクターをつくっている規約とか、構成しているスタッフとか、あるいは重要な意思決定を市場のスピードに合わせてやろうとした場合に、時間のかかる根回しを関係団体にしなければできないとか、いろいろの制約があります。

そこで、先ほど冒頭に、篠原先生が「第一の近代」と「第二の近代」というご発言で、「第二の近代」はポストモダンじゃないというお話をなさいました。それでは第三セクターも「第一の近代」から「第二の近代」の第三セクターに移行していくことが求められてくる。ぜひ行政も、また参加される企業も従来の第三セクターとは別の新しい日本型の公益事業体、仮にそれをNPOと呼ぶならばそういう組織をめざして動いていくのだというのを前提にして、そういう団体をつくるなり、あるいは改組再編を進めていただきたいと思います。

いま報告のありました相模原のケースは、私が一五年前にアメリカで聞いたことと同じで、設立するのは行政だが、経営者は民間人だということであり、経営の大変うれしくがったのですが、経営のみならずディレクターにも適材を見つけてこられたという話です。第二の近代化に相応しい第三セクターがこれからは増えていくならば、将来は大いに明るいのではないかと思います。

それが将来NPOになる必要がありませんが、その場合も大きな障害があります。相模原市の場合、財団ではなく株式会社を選ばれたという話ですが、今日の会場でもありますこのKSP（かながわサイエンスパーク）も第三セクターですが、株式会社です。では株式会社だけでいいかという大きな問題があります。KSPがはじめて長年の苦勞の末に黒字を出された時に、税金を納めたと聞いてびっくり仰天いたしました。つまり日本ではこういう仕事をする事業体も、あるいは利益を目的にしている企業体も、株式会社と名乗れば一律の法律のもとで法人税を取られるところが日本の社会の仕組みです。こういうものをクリアするにはNPOをきちんと法律の上で位置づける必要がある。

特に出資金に関して、人々がお金を全部に預けるのではなくて、その内の5%でも10%でも自分の判断で、自分が社会をよくするために必要だと思いうNPOに寄付するような権限を認める。これは個人であれ、法人であれ、つまり個人所得税であれ、法人事業税であれ、そ

ういう権限をある程度認めて多様なNPOに資金が集められるような仕組みをつくらない限り、NPOはなかなか定着しないのではないかと考えます。

したがって、行政はあくまでスタートアップを担うわけですが、そこで育てられる企業と同じようにサイエンスパークと言おうが、インキュベーターと言おうが、新産業創出拠点と言おうが、その組織自体も育つていく必要がある。つまり、企業を育てながらそれ自体も育つていかなければならない。その仕事は決して組織の中だけでは済まなくて、最終的には国の税制に至るような社会システム全体の再編をめざしながら二一世紀に立ち向かわないと、日本は後進国の立場に追い込まれるのではないかと危惧しています。

## 大都市圏型タウン・キャンパス 「創造のもりK<sup>2</sup>(ケイスクエア)」

原田 それでは次に慶應大学の妹尾さんに、慶應大学の川崎への進出と産学公連携の方向についてご発言いただきたいと思います。

妹尾 私に今日求められているのは川崎に慶應義塾が出るけれども、一体どういうつもりで進出するのだということについてお話することだと思えます。したがってある意味では実務家の立場でお話することになるかと思えます。慶應は現在がタウン・キャンパス構想というものを持っておりまして、これについて説明することで、なぜ慶應が川崎にキャンパスをつくるかをご理解いただけたらと思います。

現在、慶應は新しい研究体制を整備しつつあります。その流れの中でこういう研究センターを産学官公民でやりたいということですが、私どもは川崎だけではなく山形県鶴岡市にもうひとつ研究キャンパスをつくらうとしています。これを簡単に紹介して、慶應がどういう構想のもとに動こうとしているのか、その組織がどうなっているのかについて触れたいと思えます。

我々が今めざしているのは、「日本の慶應義塾から世界の慶應義塾へ」ということです。もちろん福沢諭吉以来の建学の精神がありますので、「独立自尊」「社会の先導者たれ」「比類なき学塾」をつくれという言葉に則って考えています。社会の先導者、比類なき学塾として世の中に貢献するにはいろいろな面があると思えます。教育、研究、医療があります。それから広義の学術事業で社会貢献をします。そして研究集団として比類なきものにならなければいけないわけです。

「比類なき」ということですが、これは企業の方はよくおわかりになると思えます。ベストワンをめざせということではなく、「オンリーワンをめざせ」ということです。オンリーワンをめざす、つまりフロンティアをめざすことが慶應の精神ですので、咸臨丸で太平洋に向かったように、我々はフロンティアを開拓する研究体制を整えなければいけないというのが、基本的な方針です。そのための施設として、ひとつは学内の研究教育施設を再開発しなければなりません。同時に新しい研究施設は新しい時代の学問の受け皿であるべきだと考えています。つまり従

来の学問の延長線上の研究をすることも大事ですが、それ以上に新しい情報技術やバイオといった先端的な新しい学問を育むような研究施設をつくっていききたいというのが我々の方針です。

従来、学術活動というものは、いわゆるピュア・アカデミック、つまり学問のための学問というものが主体でしたが、これからの学問のあり方は産学官公民が一緒になって学問というものを広げていかなければならないということです。そういうものが展開できるインキュベーションのようなものをつくっていく。つまり学内に閉じこもらずにやれる体制を整えていこうということです。そうなりますと、従来のキャンパスだけでは収まりません。オフ・キャンパスが必要になります。慶應義塾はオフ・キャンパスを展開したいということです。

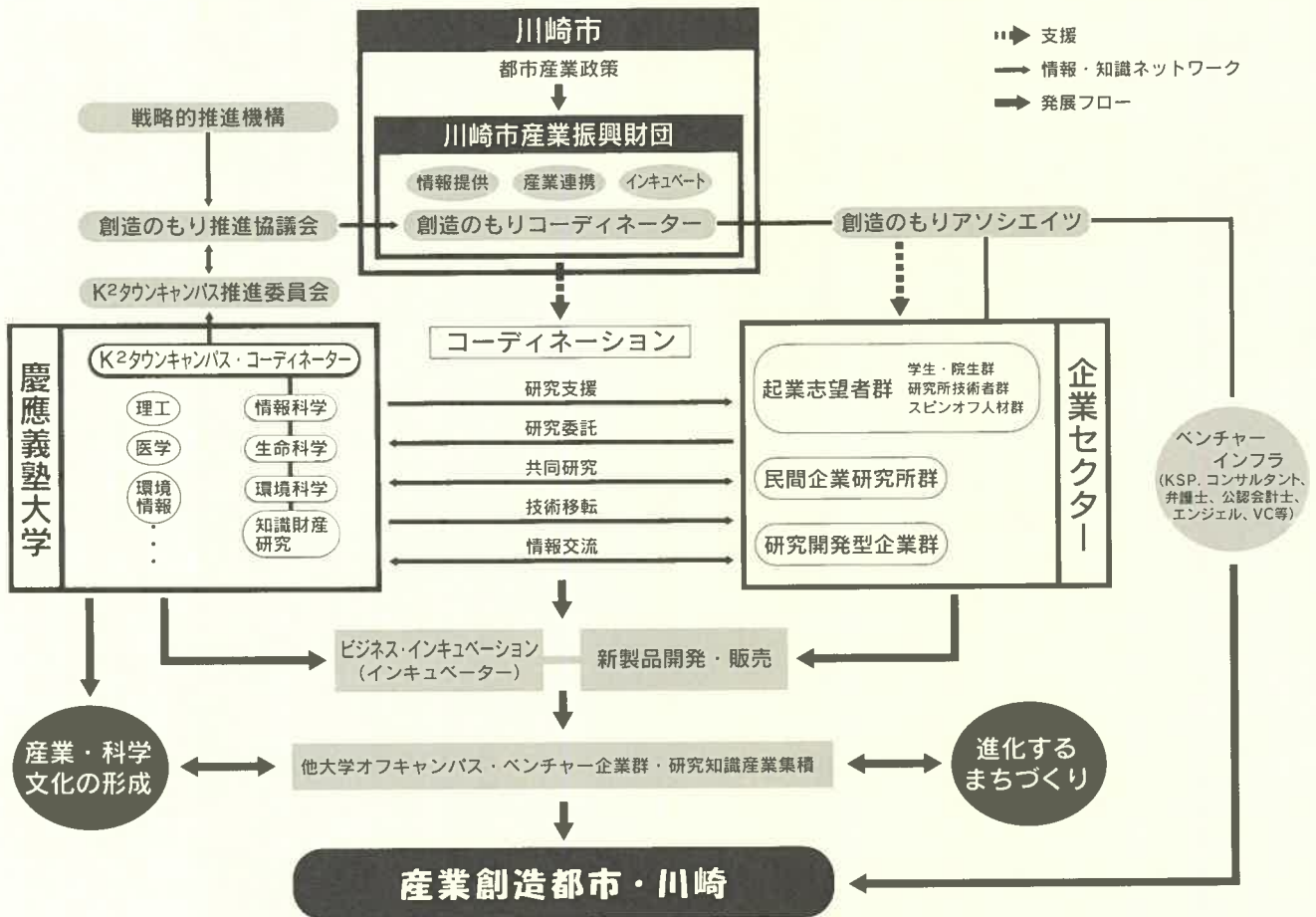
それはどういうことか、そのことを別の観点から説明しますと、研究施設というのは大学の場合四種類あるというのが我々の考え方です。カテゴリー1からカテゴリー4と呼びますが、カテゴリー1は各先生方の研究室で、文系の先生でしたら本棚が並んでいて、理系の先生でしたらフラスコがあつてというようなところですが、従来はこれだけで学問が成り立っていました。しかし時代が過ぎるとともにこれだけでは無理です。例えば共同の研究施設。いろいろな分野の先生が集まって共同のプロジェクトができるような体制をつくらなければなりません。あるいはみんなで使える共用の研究施設、ライブラリー・メディアセンターあるいはリサーチセンター、ミュージアムなどが

たくさんなければいけない。共同と共用ということが重要になってきます。そして何よりも学外で産学官公民、市民の方々、企業の方々、他の大学の方々と一緒にするような共同研究施設があるべきです。これをカテゴリー4と読んでいます。

先ほどお話しした展開とこの考え方が結びつきますと、研究センターを拡充しなければならぬわけですが、慶應はキャンパスがいくつもあります。三田にも研究センターが四月オープンをめざしてつくられています。日吉の研究センターは着工が始まる寸前です。矢上の研究センターは理工学部の先端技術研究センターで四月にオープンです。信濃町では医学部の研究センター、それから湘南藤沢にある研究センター。そういったものをずっと拡充しています。

しかし、これはオン・キャンパスで学部に直属しているものなのです。学部を横断的にネットワークでむすび、学外の方と一緒できるオフのキャンパスがほしいということがもう一方の展開です。それがオフ・キャンパス構想です。塾外の施設を活用して産学官公民の共同研究を推進し、研究成果を社会貢献がしやすいオフ・キャンパスをつくりたいというのが、我々の願いだっただけです。そこで二つのオフ・キャンパス、私たちはタウン・キャンパスと呼んでいますが、その間にキャンパスをつくらうということになりました。新川崎の駅前につくるものを大都市圏型のタウン・キャンパスと位置づけます。これを川崎市と慶應でK<sup>2</sup>(ケイスクエア)と呼んでいます。

# 〈新川崎・創造のもり第Ⅰ期基本構想図〉



それと同様に山形県鶴岡市にもう一つつくる。鶴岡市は一〇万都市です。これを中小都市型タウン・キャンパスと位置づけてTTCCK II Tsuruoka Town Campus of Keioということで来年の四月にオープンします。川崎にできるタウン・キャンパスはすでに新川崎に工事が進んでおります。六〇〇〇坪です。ここは二一世紀へむけた慶應義塾の先端的な研究開発拠点と位置づけて、川崎市にとっては産学官の連携の中核施設と位置づけていただき、お互いに連携していこうということです。このキャンパスを通じてまちづくり、産業育成、文化振興など、広い意味での創造的教育ができればいい、それが慶應にとって社会全体に貢献できる道なのかなと思っております。

具体的にはどうするかと言いますと、小池教授は光ファイバーをプラスチックで世界ではじめて開発した、今一番注目されている世界的な若手の学者です。中島教授は画像処理関係で、多方面の研究開発をされています。それから一二月にほとんどのマスコミに取り上げられたと思えますが、世界に先がけて二二番目の遺伝子を全部解析した清水教授がDN Aサイエンスのプロジェクトを立ち上げます。それから環境科学として清水教授がエレクトロニックギア、電気自動車のプロジェクトを出します。無公害で環境にやさしくて高齢者社会にそのようなエレクトロニックギアとは何だろうかということを探ります。それから環境情報学部長をしております斎藤教授が地場産業の方々に情報ツールを使ってマルチメディアのベンチャー支援をします。そしてこ

ここで開発された知的財産に関しては、君島助教授が知的財産権の支援をします。つまり慶應が誇るスターを出すということです。

さらに、プロジェクトに参加していただく企業だけに何か恩恵があるというのはいませんが、タウン・キャンパス自体が川崎市の市民、企業市民の方々への知的な地域支援を考えています。特に地場産業の育成ということでは、企業経営、ものづくりの技術関係、知的財産の支援もK2(ケイスクエア)やKSPなどと連携しながら進めていきたいと考えています。

もうひとつの鶴岡タウン・キャンパスは、山形県の海側でいわゆる庄内藩です。川崎と違い一〇万都市でなおかつ豊かな自然がありますので、二一世紀は環境の世紀ですからTTCCKでそれに貢献できるような先端教育をやりたいと思っております。それを我々はキャッチフレーズで「つち・みず・かせ・いのち」と名づけていますが、基礎研究ではなくすぐに役立つ、例えば食糧問題、環境問題、環境修復の専門家をここに集結させようと考えております。我々は産業振興、まちづくり、地域活性化そして地場の人材育成のお手伝いをする形で連携できればと考えております。

しかし、研究者を送り込めばそれで地域貢献ができるとは思っていません。学内の支援として研究助成センター、あるいは私が副所長をつとめている知的資産センター、これは一般的にはTLO II Technology License Officeと呼ばれていますが、慶應の場合は知的財産ではなく知

# 新川崎・創造のもり基本構想(第I期)



## (1)計画の概要

■名称：新川崎・創造のもり

\* KAWASAKI Emergence

Cluster創造の拠点

\* KAWASAKI Knowledge-

Creating Cluster知識創造の拠点

■場所：JR横須賀線新川崎駅周辺の旧国鉄操車場跡地約6ha

■期間：平成二二年四月から一〇年間の暫定利用

■第I期計画：

慶應義塾大学Kタウンキャンパス



「新川崎・創造のもり」建設中の研究棟

敷地面積：約二ha

建物：研究棟四棟、厚生棟一棟(総二階建て)、延床面積六、三〇一㎡

緑の広場：約〇・七ha

■K²タウンキャンパス研究室

齊藤信男教授研究室(マルチメディアベンチャー支援) / 中島真人教授研究室(画像処理等研究) / 小池康博教授研究室(超高速マルチメディアシステム設計) / 清水信義教授研究室(DNAサイエンス研究) / 清水浩教授研究室(先端電気自動車研究) / 君嶋祐子助教研究室(知的財産制度研究)

## (2)理念

産学連携の実現により、次世代の産業と科学文化を興し、競争力のある新しい産業クラスターを創る。

## (3)目標

慶應義塾大学K²タウンキャンパス研究室と意欲ある企業群・起業家群とのマッチングをはかることにより、先端科学技術開発やその企業化・起業化をめざす創造的研究開発の実験拠点を創る(第I期)。

その成果を踏まえ、先端科学分野の他大 学オフキャンパス・ベンチャー企業群および研究知識産業が集積し、青少年・市民の先端科学学習の拠点的役割も果たしうる次世代産業の研究開発クラスターへの発展を

はかる(第II期)。

この過程を通じて、多様な情報・知識ネットワークを形成し、ベンチャー企業が次々と起こり新産業が全市的に展開するインキュベーター都市づくりを推進する。

\*クラスターとは葡萄の房をさし、産業クラスターはある製品の緊密な企業間ネットワーク、研究開発クラスターはある分野の緊密な研究開発主体のネットワークを意味する。

## (4)戦略

創造のもりII次世代産業の研究開発クラスターづくりをめざして、次の五つの戦略事業を推進する。

■コーディネート事業

産学の連携とはつまるところ産のニーズと学のシーズとのマッチングである。慶應義塾大学K²タウンキャンパス研究室が有する情報、生命、環境、知的資産の科学技術シーズと、起業志望者(学生・院生、研究所技術者、スピノフ人材等)や民間企業研究所、研究開発型企業など意欲ある起業家・企業群のニーズをコーディネートする。具体的には、研究指導、研究委託、共同研究、技術移転および情報交流などの諸事業により進める(第I期)。第II期には他大 学オフキャンパス研究室との間にもコーディネート事業を拡大する。

■情報・知識ネットワークづくり

マッチング事業の成果を上げるために、両者の仲立ちをするコーディネーター、経済環境や技術変化に関する情報・知識を提供できるアドバイザー、起業や企業革新の情報・知識を提供したり実際にその指導が

できるコンサルタント・アドバイザーなどの多様な専門家のネットワークづくりを進める。多様な専門家の参加・支援により、新しい研究テーマの提示、マッチング方法の改善、企業側の新しいニーズの開発、起業指導などマッチング事業の質の高さを高めることができる。

■インキュベーション

大学研究室における研究費や知的所有権の確保・販売、企業側における新製品開発や新規事業部門の拡大などの成果が得られるよう、マッチング事業を進める(第I期)。さらに、インキュベーター(起業促進・新企業育成機関)の整備を同時に進め、先端研究開発分野の情報、パイオ、環境、福祉等におけるベンチャー起業、新産業起こしを実現する(第II期)。

■青少年・市民先端科学学習事業

K²タウンキャンパスの研究者が有する情報、生命、環境、知的資産の科学技術を見学、講演等により広く青少年・市民に普及することにより、先端科学技術やその効果、さらに産業の未来の理解を深める(第I期)。第II期はさらに多様な分野の学習を拡大する。こうした活動を持続し拡大することにより、新しい産業・科学文化の土壌を形成する。

■進化するまちづくり

K²タウンキャンパス設置を契機にした一〇年間という限定された時間のなかで次世代産業の研究開発クラスターを形成するためには、環境(経済・科学技術)変化に適応した機能集積とそれに対応した土地利用が求められる。固定的な土地利用を廃し、環境変化に適応し、常に発展する土地利用



用、つまり進化するまちづくりを進める。

### (5) 組織

五つの戦略事業を推進するため次の諸組織を設け、その有機的活動により所期の目的達成をめざす。

#### ■戦略懇談会

創造のものが経済環境や技術変化に適応し所期の目的が達成できるよう、最新かつ先端の情報・知識を検討し提供できるアドバイザー組織として、創造のより戦略懇談会を設置する。メンバーは川崎市、慶應義塾大学、産業界、学識者・専門家、国などのトップレベルの人材により構成する。

#### ■推進協議会

創造のものの諸事業の計画化、支援および財政的支援等全般の方針を審議、決定する組織として、創造のより推進協議会を設置する。メンバーは川崎市、慶應義塾大学、産業界の代表、学識者・専門家、国などにより構成する。

#### ■K<sup>2</sup>タウンキャンパス推進委員会

第一期事業である慶應義塾大学の「タウンキャンパス」事業は、「創造のより」事業全体の成否を決するものであり、これの成功のために、まず産学公が一体となって協力、支援、活用のための方策を確立し、推進するための委員会を設置する。メンバーは慶應義塾大学、川崎市、産業振興財団、産業界などにより構成する。

#### ■コーディネーター

川崎市産業振興財団のなかに創造のよりコーディネーターを設置し、K<sup>2</sup>タウンキャンパス・コーディネーターと協同してまっすぐマッチング事業を推進するとともに、その

他も含めた総合的な事業推進役となる。また、創造のよりコーディネーターは創造の

より民間企業研究所、研究開発型企業などのニーズの掘り起こしや起業指導・支援のコーディネーターも促進する。

#### ■アソシエイツ

起業や企業革新の情報・知識・資金を提供したり実際にその指導ができるコンサルタント、アドバイザー、エンジェル、ベンチャーキャピタルなどのベンチャーインフラとなる多様な専門家のなかから、創造のより支援の意欲ある人々に創造のよりアソシエイツへの就任を要請する。アソシエイツは創造のよりコーディネーターと協同して、起業志望者や民間企業研究所、研究開発型企業などのニーズの掘り起こしや起業指導・支援をおこなう。

#### ■川崎市（産業振興財団）

川崎市（産業振興財団）は創造のより事業の進捗状況を常に点検し、適切な方針を提示するとともに、次世代産業の研究開発クラスターの計画や新しい産業クラスターの構想に関する独自の都市産業政策の練りに注力する。

### (6) 運営スタンス

諸事業や組織運営をスピード、創造性、ネットワークの三つを常に念頭において推進する。

#### ■スピード

経済環境や技術革新の変化は急速であり、変化への適応力が常に求められる。素早い決断と柔軟な変化ができる事業推進のスピードが必要である。

#### ■創造性

変化への適応は物まねではなく常に独自の創造性に裏づけられなくては成果を上げられない。なかでも産学の連携「マッチング」事業は成功事例が少ないため、独自の創造性発揮が不可欠である。

#### ■ネットワーク

情報・知識経済社会では人の知的資産が付加価値を生む源泉であり、人のネットワークづくりがスピードと創造性の鍵となる。どのような人のネットワークを創り、どのような知識創造型の地域産業システムとして確立できるかが成否をわける。

### (7) 創造のより情報ネットワークづくり

次の方向で情報ネットワークづくりを進める。

#### ① 創造のよりホームページ

創造のより（K<sup>2</sup>タウンキャンパス含む）の諸情報（研究者情報、研究テーマ、研究成果、セミナー等）を凝集した双方向型のホームページ（日英語双方）を立ち上げる。掲示板、メーリングリストなども追加し、サイバーコミュニティづくりを促進する。

#### ② 知識創造データベース

アソシエイツ、企業、研究所、大学等の人材、研究実績、特許等シーズ・データベースを整備し、必要な情報を迅速かつ有効に活用できる情報インフラづくりを進める。

#### ③ 創造のよりリンク

国、研究所、文献等のホームページとのリンクを張り、大学、企業、市民が利用しやすい情報ネットワークづくりを進める。

#### ④ 創造のよりニュースレター

月一回、情報交流紙「創造のより」ニュースレターを発行し、大学、企業、アソシエイツ、市民、行政等の情報交流を促進する。

### (8) 起業システムづくり

以下の方向で起業システムづくりを進める。

#### ① SOHO育成事業

平成一・二年度から産業振興会館施設を活用したSOHO育成事業をはじめ、起業家の発掘を進める。

#### ② インキュベーターの整備

プラットフォーム法を活用したインキュベーター整備計画を迅速に策定し、平成一・三年度をめどに創造のよりエリアに創造のよりインキュベーターの整備をはかる。

#### ③ 起業インフラの形成

創造のよりアソシエイツメンバーとの議論を通して、起業支援のソフトシステムを構築する。

### (9) 第二期計画の策定

第一期II K<sup>2</sup>タウンキャンパス計画に引き続き、他大学オフキャンパス・ベンチャー企業群・研究知識産業の集積を図るべく、第二期計画の策定をおこなう。

的資産と呼んでいます。研究キャンパスで生まれた特許、技術を企業や組織を通じて社会還元することを考えています。それから慶應学術事業会が産学連携のいろいろなりサーチ・プロジェクト、インキュベーション・プロジェクトのプロデュースングをするということで、私はリサーチ・プロデューサーとして皆さんと一緒にできればと考えております。

## 雇用を生むインキュベーションをKSPから育ったベンチャー企業

原田 それでは次にインクスの山田社長にお話しします。このKSPから育ってもうすぐ上場というところまで大きく成長されたインクスの山田社長ですが、先ほどからインキュベーターという話が出ているのですが、ベンチャー企業の経営者の立場から自治体、大学への要望などを含めてお話ししていただければと思います。

山田 私は一九九〇年にインクスという会社を作りました。それまでは大企業に勤めていたのですが、会社をつくって一年経たない、まだ五人ぐらいの会社の時にKSPの中に入れていただきました。何をKSPで育成していただいたかと言いますと、場所の拡大がすごく楽にできました。いまも本社はこのKSPに置いています。九八年八月までここにいましたが、会社の成長にもなつて毎年のように引越しをすることが、ここの中ではある程度自由にできた。

もう一点ですが、会社ができた直後は信用がないわけですが、KSPに入るこ

とによって信用ができる。信用ができると何ができるかと言うと、まずお金が行から借りやすくなってきます。あるいは国のベンチャーの支援金等が、KSPにいれば、他の場所よりは借りやすくなってくる。同時にこういう場所に事務所がある人と人が集められます。人を採用する場合、会社の環境をよくしないと人は来ないですね。人がまず集まる。お金の借りやすくなる。

第三番目はお客様が集まってくる。お客様が我々のところに来て、こんな立派な所にいるということを見られると、町の中小企業と違うという見方をされます。お客様は大手企業ですから、常にKSPのようなきれいなオフィス環境の中にいらつしやるわけです。それで似たような環境にいるという印象をもってもらえますから、保護色みたいなものですね。そこで、我々は常に社員にはネクタイをさせています。ベンチャーだからと言ってポロシャツを着ているわけではな

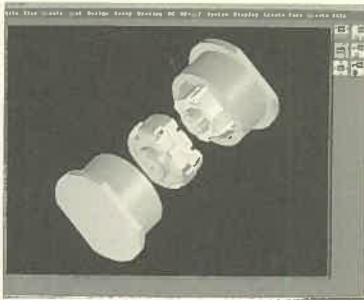
というか、ある意味では格付け機関のような働きがあるのではないかと思います。今日のテーマでありますベンチャーというのですが、どうしてベンチャー企業をこれほど生まなければいけないのだろうか。先ほど篠原先生から「第一の近代」と「第二の近代」というお話がありました。第一の近代は「第二の近代」は蒸気機関と紡績企業を原動力として産業革命が起きたのだと思います。「第二の近代」が今起きている。つまりIT技術による産業革命です。昔で言えば明治維新と同じ状態です。あらゆる分野で新しい産業が起きます。だからベンチャーが起きている。この

第二の産業革命がどのような状態です。説明いたします。産業革命の実態をお見せします。

まず新宿のオフィスですが、この中の五二階のワンフロア全部を借りています。コンピュータは一台一〇〇〇万円ぐらい。これが一〇〇台あります。社員が今一三〇人いますが、一〇〇〇万相当のCADを使って若い社員、平均年齢二四・五歳の社員が三次元処理で設計をします。

図面は一切ありません。立体で全部設計します。設計されたデータは川崎市の溝の口のそばにある梶ヶ谷の工場に来ます。これは光造形と言ってコンピュータのデータ通りレーザー光線を当てるとプラスチックが固まる機械です。新宿のオフィスで設計したものがオンラインで梶ヶ谷工場に来たら、自動的にものをつくってくれます。作業者は一人もいません。これは六〇〇〇万円の機械で二〇台持っています。この機械の台数においては世界最大です。GMが二七台ですが、こういうビジネスをしている中では世界最大です。トヨタでも六台です。

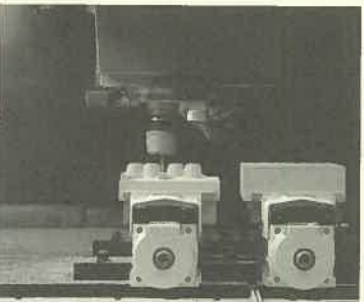
このように先ほど設計したデータは完全にオンラインで、六時間でできて、スイッチを入れるとものが見えたり聞いたり、コンピュータだけでできています。六時間でこういうものができる。従来ですと、職人の手で二週間かかったもの。もう一度新宿へ返ってきたデータを元に金型をつくりたい。これは全部アルバイトでやっています。アルバイトが我々が自前でつくったCADを使って金型設計



どんなに複雑なデータであっても、また作成したCADソフトの種類を問わず、セルモデラー（KATACAD）は、金型設計、加工用のデータの作成を可能にします。



CTスキャナーの断層データを立体データへと変換して製作した光造形モデル。診断、治療、そして切開手術をおこなう前のシミュレーションが可能になりました。



図面や指示書に代わる技術情報の伝達手段が必要になる日は遠いことではありません。ソリッドモデラーで作成したデータをNCデータなどとともに送信するための、（オブジェクト通信）手法の開発をおこなっています。

（インクス：会社案内より）

をします。アルバイトといっても、まだ二〜三カ月しか経験をもっていない人たちです。一時間一〇〇〇円の人たちです。我々は今、二、三〇人の社員と一〇〇〇人のアルバイトを使っていますが、操作は二〜三週間で覚えます。

どうしてこういうことができたかと言いますと、蒲田の二二台のマッシングセンターが大変な工場ですが、ここは内勤社員が二名、アルバイトが六名です。二四時間三〇日操業しています。これによって、従来は職人が四五日かかってつくっていた金型が六日でできるようになってきました。これは、いま金型を仕上げている最中です。従来こういうものは職人芸でやっていたのですが、我々はそれをマニュアル化して、二〜三週間訓練すればアルバイトでできるようにしました。

見ての通り金型工場という感じではないのですが、三つの拠点、新宿と川崎と蒲田が完全にオンラインでつながれていて、あたかもワンフロアと一緒です。その中でベンチャーをやっているのです。これが今日の産業革命の姿なのですが、従来はいわゆる職人さんが何年もかけてやらなければいけないことを細分化してマニュアル化することで二〜三週間で覚えられるのです。マクドナルドのハンバーガーと同じです。

九八年の一二月にこの仕事を始めたのですが、それから一年で全部の携帯電話の会社から金型の注文をいただきました。携帯電話は日本で一番難しい金型です。海外のフィンランド、イギリス、フランス、オーストラリアからも携帯電話の金型の注文をいただいております。一切職

人はいません。このように産業革命が起きているのです。

産業革命はIT技術によって起き始めているのですが、ITだけではだめなんですね。ITはものを生まないのです。ヤブーの株は一億円しますが、何人の人が恩恵を蒙ったか。それによってどれだけ日本に雇用が生まれたか。私はあれが悪いと言っているのではないのですが、それだけではないだろうという話をしていっているのです。日本は現在食糧の六〇%、エネルギーの八〇%を輸入している国ですが、何らかのものを輸出しなければ食糧を輸入できないわけです。何を輸出しているかというところ七〇%は工業製品なのです。あと一〇年間インターネットで飯が食えるかというところ飯が食えないのです。もちろんインターネットは大切ですが、日本はものをつくらなければ成り立たないということなのです。

それでは今日のテーマに戻ってインキュベーターに望むことと、地方自治体に望むこと、大学に望むことの三つの視点で考えたいと思いますが、インキュベーターに望むことは、まずは原点に戻ってどうしてベンチャーをつくらなければいけないのかということを考えたいと思います。金儲けをするためではないのです。インクスの最大の目的は雇用を生むことです。日本は何らかの仕事をし、雇用を生んでいかなければ食糧に代えられないのです。したがって、インキュベーターは雇用を生むということに対して支援をすべきだと思います。個人がお金を儲けることに対して支援をするのではなくて、公共的なもの、日本が将来もずっと

雇用を生み続けられる技術、産業に対して投資すべきだと思います。これがまずインキュベーターに望むことです。

それからもう一点は、先ほど見ていただいた通り、これまで職人さんを長い間訓練しなければ成り立たなかった技術が、あつという間に二〜三週間で誰でもできる新しい生産システムができてくると、労働体系が変わります。我々は二四時間体制でやっていますし、地下鉄も二四時間動かしてほしいぐらいですね。夜中に働きたい人はたくさんいるのです。したがって、自治体には新しい労働体系が生まれるということをきちんと捉えてインフラ整備をお願いしたい。

大学に望むことといえば、国立大学の先生がいらつしゃるのでなかなか言いづらいたのですが、国立大学の先生は国家公務員というのが大きなき害になっていると思います。さつきも説明しましたように、産業革命が起きていますから、スピードが違うんですね。三カ月で新しいことが生まれています。それに対して、今の大学のあり方では絶対ついていけない。我々の方がよっぽど新しい機械を持っています。その中で、産・官・学が共同してやろうという川崎市と慶應の話は非常に大きな意義があると思います。

よくこういう話をすると、長期の研究はどうするんだという話がありますが、もちろん長期の研究は大切です。しかし、この三年間で起きたことを考えれば、技術開発のスピードは、これまで三〇年ぐらいかかって起きていたことが三年ぐらいいで起きていますね。ですから、三カ月ぐらいで方針を変えるぐらいの研究をや

つていかなければいけない。そういう時代だということを見すえて、大学と企業が結びついていけば、日本はよくなると思いますけれど、まだまだ大学の制度がそこまで追いついていないですね。最後にもう一度言いたいのですが、日本に雇用をという意味で、産業にぜひ投資をしていただきたいと思います。

### 東工大TLO(技術移転)と新しい産業創造

原田 それでは最後になりましたが、東京工業大学の塚本さんに、いま山田さんから大学に対して一つの提起がありました。そういったことを含めて、産学協同の連携の状況、東工大は国立大学です、そこにTLO(技術移転)をつくられたということ、国立大学をどういうふうに変化に対応させるかということをお話したいと思いますが。

塚本 非難の矢面に立っている国立大学ということ、光栄な立場でご説明させていただきます。実際のところ、国立大学は全体としてはあまり大きく変わっていないというのが現実です。私はもともと大学の人間ではなく従来は役人をやっています、二年半ぐらい前に大学に入りましたが、確かに大学を内側から見ると、社会の動きと隔絶している部分があることは間違いないと思います。ただ国立大学もある意味では変わるべき時期に来ているということをご説明したいと思います。

これまで大学の役割というのは、教育と学術研究の推進ということであつたわ

けですが、最近では科学技術基本法、科学技術基本計画に基づきかなりの科学技術経費が大学に流れるようになり、また大学の発明を権利化し民間に移転する機関を支援するための大学等技術移転促進法も制定されました。

こうした動きは何を意味しているのでしょうか。私としては、教育および学術研究の推進に続く第三の使命として、新産業の芽となる技術を生み出し、それを産業界に移転するということが社会的に求められるようになってきていると理解しています。大学全体の教官が同様の理解をしているかといえば、否定的かもしれません。欧米の大学では私の理解と同じような認識が生まれてきていますし、欧米の大学はそうした新たな第三の使命にむけて組織体制も整備してきています。しかし日本の大学は国立・私立含めて新産業の芽を生み出すための産学共同研究や技術移転するための組織整備は非常に遅れた状態にありますし、制度的にも改善すべき点が多く残っています。

東京工業大学の場合、助手・助教授・教授、全部含めて一、一〇〇人の教官と、一万人の学生がいます。海外の主要大学と比較すると、例えばMIT（マサチューセッツ工科大学）に比べて教官数は三分の二で学生数はほぼ同程度です。ただ欧米の大学と根本的に違っているのは、制度的な呪縛と組織整備です。国立大学の制度的呪縛というのはすごいものがあります。国立大学の制度的呪縛をカー・ルイスにかけたらオリンピックでは勝てません。一〇キロのおもりを付けて走ってみるといようなものです。それ

をどうやってはたすのが最大の課題です。

例えば、企業と大学が本格的に共同研究ができる仕組みになっていないという現実があります。現在の仕組みですと民間と国立大学が共同研究する場合、基本的に全部国と企業の共有になってしまいます。一見バランスがとれた制度のように見えますが、国と共有の特許は民間企業の特許戦略にはなじみません。英国のオックスフォードやケンブリッジでは、共同研究契約の条件次第で企業帰属も認められるようなフレキシブルな制度になっていますが、日本の国立大学の場合は硬直的です。もちろんオックスフォードやケンブリッジでは成果の企業帰属を認めた場合でも、相手企業が実施する場合には実施相当料は大学が徴収することになっていますが、フレキシブルであるということが重要です。

要は海外の一流大学がフレキシブルな対応をしているにもかかわらず、日本の国立大学が硬直的な対応しかできないとなると、民間企業としては、日本の国立大学はパートナーとしては魅力に乏しいということになってしまいかねないということです。通産省も文部省もこうした現状を何とか変えなければということである。いろいろな検討がなされていますが、ここで述べた問題以外のものも含め、制度的な問題を早期に整備してもらい必要があると考えています。

次に産学連携を推進する組織の整備の問題があります。従来、産学連携のための調整をする教官等の人員は、日本の大学ではほとんど配置されていませんでし

た。東京工業大学の場合、二年前は一名、私だけだったので、こういう場で油売りして、産学連携の機能がほとんど止まってしまうわけです。それが今までの国立大学、私立大学もそうだと思いますが、実態だったわけですね。

ただ、東京工業大学でもこの二年の間に産学連携のための組織整備が本格化しています。

左図を参照していただきますが、三段階のステップで組織整備を進めていまして、第二段階はフロンティア創造共同研究センターの整備です。フロンティア創造共同研究センターは、一九九八年四月に設立され産学連携に関する企画・総合調整と産学官の共同研究のフォーメーションと実施をおこなっています。すでに四つの大規模な産学官共同研究が生まれ、近々二つが追加される予定となっています。

第二段階としては東工大TLOを一九九九年九月からスタートさせました。東工大TLOでは、発明の発掘、権利化、ライセンスを開始しており、これまでに三〇件程度の特許出願をし、一部ライセンスに成功した事例もできています。

第三段階としては、東工大のテクノロジを活用するベンチャー企業の育成支援をおこなう蔵前テクノファンデーションを形成することを検討しています。

以上のうち共同研究の実施部隊を除いて総勢一五名程度が産学連携のための活動をおこなっています。企業経験のある方に一〇名程度はいたっており、現在では日本の大学の中で最大の組織体制となっています。東工大としては、この体制でようやく欧米の主要研究大学と

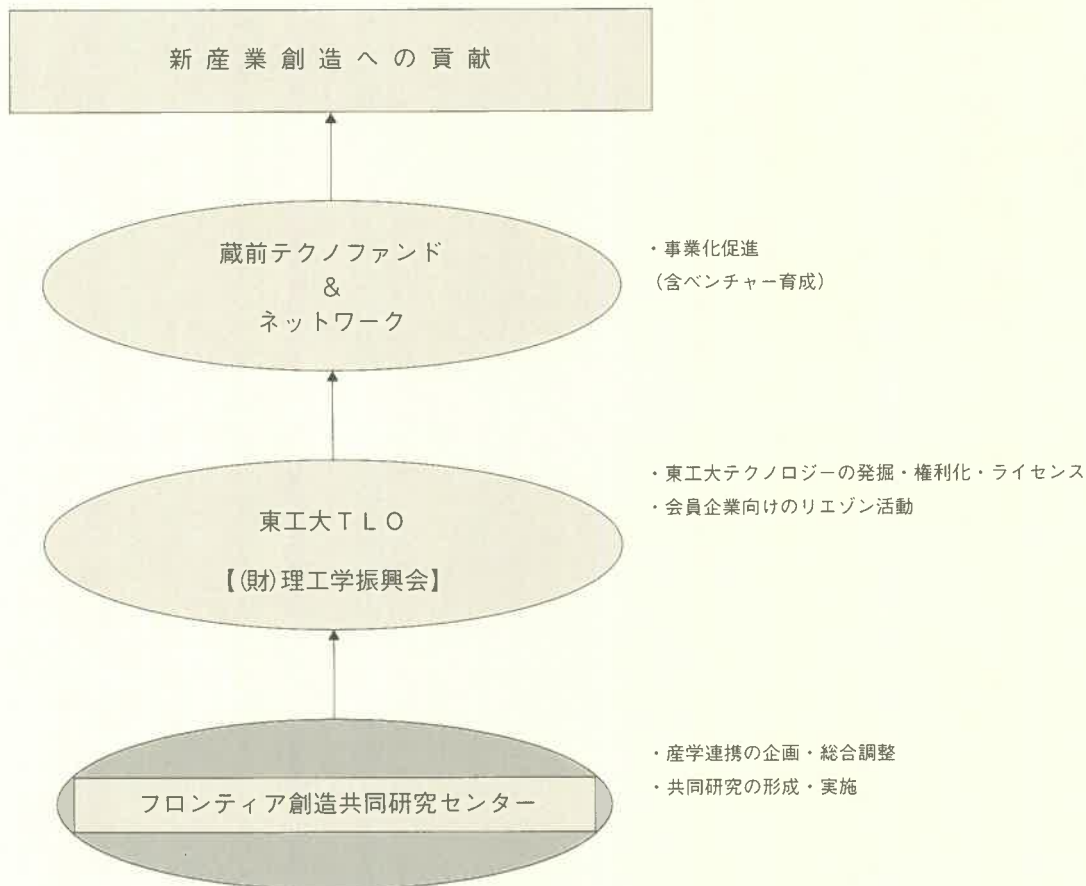
伍してやっていくための最低限の体制は整備できたのではないかと感じております。

次に議論がありますのは、大学の技術が本場に新産業に結びつき得るのかということ。古い話で恐縮ですが、TDKという会社があります。TDKは東京工業大学電気化学科から命名された会社で、東京工業大学から二度にわたって重要なテクノロジが移植されています。TDKの創業は戦前ですが、創業の時期にフェライトの技術が移植されました。通信機のトランスなどに使われ、それによりTDKに発展がもたらされたようです。また戦後は磁気テープの技術が移植され、TDKの発展に大きな貢献がなされました。

こうした技術以外にも東京工業大学のテクノロジは、光通信、クウォーツ、ビタミンB<sub>2</sub>などで産業に大きなインパクトをあたえたという事実があります。近年においても面発光レーザー、脳波観測技術、超広帯域電波吸収体、次世代液晶（反強誘電性液晶）、圧縮性流体制御技術、薄型平面アンテナ、極限口ホット、ロボットカメラシステム、レーザー式親ねじリード等産業に応用される技術が続々と生まれつつあります。なお、こうした技術は大企業で活用されているものもありますが、ベンチャー企業が実用化したものもあり、特に次の世紀はベンチャー企業が東京工業大学のテクノロジの企業化を担う事例も多く出てくるのではないかと考えています。

ここで最後に少し述べておきたいのは、山田さんが触れられた雇用の問題です。

## 東工大の産学連携の基本コンセプト



従来の大学の発想では産業による雇用については、自分たちには関係のない話というものであったかもしれませんが、今の時代になると、卒業生たちの就職先が少なくなり、いずれ大学の存在意義すら問われる状況になっているのではないかと思います。たとえば、工科系の大学で

も高級技術者をどんどん輩出しても雇用の場がないのであれば、それほど大学なり大学院はいらぬということになるわけです。従って、企業や中小企業、場合によってはベンチャー企業に技術を移転し、新たな産業が起こるという状況になるよう大学としても一定の役割を果たし

ていく必要があるということですが。

東京工業大学としては、制度の制約など難しい問題があるのは事実ですが、内藤学長の指導のもと、産業の芽となる技術の創出およびその産業界への移転という大学に与えられた第三の使命達成にむけ活動していく方針ですので、よろしく御支援方お願い申し上げます、私の報告とさせていただきます。

### 基礎自治体の産業振興と インキュベーターの ネットワーク・システム

原田 ありがとうございます。基礎自治体の産業振興が、山田さんの方から出された雇用の問題を含めて、企業誘致ではなくてインキュベーターで新しい企業なり産業を起こしていくというところに移ってきたことは、ぜひ今日の発言の中で確認しておかなければいけないと思います。

それから、今の塚本さんのお話もそうですが、たとえばTLOで、技術をライセンス供与されてインキュベーターに入るといふかたちになるのですが、分野でいえばほとんどハイテク・先端技術ですよ。ところがアメリカのインキュベーターでは女性なりマイノリティなり、広い意味でのハイテク以外を含めた創業・起業が社会的に定着している。そうではないのではなか。相模原市の場合もたぶん入居する企業はハイテク関連なのではないかと思えます。そこで、相模原の市長さんと石川さんに、今後各地域でイン

キュベーターを発展させる場合の方向性について、それぞれご発言をお願いいたします。

小川 税制あるいは法的にバックアップの必要があるということ指摘されましたが、基礎自治体では税制に関することはむずかしい。したがって、いま与えられた条件の中で何ができるかということだと思います。まず一つは、私どもの産業創造センターを、資金的にも経営の面でも強化していくことが必要だろうと思っています。そこで増資を昨年呼びかけまして、金額はそう大きくはなかったのですが、二二社から応募があつて、金額では八四五〇万円増資をしています。

それから運営・経営面でも企業経営者、特に若手を中心として支援グループを組織してもらつて、二八名の若手経営者に実務についての支援をお願いしています。さらにアドバイザー制度を考えているところで、専門家の方々をいま募集しているところです。機械・電気等々にくわえ、マターケティングのアドバイスをお願いしたいと思つています。

それからもう一つ、これも行政ができるだけのことではしようということで、若い方がんばつていただこうということで、二〇〇三〇歳代の方に五〇万円から二〇〇万円ぐらいまでの奨励金を出そうではないかと、こういう基金も用意をする。あるいはスタートアップした一年未満の起業家の方々の資金的な支援ということで一〇〇〇万円まで、五年二・四％の金利で融資しよう。あるいは商店街のトップランナー育成事業と言つています。が、モデル店舗を育成していく事業にも

年間一〇〇万円、二年以内で店舗の賃料の半分ぐらいは応援をしていこう、といった試みをおこなっています。

石川 私は、インキュベーターの仕事に二つの柱があると考えます。一つはネットワークビジネスということですが、つまり川崎市の企業に慶應のタウン・キャンパスを生かす、あるいは東工大でおこなわれている作業を生かすためには、ネットワーク・ビジネスが大事になってくる。

ネットワーク・ビジネスを成り立たせるためには、基礎となるデータベースはもちろんだ切ですが、それをちゃんと読みこなしてニーズを持っている企業を適切な研究者につなぐ必要がある。神奈川県が姉妹提携しているドイツのヴァーデンビュルテンブルグ州には二〇世紀に一〇〇年間かけてヒューマン・ネットワークを築き上げ、機能させてきた財団がありま

すが、それにならってお婿さんと花嫁さんを引き合わせる、そういう専門家を育てることが非常に大事だと考えます。

もう一つの柱は、インキュベーター施設に入った企業を育てる役割。昔で言えば乳母さん、人情が豊かで、専門家だから目は行き届くのだけれど、一方で冷めた目をもっていて、だめだと見切りをつければさっさと宣告して追い出しちゃう、そういう育児の専門家。アメリカのベンチャー・キャピタルの最初の時期にはまさにそういう人がいて、可能性のある仕事を始めた人に二四時間つききりで、時間の八割はおだてることに使うんだそうです。お前は天才だとかお前に匹敵する奴は誰もいないとか。しかしあとの二割は要所要所で、もうお前なんか死んじ

まえ、お前に入れ込んだ俺が馬鹿だから、お前が死ぬのを見届けたら俺も死ぬとか、非常にドラマティックに人間関係を築いてお尻を叩いたそうですが、それを組織的にできるような乳母さんの役目が大事だということです。

いま述べましたように、ネットワークをおおぜいの人が築き上げながら、そしてその中に紹介業務に堪能な専門家を育てるといふことと、この乳母さんの役目を担う人を育てていくこと、それが日本のインキュベーターが進歩していく上で不可欠なプロセスだと思いますから、その辺をよく見定めた上で、インキュベーター事業に乗り出す必要があるのではないかと考えています。

原田 山田社長にお聞きしたいのですが、先ほどインキュベーターに入った場合に、場所が確保でき、お客さんも来るし、会社の信用もできると。そうだと思うのですが、ただ、KSPのような立派なインキュベーターの建物を各基礎自治体が数十億のお金をかけて作るのは財政危機の中で無理だと思うのですが、そうだとしたらもつと安く、最小限の設備は必要でしょうがもつとソフトなシステム、先ほど相模原の市長さんがおっしゃったようなアドバイザーとかインキュベーター・マネージャーとか、そういうところで勝負しないともたないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

山田 確かにお金の問題はあります。私が、我々の職業を見ていただくといかにもハイテクのように見えますよね。でも考えてみれば、全然ハイテクではなくて、試作と金型なんです。試作と金型と

いうのはこれまで三Kと呼ばれていた職場なんです。去年我々の会社に八〇〇〇人の大卒の応募がありました。八〇〇〇人のうちの八〇〇〇人を面接して、三〇〇人採用しました。この三年間で、毎年三〇〇人入っています。

それに対して、今おっしゃた趣旨は何かと言うと、器が立派でなくともいいのではないかと、精神的な支援とか技術的な支援とかがいいのではないかとのお話だと思えますが、しかし、いい人材を採ろうとしたら、人が集まりやすい職場環境を準備しなければだめです。経営者は三K職場にしたまま人が来ない来ないと書いているんです。ちゃんと準備をしてきれいにすれば人は絶対来ます。モノを作るのは本当は楽しいんですよ。経営者はモノを作るところはきたないものだと思います。こんで、コストをかけていないんです。

私の考えでは、今から起きるベンチャーはコストを払えるベンチャーしか成功しないと思います。いま我々はKSP時代の三倍の家賃を払っています。一坪当たり、なぜそれだけ投資するかといえば、よりいい人が欲しいからです。ベンチャーは雇用がなければいけないんですけれども、小さいところで一生懸命やるからと言って人も来ないです。人が来やすい環境を作るためには、国も自治体もトネルを掘るのに金をかけるよりも、こちらに投資すべきでしょうし、その方がよっぽど役に立つと思いますけれども。

原田 よくわかりました。日本のインキュベーターの実態を見ると、ほとんど赤字で収支トントンにもならない。そうする

と行き詰まるのではないかと思うのです。もちろんKSPのような施設もあるんですけど、やはり施設と同時に中身で勝負して、各地に広まるようなインキュベーターを作っていくかという気はしたのです。

山田 アメリカのインキュベーターは収益があるからです。その収益は、そこに入居する企業の家賃ではないと思います。キャピタルゲインだと思えます。キャピタルゲインを得られるところはちゃんと得られる芽を育てなければだめです。アメリカは確実に儲かるという理論に基づいてやっているわけです。そのところが、新しいとか面白いとかだけで創業してもだめだと思えます。確実に儲かるということが必要だと思えます。もしそれを両立させようとしたら。

石川 ちょっと補足しますが、私が言うネットワーク・ビジネスというのは、例えば技術系の研究者であれ、ビジネスに堪能な方であれ、あるいは大学の市場調査のベテランであれ、資金を提供する人であれ、企業を育てるためにはそういう人材が必要なのですが、実はその人材ネットワークが地域全体の中にあつて、それがたとえばインキュベーターに入らない既存の中小企業の研究開発や事業開発を育てる上で、非常に重要な役割を果たす。私はそれを壁のないサイエンスパークだとか、壁のないインキュベーターと呼んでいるのですが、それを早く作る必要がある。

従って、新しい企業を育てることは確かにインキュベーター事業の象徴的なプロジェクトではあるのですが、日本のよ

うに非常に優れた技術を持っている、仮に、試作品をつくる優れた企業であつても、生産加工技術に優れた企業がなければ儲けるのはむづかしくなるわけで、日本にはそういう力が他の国に比べて層として厚く強くあるのに、そこが今壊れている。壊れているのを早く食い止めるためには、そういう企業に壁のないサイエンスパークなりインキュベーターのネットワークシステムを十分に使ってもらつて、新しいビジネスチャンスを見つけ出す、その手伝いをするのがこの事業のもう一つの大事なところだと思えますから、そのことを補足させていただきます。

### タウンキャンパスに必要なもの 〜研究環境、スピード、プロデュース

原田 いま石川さんにインキュベーターがポイントだとまとめていただきましたが、もう一つ、先ほど妹尾さんから説明いただいたのですが、川崎はKタウンキャンパスで産学連携を成功させなければなりません、妹尾さんから慶應側から産学連携の、できれば具体的な方向をお話いただいて、その後、塚本さんにも日本の大学でさらにプラスしてやっていける方向は何かということについて発言をお願いしたいと思います。

妹尾 先ほど、なぜ慶應はタウンキャンパスという言葉を使ったかということをご説明しなかったのですが、これは意味があるのです。英語のフレーズで「タウン&ガウン」という言葉があります。ガウンというのは象牙の塔の主ということ、それに対してタウンは町ですから、

タウン&ガウンは象牙の塔の住人と町の市民、つまり学者とシチズンとの対比を言う言葉です。これからの大学はガウンを着て象牙の塔にこもるのはもういいではないか、ガウンを脱いで、タウンで町の人と一緒にやりたいという希望がじつは込められているんです。それがタウンキャンパスという言葉なのです。

この願いを実現しようという時に、留意すべきことが三点あります。一つは、我々がタウンに出て行って、わつとやること、そのまま産業振興なのかということ、それは違う気がします。それは受け皿とすることに関連してきますが、我々の身勝手な立場から言うと、行ってほしい研究者に「エッ、なぜ川崎なの？」って言われたらおしまいなんです。「川崎、いいじゃないか」というだけの経済的・社会的・文化的基盤を地元の自治体や市民の方が備えていない限り、いい研究者はやって来ません。あるいは世界からやって来ません。

今、世界の最先端の学者は、いい研究環境があればどこへでも飛んで行ってしまふ。ですから、研究者が居続けるだけの魅力ある町なのだろうか、あるいはそういう受け皿があるのだろうか。また、例えば、誰かがものすごい開発をしたからベンチャーを立ち上げようと思つた時に、それをこなせる生産技術がまわりにあるのか？ 関連するキャピタルがちゃんと整っているのか？ それを受け入れられる人材はいるのか？ それらがなければ我々がいくらがんばっても産業振興にはならないのです。ということはどういうことかと言うと、それを受け止め

てくれる、あるいはそれを信じてくれる、あるいはそれらによつて沸き立って、ワクワクしてくれて立ち上がってくれるような町になつてほしいのです。

ということは、我々を起爆剤にして、産業振興するのは地元企業であり市民の方なのです。ですから我々はそのために進出するのであつて、慶應に地域振興のすべてを任せると言われても我々にはできないし、世界的な研究者も来ないでしょう。我々がワクワクして川崎でやらせてほしい、と言うぐらいになつた時に初めて産業振興ということが意味を持つのではないかと思います。

そういう意味で、私は第一点は、受け皿というか、まわりの環境というか、それをぜひ自治体あるいは地場産業の方々に考えていただければという気がします。

その時に我々と一緒にやるポイントの二つ目のコンセプトはスピードです。これからはとにかくスピードだと思えます。スピードを高めてやらなければいけないので、そのためにK(ケイスクエア)のキャンパスは一〇年という期限をきつてお借りすることになっています。その中で、さつき紹介しました六人の先生方だけではなく、このK(ケイスクエア)にいろいろな先生を呼ぼうと思つています。数年でプロジェクトがアウトプットを出して、スクラップ&ビルドで次のベンチャーというかりサーチが立ち上がる。それをスピーディーにやっつけていかなければいけない。その意味で我々は数年ということ区切って勝負をかけようとしているのです。ですから、川崎市の方も、産業の方も、市民の方も、根回しや調整が必要だとか、

あるいはタライ回しで先に進まない事態はぜひ抜け出していただきたい。

三つ目のコンセプトは、プロデュースないしは編集ということです。新しいことをプロデュースするということはある意味では編集なのです。いろいろなものを組み合わせて、全体として面白いものをいかにプロデュースできるか、これが勝負だと思えます。インキュベーターというよりも、むしろ主体的にプロデュースするということの方が重要だと私は思います。そこに場を作りました、これだけ金を注ぎ込みましたから勝手にやっってください、支援しますよ、ではないのです。こちらから主体的に仕掛ける。仕掛けられるようなプロデューサーを育てなければこれからやっつけていけない。それが日本には欠けていると思えます。

八〇年代の日本は浮かれ立っていました。九〇年代にアメリカに負けました。アメリカ側の立役者を見てください。ビル・ゲイツだつてウエルチにしたつて、みんなプロデューサータイプです。どこでどう仕掛ければいいのかというプロデューサー型の人材がすべてやっつけているのです。これから大学であるうが産業であるうが、すべてそういう意味での編集マインドを持ったプロデューサーが育たなければいけない。そういう意味では、もつと主体的な関わりをお互いがし合うことが必要なのではないかと思えます。

編集といったことには裏があります。編集というのは利害の調整ではないのです。雑誌の中で特に売れている雑誌は編集長にまかせているものです。利害の調整なんかやっけていたらスピードで勝てな

い。あるいはある強烈なコンセプトは絶対できない。発行人は編集長に最大の権限を与えて好き勝手にやらせるのです。その好き勝手の結果、部数が減れば減にすればいいのです。みんなの意見を聞いて調整して、という限りでは中途半端な雑誌しかできないのです。これからのベンチャーとかインキュベーションとかということとは、ある意味では独断でやらせていいのです。ダメなら減にすればいい。そのくらの覚悟がない限り、調整、調整で結局は何もならない。先ほど話でましたように、第三セクターの二の舞になるということだと思います。これからはずべて権限は与えて、大胆にやるということが大学にも必要です。我々もやりませんが、皆さんもぜひ一緒にやっていただきたいということです。

塚本 先ほどインキュベーターを全国に

大学の発明というのは実用化にほど遠いというのが多いわけで、実用化にむけての追加の共同研究、さらにはベンチャー企業によるビジネス形成などもプロデュースをしていく必要があります。実務的なところを大学の人も学び、また企業経験のある人に大学に入ってもらって、技術シーズの発掘からビジネス形成までの幅広いプロデュースができるスキルを持った人をだんだん増やしていくことが重要になってくると思います。

## グローバリズムと地域イノベーション 新しい日本モデルの構築

原田 ありがとうございます。ちょうど時間がきましたのでこれでパネル討論を終わりますが、最後に久保理事長に、今日の討論のまとめとして、総括していただきたいと思えます。

久保 基調講演から始まって、事例報告、パネルの皆さんの発言、いずれも大変素晴らしい内容で、しかも非常に濃密な内容ですので、まとめというわけにもいきませんが、ずっと聞いていて感じたことをアトランダムに申し上げます。しかも「地方新時代」市町村シンポジウムということですので、その趣旨にそった感想を述べさせていただきます。

第一は、冒頭にも申し上げたように、これまで都道府県、政令市どまりだった産業政策づくりの主体が、今や基礎自治体にも広がってきているということ、しかも非常にユニークな、斬新な支援システムまでつくりだしているということ、

これは非常に感銘を受けました。つまり分権化へのうねりが、産業政策にまで及んで来ているということがはっきりと確認できたということで、これは今までの分権論議にも欠けていた重要な論点だと思います。

第二はこうした産業政策におけるローカル・イニシアティブ、ローカリズムと言ってもいいかもしれませんが、その高まりが経済のグローバル化のインパクトによって引き起こされていること、つまり産業政策の面でも現代世界の二大潮流であるグローバリズムとローカリズムの相互作用の力学が働いているということです。世界がグローバル化するほど、ローカルが活性化していく。活性化しないと生き残れないということがはつきりしてきているのではないかと。

第三は経済のグローバル化とか、メガ・コンベクション（大競争）あるいは巨大なインパクトを持ちつつある情報革命に触発されて、地域が生き残りをかけて活性化せざるをえなくなっている。そうなるとその危機感をバネにしてベンチャー型の人間が生まれてくる。さまざまなかたちでイノベーションが始まってくる。やがて地域がベンチャー化し、ベンチャー自治体が生まれてくる。そういう地域イノベーションのメカニズムというものがおぼろげながら浮かび上がってきているのではないかと。

ある調査によると、起業家的風土のあるところとないところでは、ベンチャー企業の生まれ方が全然違うという報告がありました。地域をベンチャー化し、ベンチャー都市にしていく上で、自治体の

果たす役割というのは大変大きいのではないかと。起業家が生まれやすい環境づくり、起業家が尊重され、励まされ、また失敗が許容され、再挑戦ができるような社会環境づくり、あるいはインフラづくり、これは自治体の大きな仕事だ、しかも新しい仕事だと思えます。同時に行政には限界もあるわけで、報告の中にもありましたが、リスクの少ない職業として公務員を選んだ人たちに、ハイリスクな仕事に挑戦するベンチャー企業の支援ができるのかどうかという意見があります。

つまり、ベンチャー企業支援、産業創造といった仕事は、民間のプロに任せるべきではないか、こういう有力な意見が前からあつたわけですが、しかしすでにいろいろ新しい動きが始まっています。事実、自治体設立の支援機関、相模原市もそうです、花巻市もそうですけれど、民間人の参加・登用を大胆に進めはじめている。やがてここから日本におけるビジネスNPOの芽もどんどん出てくるのではないかと、また第三セクター再生の道も、可能性も開かれてくるのではないかと感じました。

第四番目には九〇年代の長期不況、「失われた一〇年」とも言われていますが、かつて「ジャパン・アズ・ナンバーワン」とまで言われた日本の経営を柱とする日本モデルが、崩壊と再編成の過程に入ってきている。特に起業家精神を生まれにくくしてきた生涯雇用、年功序列の日本型経営モデルが、相次ぐ巨大企業の破綻やリストラによって崩れてきている。先進国の中で最も遅れていた大学の地域社会への開放、産学協同もようやく重い呪



縛を突き破りながら動き出してきた。こうした流れが加速しつつあるわけで、こうしたいくつかの流れが合流することによって、日本の産業社会・経済社会の体質を変え、古い日本モデルに替わって新しい日本モデルの構築につながる可能性が出てきたのではないかと気がしました。

特に知識経済の時代と言われる二世紀は、大学が産業をつくる時代だと言いたい方もされていて、日本の大学が遅ればせながら産学連携にむけて本格的に動き出した意味は、大変大きいのではないかと気がします。

最後に第五番目ですが、こうした可能性を現実化する上で、最も大切なのは人材の問題です。現状ではこれが決定的な我々の弱点になっているだろうと思います。たとえば日本にはインキュベーター・マネージャーといえる人が全国で、私が見たところ一〇人いるかいないかですね。通産省は数人だと見ています。ところがアメリカには五〇〇のインキュベーターがあつて、そこに二人ずついても一〇〇〇人です。三人ずついれば一五〇〇〇人、インキュベーター・マネージャーがいるわけですから、ちなみに言いますと、日本にはインキュベーターが四〇しかありません。アメリカは五〇〇です。サイエンスパークも日本には一三〇〇一四〇しかない。アメリカには一五〇〇〇ある。落差が非常に大きいわけです。それから産学協同を進めるにしても、大学の技術シーズと企業や市場のニーズを結びつける仲人役、コーディネーターをやる人はごく少数しかおりません。これからますますネック

になっていくであろうベンチャー企業支援、新産業創造のための人材育成をどうするか。これは急を要する深刻な問題だろうと私は思います。

しかし、この京浜地区には大企業からリストラされた優秀な人たちがたくさんいるんですね。さらに最近は大企業の将来に見切りをつけて、早期退職してしまふ人も増えてきています。そういう人の中から起業家も生まれているわけですが、こういう人たちに適切なトレーニングによってコーディネーターとか、インキュベーター・マネージャー、妹尾さんからもプロデューサーという言葉が出ましたが、そういうことができる人がおおいにはずなのです。こうした人材活用にも、私どもは早急にとりくんでいく必要があるのではないだろうかと思ひます。

川崎市では新川崎地区の「創造のもり」で、新しいタイプの産学公連携による創造拠点を建設中です。またこの会場のあるKSPでも、一〇年間にわたるインキュベーターの経験と実績がありますので、このKSPとも連携しながら、この京浜地区に、コーディネーターやインキュベーター・マネージャーなどの人材育成のセンターを、アジア規模で開設することもぜひ考えていきたい。

そして全国のベンチャー都市とも連携しながら、川崎市を全国とアジアに発信できるベンチャー都市、新産業創造都市にしていきたいという思いを新たにしていくところで。今日のシンポジウム、私ども大いに勇気づけられ、またたくさんのアイデアをいただきました。本当にありがとうございます。

## バックナンバー紹介 第15号

### ■第1号特集《なぜいま政策情報誌か》

- ◇分権改革と政策・制度開発（松下圭一）
- ◇座談会・市民と職員のひろば
- ◇政策情報誌の必要と意義（先行自治体から（神戸市・東京都・横浜市）

◇政策形成能力の向上をめざして（本市の試み）

### ■第2号特集《自治体計画と都市計画マスタープラン》

- ◇自治体計画の中に都市計画マスタープランをどう位置づけるか（響庭伸・佐藤滋）
- ◇都市計画マスタープラン策定を契機とした「総合計画」の再考（伊藤和良）
- ◇区づくり白書と都市計画マスタープラン（太田直）

- ◇都市政策と環境政策が交わる都市計画マスタープラン（田中充）
- ◇住宅政策と都市計画マスタープランの課題（小林延秀）
- ◇都市計画マスタープランの本市における考え方（本木紀彰）（在庫なし）

### ■第3号特集《新しい組織のスタート台に立つて》

- ◇「総合企画局」統計を政策情報として生かすシステム（岩瀬正人）
- ◇「財政局」中・長期の財政計画策定と財政構造改善の取り組み（曾瀬純一郎）
- ◇「環境局」廃棄物行政と環境行政の連携（福垣正）

- ◇「健康福祉局」生涯福祉都市づくり推進における介護保険制度の影響と課題（佐々木元行）
- ◇「まちづくり局」地域特性を考えた都市計画・建築行政の一体的整備のあり方（浅井雅美）

計画・建築行政の一体的整備のあり方（浅井雅美）

- ◇「建築局」組織改革に伴う河川と下水道の一体的な水行政について（齋藤力良）
- ◇「市民局」区役所機能の拡充と新たな区政の展開（河野正夫）
- ◇各局長に抱負を聞く（在庫なし）

### ■第4号特集《川崎市産業の戦略的課題と方向性》

- ◇情報通信時代の都市と企業（月尾嘉男）
- ◇「かわさき21産業戦略・アクションプログラム」の着実な推進に向けて（瀧田浩）
- ◇地域産業政策と総合都市政策（原田誠司）
- ◇川崎産業振興策における川崎市産業振興財団の役割（牧葉子）
- ◇町工場と後継者（鶴飼信一）
- ◇ものづくり・新戦略（田村豊）
- ◇「エコタウン構想の推進」によるモノづくり都市かわさきの再生（林光昭）
- ◇国際経済推進の課題と展望（秋田達也）
- ◇シリコンバレー通信（小泉幸洋）
- ◇中心市街地の再生に向けて（高梨憲爾）
- ◇川崎駅東口エリア商店街の情報発信の試み（鈴木正紀）

- ◇高齢化社会に対応した人にやさしい商店街づくり（清水佐和子）（在庫なし）
- ◇第5号《パートナーシップ型事業の展開》市民協働のまちづくりに向けて（秋本福雄）
- ◇パートナーシップによるまちづくり（市民と行政とのパートナーシップについて考える）（岡田実）
- ◇パートナーシップ型事業の展開21の事例（在庫なし）

# なぜ川崎に進出したか

## 外資系企業からみた川崎市の優位性について

デルコンピュータ株式会社専務取締役

古田興司

デルコンピュータ株式会社は、米国テキサス州に本社をおくコンピュータシステム直販メーカーの最大手、デルコンピュータ・コーポレー

ションの二〇〇％出資による日本法人です。デルコンピュータ株式会社としての販売業務開始は一九九三年一月で、今年で八年目に入りました。

この間、東京都品川区、渋谷区を経て、一九九七年一月に、川崎市の最新ハイテク・ランドマークであるソリッドスクエアに移転し、現在に至っています。以来三年余、「ドッグイヤー」(注1)といわれるパソコン業界において、インターネットの普及などにより、我々をとりまく市場環境は激変し、日々変化し続けています。

この変化にフレキシブルに対応し、カスタマーのニーズに応じていかなければ、競争の激しいパソコン業界での成功はありえません。我々は、企業の成長を支える最も重要な鍵は「人」であるという考えのもと、優れた人材の採用・育成に力を注いでいます。そして、デルコンピュータの日本における拠点として、我々のビジネスを支える社員が集結しているのがこの川崎市であり、ソリッドスクエアなのです。

## デルコンピュータについて

デルコンピュータ株式会社の親会社であるデルコンピュータ・コーポレーションは、テキサス大学の学生であった現在の会長兼CEO(最高経営責任者)マイケル・デル(二〇〇〇年四月現在、三五歳)が、一九八四年にわずか千ドルの資本を元に大学の寮の一室でスタートした会社です。マイケル・デルは、当時は誰も考えつかなかった「エンドユーザのニーズに合った製品を注文生産し、ユーザに直接販売する」という革新的なアイデアで、パソコン業界初のメーカーによる直接販売を開始しました。これが「デル・ダイレクト・モデル」といわれるデルコンピュータ独自の経営モデルの始まりです。

膨大な流通コストをともなう販売店やディーラーを経由せず、低価格で高品質な製品とサポートを直接ユーザに提供するデルコンピュータの手法は、既存の販売チャネルに衝撃を与える「流通革命」をもたらしたといえます。

注1

人間の平均寿命は犬の平均寿命の約七倍といわれており、人間と犬の一生を比較すると、犬の一年は人間の七年に相当します。インフォメーションテクノロジー(IT)の世界は技術革新が急激で、一年間の変化がそれ以外の世界の七年分に相当するといふところから生まれた表現です。



新オフィスの披露式にて(97年3月)



デルコンピュータ株が入居しているソリッドスクエアビル(手前)

「デル・ダイレクト・モデル」の理念は、一九八四年の創業時から現在に至るまで、デルコンピュータすべての事業活動の根幹であり、メーカーのデルコンピュータが、顧客とのダイレクトな関係を築くことにより、製品の品質・性能・価格・納期・サービスなどあらゆる面において、常に最高のバリュー（価値）を顧客に提供することが基本思想になっています。

## 急成長を遂げたデルコンピュータ

調査会社の米IDCによれば、一九九九年のデルコンピュータのパソコン市場におけるマーケットシェアは、米国市場では第一位、世界市場でも第二位にランクされています。また、デルコンピュータの一九九九年度（一九九九年二月から二〇〇〇年一月）の売上は、対前年度比三八%増の約二五三億ドル（約二兆七五〇〇億円・一ドル＝一〇九円換算）を記録、全世界の従業員数も約三万六五〇〇人までに成長しています。

現在、世界三四カ国に現地法人を保有、販売活動は世界一七〇カ国以上で展開しているグローバル企業になっています。現在は、創業時からのパソコン製品に加えて、高性能ワークステーションや、企業の大規模システムを支えるサーバ、さらにインターネットの普及にともない需要が急拡大しているストレージ（記憶装置）製品の開発、製造、販売をおこなっています。

## デルコンピュータ株式会社の沿革

デルコンピュータ株式会社は、デルコンピュータ・コーポレーションの二〇〇%出資による日本法人として、一九九三年一月に国内の

販売・マーケティング・サポート業務を開始しました。以来、業界トップクラスの高い成長率で急速に業績を拡大、デルコンピュータの海外子会社の中でも、英国に次いで二番目に大きいビジネス規模を誇っています。

現在、従業員数は約七〇〇名となっています。米国、欧州市場と同じく、日本においてもデルコンピュータ株式会社はパソコンのメーカー直販のバイオニアであり、カスタマイズの高性能・高品質な製品と、顧客データベースに基づいたきめ細かいサポートを展開し、ビジネス市場を中心にシェア拡大を続けています。また、インターネットの活用においても、日本で初めてインターネット上でのパソコンの販売を開始するなど、米国同様、市場でのリーダー的な役割を果たしています。

デルコンピュータは、一九八八年に、国内におけるビジネスの第一歩として、東京都港区に連絡事務所を開設しました。翌一九八九年には、日本およびアジアでの調達業務をおこなうデルファーマイースト株式会社を設立、業務拡大にともない、その数年後に東京都品川区に移転しました。その後、一九九三年のデルコンピュータ株式会社としての業務開始以来、毎年倍増以上の売上の伸びを記録、それに対応して従業員数も年々増加した結果、オフィス拡張のため、一九九五年一月に東京都渋谷区に移転しました。一九九三年一月時点では三〇名だった従業員数は、その後七〇名、一一〇名、二五〇名と毎年急増し続け、さらに急成長を続ける事業規模の増大、および将来のビジネス展開、人員計画に対応するため、一九九六年末には、早くも新たな拠点をオフィス機能を拡大する必要性に迫られました。

## オフィス移転先の選定

このようにしてオフィス移転が決定し、実際の移転先の選定作業に入りました。デルコンピュータ株式会社の新しいオフィスとしての条件には、主に以下のようなポイントがありました。

- ① デルコンピュータ株式会社の本社にふさわしい外観であると同時に、最新のインフラが整備されていること
- ② 将来のオフィス拡張にも対応できる十分なスペースを確保できること
- ③ 主要交通機関からのアクセスが便利であること
- ④ お客様のご訪問に対応できる設備や、お客様向けイベントができるスペースがあること
- ⑤ 社員ミーティングやイベントを実施できるスペースがあること
- ⑥ 人事の採用に際し、魅力的なロケーションと設備をアピールできること
- ⑦ 以上の条件を満たしつつ賃貸コストはなるべく抑えること

新たな移転先を決める作業は困難を極めたといえます。当時は渋谷区の恵比寿に本社があり、従業員の多くは、恵比寿を拠点に住宅などを選んでいたケースが多く、移転によって、従業員の通勤にかかる負荷がなるべく増えないことが重要です。一方で、将来のオフィス拡張に対応でき、しかも最新の設備、ネットワークなどのインフラが整っており、さらにできるかぎりコストを抑えるというかなりの難条件です。

## 川崎市が移転先候補に

移転先を探していた一九九六年当時、川崎市は、外資系企業、特に情報通信・研究開発型の企業の誘致をめざし、積極的なPR活動を展開していきこうとしていました。当時、市内に立地する外資系企業はすでに七〇社を超えており、九〇年代に入ってから進出した企業も少なくないという状況でした。さらに、ハイテクタウンのイメージを確立したいという考えのもと、市をあげてハイテク産業の振興にも力を入れていました。このような川崎市がめざす誘致したい企業の条件とデルコンピュータの移転条件は、多くの点で合致するものがありました。

デルコンピュータとしても、このような川崎市の方向性にくわえ、東京にも横浜にも近いという立地条件が、社員の通勤やお客様のご訪問においてもメリットがあると判断、また、ソリッドスクエアについても、駅前の好立地にスペースの広いオフィスを確保できることや、環境および設備が、検討した数ある物件の中で、多くの面で優れていたこと、さらに、条件を満たしながらコスト面でも他の物件と比較して優位であったことなど、すべての面を検討した結果、最終的に川崎市のソリッドスクエアに決定するに至りました。

実際に検討した物件は、幕張、新宿、新横浜地区など約二五、その中でソリッドスクエアが最も優れていた理由は、今後数年間の採用計画に基づき、必要になると見込まれる十分なフロアスペースを確保でき、かつ最新の設備が整っていたことでした。くわえて、川崎市は情報産業の集積化も進んでおり、今後即戦力となる人材確保の面でも有利であると

いう点も考慮に入れていました。

## ソリッドスクエアの優位性

恵比寿のオフィスより良い設備をより低いコストで賃貸できる点は、コストに厳しい外資系企業として、最も評価したことでした。我々は、お客様に高品質の製品とサービスをご提供するために、コスト削減のためのあらゆる企業努力をおこなっています。そのため、オフィスを必要以上に華美にしたり、ロケーションにこだわるなどで、余分な投資はおこないません。しかし一方で、将来にわたって利用する最新の設備や、社員の職場環境、勤務意欲、生産性の向上に大きく貢献する施設は、企業の長期的な成長を支える重要な要因であり、それに対しては積極的に投資をしていく方針です。ソリッドスクエアは、我々のオフィス環境に関する条件とコスト面で、最もよいバランスを備えた物件であったといえます。

一九九七年三月には、本社の会長兼CEOのマイケル・デルが来日し、高橋清川崎市長や、高雲和也川崎商工会議所会頭(当時)をお迎えし、デルコンピュータ株式会社の新オフィス披露式もさせていただきました。また、デルコンピュータからは、川崎市内の公立中学校にパソコン五十一台を寄付するなど、地元との交流もはかっています。

移転当時は、ソリッドスクエアの東館二〇階と二一階で業務をおこなっていましたが、その後、二二階、二三階、さらに三階と、徐々にオフィスを拡張しています。このような展開は、将来のオフィス拡張に対応できる、という当初の条件を満たしていたために実現できたわけです。

その後、ソリッドスクエアにも、我々に続いて多くの外資系企業、ハイテク企業が移転してきましたし、川崎市内も同じ状況だと聞いています。デルコンピュータが先鞭をつけた、というのは少し言い過ぎかもしれませんが、日本経済新聞紙上での川崎市のPR活動に協力させてもらうなど、微力ながら川崎市にエールを送ってきた弊社としても、大変嬉しく思っております。

\*

二〇〇〇年一月末時点で、デルコンピュータ株式会社の従業員数は七〇〇名となりました。現在でも月間数十人のペースで新規採用をおこなっています。我々の当初の見込み通り、理想的なオフィス環境のもと、優秀な人材を集めることにも成功していると思っています。私は、デルコンピュータ株式会社のビジネスの将来性ととも、魅力的なオフィス環境も人材確保の鍵であり、川崎に進出した我々の選択は正しかったと確信しています。



市内の公立中学校に51台のパソコンを寄贈

「新川崎・創造のもり」隣接地で、市民と行政の手による「緑の広場づくり」がおこなわれています。将来を担う子どもたちが広場での遊びを通じて未来への夢をはぐくみ、また、広場が地域と慶應義塾大学の研究施設を結びつけることで、「創造のもり」にふさわしい新しいコミュニティが生まれることが期待されています。ここでは、「緑の広場」の意味と、「パートナーシップ」の内容と課題について報告します。

# 「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場

環境局環境企画室主査

萩原 茂

幸区小倉に位置する旧国鉄新鶴見操車場跡地において、「新川崎・創造のもり計画」が展開されています。この第一期事業の一環として、平成一一年度に設置する約〇・七haの「緑の広場」は、環境局所管の「グラウンドワーク推進計画調査のモデル事業」に位置づけられ、地域密着型の施設として整備することになりました。

グラウンドワークとは、一九八〇年代からイギリスで始まった市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域環境改善活動です。自然環境や歴史的環境の保全をテーマとする

ナショナル・トラスト、シビック・トラストと違い、グラウンドワーク・トラストは荒廃地を緑のオアシスに変える具体的な緑化などの行為を、企業からの資金・機材の提供を受け、地域の学生ボランティア等の参加を得て実施するものです。

環境局では、「緑の広場」の隣接地で平成九年度から、花を通じた景観づくり事業である「花のふれあい事業」を実施しておりますが、そこで蓄積した技術や豊富な体験をもつ地域の皆さんの支援と協力を期待しながら、幸区役所との共同事業として、参加者や事業者とともに考え、体を動かし、楽しみながらプランづくりからフィールドワーク（野外活動）までをおこなう「緑の広場」づくりにとりくみました。

## なぜ、緑の広場なのか

幸区の小倉地区は、かつて約一〇〇町歩の農地を有し、水田と稲作を中心とした農村地帯であり、桃の産地としても有名で、日吉の桃は岡山の水蜜桃と一、二を争うほどの好評を博していたとのこと。地域の皆さんが

自主的に参加する「花のふれあい事業」では、花壇づくりにとどまらず地域づくりのために、多様な議論をおこないながら運営管理を進めてきましたが、そのなかで、自然環境の復元、農環境への回帰、あるいは歴史文化の継承を、地域おこしのテーマとしてとりくんできたことの意味が多く聞かれました。ここまで盛り上がった区民の皆さんの発意に 대응することも、「緑の広場」づくりの大切な役割であると認識を新たにしました。

また、平成一〇年九月に発表された都市計画中央審議会基本政策部会報告において、「水と緑による良好な都市環境の保全・創出」は新世紀にむけて、より積極的に良好な環境を創出していくとくみのためには不可欠な「都市の重要な構成要素」と位置づけ、積極的な施策の推進が必要と明記されていることも、機を得た大きな考慮材料となりました。



都市の内部に水と緑を保全・創出してこ  
うとする発想は、古くは、ドイツのライプチ  
ヒの精神科医シュレーパー博士が提唱したク  
ラインガルテン（市民農園）運動の展開が有  
名です。その趣旨は、工業文明の中で人々が  
土や生物離れをすることを憂え、特に、幼少  
時代からの自然とのふれあいの大切さを訴え  
たのですが、ドイツでは、一九一九年には  
法律が制定されるなど、いまや欧州各国に定  
着しています。現在でもドイツでは、クラ  
インガルテンをその功績から親しみを込め、シ  
ュレーパーガルテンと呼んでいます。現代の  
本市においても、こうした古くて新しい発想  
をいかしたとどろくみが期待されているので  
ないでしょうか。

## プランづくりの基本方針

平成七年に閣議決定された「生物の多様性  
に関する国家戦略」においては、地域特性に  
応じた生物の多様性の確保について、自然的、  
社会的条件に応じたとどろくみが、地域ごと  
において必要とされ、平成十一年三月に「鶴見  
川流域生物多様性保全モデル地域計画」が環  
境庁から提案されました。そこで、環境局で  
は、鶴見川流域に位置するこの広場にピオ  
トープ（生物生息空間）の考え方を取り入れ、  
本市の緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」  
に掲げるピオトープネットワークの形成の拠  
点施設として、位置づけました。

また、「緑の広場」とするために、循環型  
社会形成への新たなとどろくみとして、生物材  
料である緑の確保を、リユースやリサイクル  
の観点からとどろくむこととし、環境教育の  
場・環境学習の場として活用すると同時に子  
どもたちの自然体験学習の場として整備する

ことを基本的な考え方としました。


そのためには、「多様性」をキーワードと  
して、限られた空間の多様性、四季の変化な  
ど時間の多様性、樹木や樹林など同一のもの  
であっても受けとる人によっての感性の多様  
性など、人間の生命の維持・増進にとって必  
要な五感で感じる空間づくりが期待されます。

さらに、緑は無機質材料とは異なり、草地  
や樹木等の生物が機能を発揮して成立するも  
のですが、原生の自然環境とは異なる、生物で  
ある人との関わりのなかで維持される二次的  
な自然的環境をめざしていく方針としたもの  
です。

## プランづくりの進め方

プランの作成手法は、「花のふれあい事業」と  
同様に一般公募の参加者によるワークショップ  
方式で、自由な議論を重ねながら、最終的  
に二つのプランにまとめ上げたものです。

「緑の広場」づくりの特徴は、早い段階で、  
「操車場跡地探検隊」として、現地の自然観  
察会（生態系調査）を実施し、プラン作成に  
必要不可欠となる、動植物の「種」や生息環  
境などのデータの収集をおこないました。な  
お、自然観察会は開放的な空間のもと、参加




# 緑のひろば

発行版

2000年2月23日  
版元 さいいいかわらばん屋  
事務局 川崎市環境局環境企画課  
〒区役所区政推進課  
☎044(556)6606

## 自然と人をつなぐ広場\*

のんびり過ごしたいとき、そこに行けば緑の風が  
吹いている。草むらでは小さな生き物と出会う、  
そんなひろばができます。  
小鳥やトンボがちょっとハネを休める所。  
うちのお父ちゃんにもほしいです。  
自然が豊かになるまでには長い時間がかかります。  
これから少しずつ、つくりあげていきましょう。



\*イメージ図です。実際とは異なる場合があります。

これは、「緑の広場」づくりに参加した市民有志と川崎市が、パートナーシップにより作成したものです。

者間のコミュニケーションをはかることも大変役立つと考えています。

また、もう一つの特徴であるグラウンドワークの一翼をになう事業者との調整は、プランの進み具合やワークショップの動向をみながら、調整をする環境局やコンサルタントが、臨機応変におこない、その結果、事業の趣旨に賛同した多くの企業から、資材の提供や作業労力の協力をいただけることとなったものです。

特に、川崎材木商協同組合青年部の「川崎八日会」の皆さんには、当初のワークショップから参加をいただき、各々の参加者との親睦をはかりながら、木材を取り扱う企業人の団体として、環境問題への具体的とりくみを実践するため、日本の生態学の権威である宮脇昭・横浜国立大学名誉教授の現場指導のもとに、将来の「ふるさと雑木林」をめざして、約六〇〇㎡の面積に自己負担により、タブノキやスタジイなど二六四〇本のポット苗の植林作業を地域の小学生など百人以上と共に実施し、市に寄贈をしていただいたところです。

## プランの特性

### (1) 樹木のリユース、リサイクルの推進

樹木のリユースとして、公共施設から不要になった高さ一〇mを超えるクスノキ、ケヤキなどの大木を移植したことにより、景観木や夏の緑蔭樹を確保することができ、また、緑のリサイクルとしては、中原区の井田山緑地保全地区から、ボランティアの皆さんがおこなった維持管理作業で発生した樹木の枝や幹などを、ピオトープのための池と湿地の護岸材料として活用しています。

### (2) 環境学習、環境教育ならびに地域の歴史を学ぶ場の提供

生物の多様性の確保、また、広場内の雨水処理のためにも必要な湿地は、水生生物を中心とするエコシステムへの理解と、水質浄化など自然の仕組みを学習する場として利用・活用がはかれます。

また、地域の歴史を考えるために、過去のランドスケープ（風景）の復元をめざし、九本の桃の木を植栽や都会では珍しくなった、ススキの原っぱを一部保全したほか、広場の大半の地被をヘラオオバコ・コマチソウなど、茎の成長点の低い草本類を選定したことも特徴の一つです。

### (3) 子供たちの自然体験学習の場の提供

川崎の地形の特徴である下末吉台地を模して造成した丘の一つは、緑蔭やシンボルの高木を配したほか、草スキーや冒険遊びができるよう、イネ科草木類の草地として、配慮すると共に、自由に活動的、かつ創造的な遊びが可能となるような勾配に設計してあります。また、池の周辺の湿地では一部を水田として、農業体験の場も提供します。

### (4) 地域コミュニティの場の提供

地域の庭として、幅広い年齢の人やハンディを持った人などが集うバリアフリー空間として活用がはかれるほか、「緑の広場」ならではの自然環境を活用して、四季の変化とともに生活してきた先人達の文化である、春のお花見会、夏の夕涼み会、秋の紅葉狩り、冬の雪見会などの開催の場を提供します。その際には、地域に根づいた伝統芸能である、小倉囃子などの協力が得られれば、さらに風

流な催しになると思われます。

## おわりに

緑の広場は、三月二十五日のオーブニングの日が生誕の日であり、時間の経過とともに生態系を支える土壌の充実や植物が成長すること、野鳥の飛来数や種の増大など付加価値がさらに増していくものと思いますが、利用者も、そのライフステージごとに多様な関わりができる公の施設であります。

このような施設の設置が可能になったのも、ボランティア保険制度やNPO制度の拡充など大きな流れができ、地域の主人公である市民の皆さんが実際に実現ができるとの機運が芽生えたからだと思われまます。費用対効果などの経済的視点でははかれない、人間のパワーの強さに驚きを隠せません。

都市の肺といわれる公園緑地の運営管理においても、地域との役割分担などの比重を見直し、地域の自主性において一定の運営を任せるなど、抜本的な改革の必要性が叫ばれています。その背景としては、地域の実情にそった、個性のある公園緑地の創出が強く期待されているのではないのでしょうか。

今後は、緑の広場づくりで得た貴重なノウハウをフィードバックして、各種施策の展開に反映することが大切なことだと思います。幸区で始まった小さな試みが、必ずや、「まちづくり」の新たな海図の羅針盤になるものと確信しています。

# 地域で受け入れられる空間に

幸区役所区政推進課

佐々木智子

本号特集ですでに「新川崎・創造のもり」計画や、「緑の広場（以下「広場」という）」の考え方、特性などが説明されていますので、ここでは、幸区が広場づくりに関わった経過をはじめ、市民参加とは何か、また「広場」を市民協働で進めていくうえでの課題などについて述べていきたいと思います。

## 「区パートナーシップまちづくり事業」としての第一歩

昨年、環境局から新川崎地区に市民参加による「人と自然が共生する広場」をつくるにあたり、区役所と連携してとりくめないかという申し出がありました。

その頃、平成一一年度から新たに創設された「区パートナーシップまちづくり事業（以下「区・まちづくり事業」という）」を、幸区としてどのように進めていくかを模索しているところでした。

いまでも、各区において多くのパートナーシップ型事業が展開されてきました。今回の「区・まちづくり事業」では、市民参加により地域に密着したまちづくりを進めることに

変わりはありませんが、区役所が主体となり事業局と連携を図っていくことが求められています。しかしながら、現実には困難を要するものです。それは、事業局は区役所と共に事業展開をおこなわなくても市民参加を促すことが可能だからです。それを環境局から、特に市民参加については区役所の積極的な対応を、ということでした。

さらに、「創造のもり」計画の目標の一つに、緑豊かな市民に開かれた環境づくりが掲げられています。二一世紀を支える先進技術の開発拠点と自然を重視した広場は一見相反するもののようにもみえますが、現代における科学・技術の開発には、自然環境の問題を無視することはできません。将来を担う子どもたちが広場での遊びを通して自然について学び、同時にさまざまな研究開発を目的にたりにできることは、未来への夢を育むことになるでしょう。また、広場が地域と慶應大学の研究施設を結びつける役割を果たし、新しいスタイルのコミュニティを生み「創造のもり」にふさわしい空間に成長していくことへの期待もあり、幸区としても広場づくりに参加することになりました。

## パートナーとしての市民

「パートナーシップ」という名のもとに市民参加を促すとき、重要なことは市民側にも行政側と同じ意思があることが前提になります。つまり、「広場をつくりたい」という行政の意向に対して、「広場が欲しい」という市民の意欲が不可欠です。

広場ができた場所は、昭和五九年に廃止されるまでの半世紀、東洋一の操車場として物資輸送の要を担ってきた旧国鉄操車場跡地の中にあります。このあたりは操車場ができるまで緑豊かな田園風景が広がり、周辺に多く点在する神社などでは、農作物の五穀豊穣を願う祭りがおこなわれ、人々の交流も盛んだったそうです。時代の流れの中で操車場が建設され、それと引き換えに田畑が消え、人々の交流も絶えていきました。現在、操車場の役目を終えた七九ヘクタールの跡地に、失われた緑と人々の交流の復活を願う人は少なくないようです。

そんな声にこたえる結果となったのが、平成九年度から環境局がとりくんだ「花のふれあ





い事業」だったと思います。操車場跡地の一角にできた三千平方メートルの花壇は区内の新名所になりました。また、花壇の維持管理や運営についても、市民が中心になり組織を発足させ、花壇を中心に多彩な企画が実施されるなど、地域との交流も活発です。

花壇を訪れますと、日光浴をする親子、車を止めて立ち寄る人、写真を撮るアマチュアカメラマンなどの姿に出会います。花や緑の持つ自然の力が人々の心をいやしてくれることを感じるとともに、多くの人がやすらぎのある空間を地域に求めていることがわかります。

そして、幸区民が区内のまちづくりの課題や将来像を区民提案としてまとめた「区づくり白書」(わいわいまちづくり) (平成九年三月発行) にも、広場や公園の整備については「人工的な遊具を置くより、土や水に触れられ、虫や鳥が集まるような自然が感じられる空間を」、操車場跡地の活用には「区民の声を反映させて欲しい」とあります。

以上のことから分かるように、幸区にはすでに、パートナーとなる市民は存在していたのです。

また、まちづくりには、企業の参画をどのように進めていくかも大きな課題ですが、環境局がグラウンドワーク事業として展開したことにより、多くの企業から、資材提供をはじめ、マンパワーによる協力も得ることができたことを付言しておきます。

### 市民参加とは何か

最近、市民参加でおこなわれる事業でよく見られるのが、ワークショップ方式です。これは、大勢の人の意見や考えを等しく引き出すためには、とても有効な手法です。しかし、

ワークショップを開くと、ただちに市民参加が実現されるというわけではありません。広場づくりは、まず市民を公募することか

ら始まりました。個人やグループなど一〇名を超える応募があり、子どもから現役を引退した人まで、つくりたい広場のイメージも

## 市民参加の 広場できる

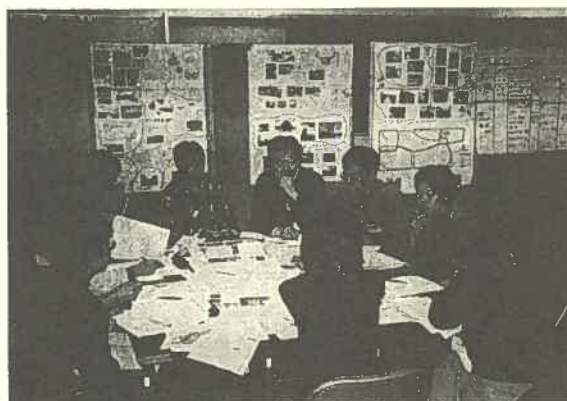
### 新川崎地区

## 苗木植え3月完成へ

### 7000平方メートルにゾーン4つ

新川崎地区のまちづくりは、市民参加で進められてきた。市民が公募した苗木を、三月に植え、完成する。市民参加のまちづくりは、市民が公募した苗木を、三月に植え、完成する。市民参加のまちづくりは、市民が公募した苗木を、三月に植え、完成する。

平成11年12月10日(金) 神奈川新聞



「森はここに、池はー」とプランを練る市民の参加者たち



平成11年12月21日(火) 読売新聞



基礎工事が進む「緑の広場」

準備プランは「自然」と人をつなぐ広場。川崎が新設する緑の広場(幸区)に建設中の「緑の広場」の整備プランが、このほどまとまった。同広場は産学官が連携して研究開発拠点を担う。新川崎・製造のまちづくりの一環として、計画予定地約七千平方メートルを西側、市民が自然と触れ合える憩いの場とする。今年八月から市民約百二十人が参加したプラン作りを進めていた。

準備プランは「自然」と人をつなぐ広場。川崎が新設する緑の広場(幸区)に建設中の「緑の広場」の整備プランが、このほどまとまった。同広場は産学官が連携して研究開発拠点を担う。新川崎・製造のまちづくりの一環として、計画予定地約七千平方メートルを西側、市民が自然と触れ合える憩いの場とする。今年八月から市民約百二十人が参加したプラン作りを進めていた。

さまざまでした。

まず自然と共生する空間づくりの勉強会や現地の自然観察会を含め五回のワークショップを開催して、プランづくりをおこないました。そのプランに基づき、現地での花苗や苗木の植え付け、看板や遊具といった施設づくり、水辺の整備などをフィールドワークとしておこないました。広場内にある多くのものは、市民の手により完成したものです。

私が、これらの過程の中で常に強く感じていたことは、「市民参加は実現しているのか」ということでした。ワークショップやフィールドワークにはたくさんの方が参加（直接的参加）しました。しかしこれだけをとりまいて市民参加と言えるのでしょうか。つまり参加者以外の市民に、広場のことを伝え、理解してもらう必要はないのでしょうか。

行政は市民に対して多くの情報を提供していますが、現実には、完成して初めて知るというケースがあることは否めません。広場は三月に一応の完成を迎えましたが、長い年月をかけて人が育てていく場所でもあります。そういう意味でも地域に受け入れられ、歓迎されるためには、広場づくりの考え方や経過を地域で共有していかなければならないでしょう。

そのような意図もあり、広場をつくってきた参加者有志で他の市民に伝えていくためのPR紙（タブロイド版二ページ）の制作を試みました。紙面づくりにあたっては、参加者である市民が読み手である市民に語るような構成をとり、行政の視点をできるだけ排除しました。内容も大人だけではなく、子どもにも読めるように、イラストや平易な表現を多用しました。また、編集に携わらなかった参加者も、広場や広場づくりへの思いを川柳や

短い文章で綴りました。

発行にあたっては、周知方法も検討し、従来の町内会や自治会単位の見覧形式ではなく、区レベルでは初めて、区内を対象に二月三日の日刊七紙に折り込むという配付形式をとりました。これにより、ほぼ全世帯に同時に情報を提供することができ、日常的な情報（広告）と併せて配付することで、市民はリアルタイムに行政情報を手にすることができたと思います。

市民により開かれた市政の実現の一つに、多様な広報媒体による市政情報の提供があります。紙媒体による情報提供は、一番ローカルな方法ですが、市民の柔軟な考えを取り入れることにより、まだまだ大きな可能性が秘められていると感じました。

市民参加には、直接的参加だけではなく、まず知ってもらう、関心をもってもらう、という間接的参加もあり、これが市民とのパートナーシップを深めていくことにつながるのではないのでしょうか。

### これからの課題と パートナーシップの成功とは



この広場は、他の街区公園とは異なり「自然と共生する広場」です。多種多様な鳥が飛来し、昆虫が生息し、植物が根つき、緑豊かな自然環境になるまでには、これから長い年月を要します。その間、人間は何もしなくてよいというわけではなく、自然の状態をつくり出すための最低限の助けをおこなわなければなりません。つまり、広場をどのように育てていくかという、維持管理の問題が生じます。参加者からも自分たちで守っていききたいという声も上がっています。今後どのような

運営体制をつくっていくのか。行政がどのように関与していくのが求められています。

また、パートナーシップにおいて大切な要素はいくつかあるでしょうが、私は特に市民と行政が対等な立場で接すること、行政が市民との信頼関係をどう築いていくかにあると思います。八カ月かけて築いてきた信頼関係を礎に、真のパートナーになるための新たな段階に入っているのではないのでしょうか。広場同様、パートナーシップの成功はこれからにかかっていると思います。

\*

地域の「まちづくり」はそこに暮らす人々が支えています。一人ひとりの力には限界がありますが、市民、企業そして行政が連携することにより、大きな成果を収めることができます。今回集まった市民、企業とのパートナーシップは、今後の幸区のまちづくりに与える影響は大きく、地域の中でも中心的な役割を果たすことになるでしょう。

さらに、何人かの市職員が市民の一人として参加し、市民と共にプランづくりから作業までをおこないました。これからますます市民と一緒に考え、協働しながら「まちづくり」はすすめられていくことと思います。そういう中で、業務を離れた立場での参加は事務局としては心強く、また市民にも高く評価されたことでしょう。

「まちづくりとは何か」「市民とのパートナーシップとは何か」を肌で感じた職員が増えていくことは、行政内部における連携（パートナーシップ）にも意義があるものになるでしょう。市民や企業だけではなく、職員からも支持される魅力的なまちづくりを推進していきたいものです。

特集1 都市に「もり」をつくる

「市民健康の森」をつくる

各区で、市民と行政の協働作業による『市民健康の森』づくりが進行しています。これは、情報の積極的な公開と市民相互の合意形成を基本とした新たな森づくりをめざすものであり、暮らしの中で実感できる緑の保全と回復にむけた、大きな社会実験の側面も有しています。ここでは、「市民健康の森」の意味を確認するとともに、先行する3区の市民代表の方に、森づくりの夢や楽しさを語っていただきます。

# なぜ「市民健康の森」なのか

## 自己決定・自己責任のための社会実験

総合企画局都市政策部副主幹

## 萩原 哲

### 「市民健康の森」事業が誕生した背景

川崎市が、二一世紀の将来のあるべき都市像にむけて、平成五年（一九九三）五月に策定した「2010プラン」の川崎市基本構想では、都市づくりの基本理念として、次の三つを提唱している。

- 一 人権の尊重と国際平和の追求
  - 二 自治と分権の確保
  - 三 市民生活最優先の原則の堅持
- また、将来のあるべき都市像として、
- 一 人間と自然が共生する、環境を育み心豊かに暮らせる都市
  - 二 ものづくりの伝統を活かし、世界に開



かれた活力と魅力を創造する都市

- 三 主権者である市民の参加と連帯により、市民自治を育てる都市

この基本理念と都市像をふまえながら、地方分権のさらなる前進、市民参加と合意形成、情報の積極的な開示などのいちだん高い展望をめざして考えられたのが、この「市民健康の森」推進事業である。

### 事業の目的



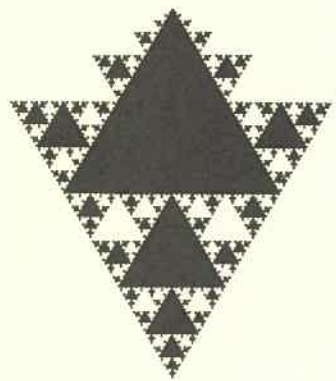
事業の目的の一つは、都市の発展により緑が衰退していく中で、身近に実感できる緑の保全・回復と創出によって、緑の中で市民が語らい、憩う「ひろば」としての森をつくることで、市民の健康と都市環境の改善に寄与

### 事業の実践



すること、さらに、区役所機能の強化の一つとして、地域情報に精通している区役所をパイプ役として、市民と行政のパートナーシップを構築し、情報の積極的な開示方法を模索し、市民との合意形成の手法をさぐり、あわせて自己決定・自己責任性を求めていくという、社会実験的な面も持ち合わせている。

また、この事業に参加することにより、市民相互が知り合え、森の基本構想策定や推進計画作成の中で、お互いの考え方や地域への思い入れを語ることで、地域の知識が共有化されることにより、新しい地域コミュニティが形成されることもねらいとしている。



「市民健康の森」は、あらかじめ予想された答えを持たずして、行政が市民の中に飛び込み、一緒に未知なる森を考えつくり出し、いこうというゼロからの出発でもある。

ある一定の条件の下で、候補地の選定から、基本構想や整備計画を策定し、また完成後の利用の仕方、維持管理の方法まで、すべての過程において市民が主体となり参加をし、行政と連携を保ちながら役割を分担し、協働で森をつくりあげようとするものである。

このため、幅広く市民の意見を聞く機会をつくり、事業の進捗に合わせて段階ごとに市民に対して発表会をおこなうこととした。またこうした委員会に途中からでも参加できるように、三段階の委員会を設け、そのつど公募による委員の募集をおこなうこととした。

まず、最初に候補地の選定やコンセプトなどの基本構想を策定する「市民健康の森構想検討委員会」。

次に、この構想を実現すべく整備内容や利用運営・維持管理方法などの推進計画を作成する「市民健康の森推進委員会」。

最後に、完成した後に実際に活用していく、利用運営や維持管理をおこなう、運営管理委員会を設けて、事業の進捗にともない多くの市民が参加できるような仕組みとした。

各委員会の会議は公開にして、いつでも市民が討議内容や経過を知ることができることとした。

また、この事業の実行性と継続性を保つために、事業主体や予算措置などを決定していく庁内組織として、関係局（区）長からなる市民健康の森推進会議を設置した。

各委員会は、自治会の役員や地域でのボランティア活動者を核として、まちづくりを実践している各種団体から推薦された委員と

「緑のまちづくり」に興味を抱いている市民に広く呼びかけ、公募からなる市民と行政関係者で構成され、区づくり白書やまちづくり協議会で培われたノウハウをもとに市民発表会などを開催しながら、さらに広く市民と意見交換をおこないながらまとめていくものとした。

これらは、委員会の運営はもちろんのこと、何を、何時までに、どのように決めていくのか、自主性と決定権を市民委員会に持たせ、行政は事務局として、あくまで委員会運営の補佐をしていくスタンスで臨んでいる。

市民発表会は、各委員会の主催で開催し、委員がみずから市民に説明をおこない、意見を聞き、取り扱いについて論議しながら、市民の賛同を得ていくこととした。

これまで役所の事業のやり方は、事業の経済性や効率性を追求するあまり、構想から実施段階まで、事業内容をほぼ役所内部で固めたのち、市民に「お知らせ」し、意見を聞くというのが、一般的であったが、この事業では、一つひとつの課題にたいして市民が自由に地域のまちづくりを議論し、市民同士の合意形成をいかにつくりあげることがもつとも大切なことと考えている。

各区のまちの歴史的成り立ちや形成過程、さらに住民構成や地域への思い入れなどに温度差がでてくることは十分予想され、市民の発意をいかした森づくりのプロセスが事務局が考えたシナリオどおりにうまく事が運ぶかどうか、若干の不安はある。

しかし、森をつくらんがために、議論が未消化になったり、市民の合意形成がおろそかになるのであれば、誤解を恐れずにいえば、むしろ森はできなくてもよいのではないかと考えている。つまり、市民の納得のなかで森

がつくられることが大切であり、仮に、市民の合意までたどりつかなかったとして、この事業は未完の「森」をつくるための緑肥木と位置づけ、森づくりが育つ時期までじっくり待てばよいのではないかと。

先行している中原区では、すでに「中原区推進委員会」で井田山の具体的な整備内容について論議がおこなわれ、有志により下草刈りなども始まっている。

また、宮前区では菅生緑地の候補地選定の市民発表会、麻生区でも基本構想市民発表会が開かれ、十分に討議した内容、ユニークな発表方法など参加した市民からは大好評で、これを機会に委員会に応募する市民も出てきた。

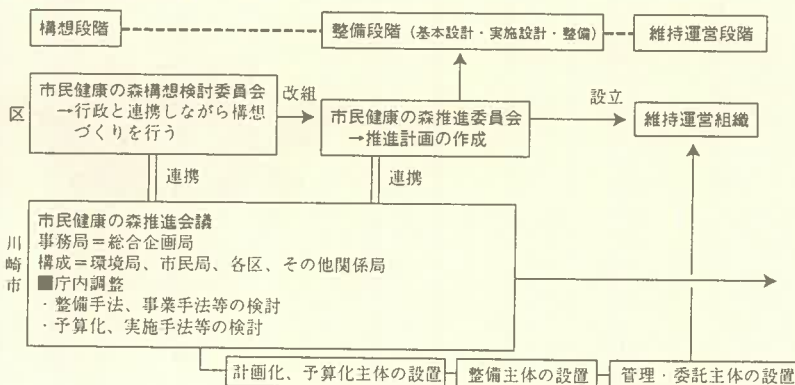
そして、本年度に「構想検討委員会」が発足した川崎区、幸区、高津区、多摩区では、候補地について精力的に調査をおこなったり、先行する三区の市民発表会に参加するなど、お互いの運営の仕方などを研究しながら、より良いものを作り上げようとするライバル意識も芽生えているように感じられる。

### 「市民健康の森」事業に期待するもの

ところで、この「市民健康の森」事業が行政にあたるインパクトとは何であろうか。

これまで、計画から執行にいたる行政活動全般に暗黙のうちに前提にされていたのは、行政には「誤りがない」という考えが優先され、一度決められた行政計画は、市民からの要望があっても、よほどのことがないかぎり変更はありえなかった。また、社会状況の変化などで、仮にある事業が時代遅れになったり、不必要になったとしても、行政内部から積極的に計画の見直しの声がおきてくるといった

「市民健康の森」推進フロー図



事態は想定しにくかった。

さらに、この行政の無謬原理をつらぬくために、その手段として情報の操作や秘密の保持に過敏になっていったといっても言い過ぎでないだろう。

こうした旧来の行政のあり方に、鋭く自省の光をあてたのが、川崎市がとりくみはじめた事業再評価制度である。一度決定された事業計画であっても、一定の時間の経過のなかで、計画そのものを再度評価しなおし、不必要とあれば事業計画の中止もありえるとしたこの事業再評価制度ができたことは、画期的な考え方で、一つには行政も誤りがあるということを前提とした制度である。

こうしたことを考えると「市民健康の森」事業の推進にあたっては、いままでの既成概

念を取り払い、計画の見直しや失敗を恐れることなく、市民の発意に立脚し、市民同士の合意のプロセスを大事にしていく考えて物事をすすめることが重要になってくる。

そのためには、情報を積極的に開示し、情報を共有化することにより、市民と行政の垣根を取り払い、市民が参加しやすい環境をいかにつくり出していかかが問われてくる。そして、ここまで考えてくれば、こうした発想は、地域のことは地域住民の意思を最大限尊重し、自己決定していくという地方分権の考え方と深くかかわってくる。

こうした実験的試みの延長に、例えば一部の自治体で始まったような、学校教育に優れた才能や経験をもった市民を教員に採用するように、地域づくりにも市民の持つ豊かな経

験と知識や知恵と技術を行政に生かすことができるような、市民公務員と呼べるようなシステムが将来できていくと面白いと考える。

会社と家をつなぐ縦方向の社会が物質生活の向上にとって必要なシステムだとするならば、心の豊かさややすらぎの安心生活は、地域の絆を深める地域ネットワーク社会のなかでこそつくられるはずであり、都市における地域コミュニティの形成は、いまこそ時代が求めるものと考えられる。

もちろん、「市民健康の森」がつけられることにより都市環境が向上し、また屋外活動により市民の健康に寄与されるという効用も都市住民の生活にとって大切なことである。

## ●各区の進捗状況／先行する3区のとりにくみ

### ①中原区



# 次世代の子どもたちに残せる「森」をつくらう

## 行政とのパートナーシップ事業の成功をめざして

中原区市民健康の森推進委員会委員長

熊倉忠三郎

中原区は、多摩丘陵の先端部に位置し、多摩川や矢上川などの河川が形成した平原地からなり、川崎市を代表する等々力緑地をはじめ、中原平和公園などの公園や井田山の斜面緑地、さらに社寺林、パンジーなどの花卉栽培農地が骨格となり、水辺と緑のネットワーク

クが形成されています。

私はこうした緑と水辺が豊かな中原区に五〇年住んでいます。町内会を通じ、行政とまちづくりについてさまざまな取り組みをおこなっている一方で、なかなか緑の保全・整備などの活動が個人的にも全区的にもすすん

でいないのが現状であります。

そうした中で、川崎市は、一九九七年に「健康都市宣言」を記念して、各区に「市民健康の森」を整備する構想を掲げました。中原区では、他区に先駆けてこれら構想の具体化にむけ「中原区市民健康の森検討委員会」



推進委員会での討議風景

(委員長・小宮金吾) を発足させました。

## 市民健康の森検討委員会

一九九八年一二月に設置された検討委員会は、町内会連絡協議会、区づくり白書(注1)策定委員会をはじめ各種市民団体の代表が九名、区民公募委員が二名、また緑の専門家二名をくわえた計一二名で構成されました。

まず、市民健康の森構想の検討にあたって、川崎市総合計画「川崎新時代二〇一〇プラン(注2)」がしめす「健康で文化的かつ快適な都市生活を営むために、都市に水と緑の自然空間を確保し、自然と調和した都市環境の創出」をめざし、討議することを確認しました。また「かわさき緑の三〇プラン(注3)」が掲げる「市民のやすらぎやふれあいをつくる」「都市の自然生態系を守る」などといったものも視野に入れながら、検討委員会では、①緑の保全と創造をめざすもの、②健康とレクリエーションの場を備えた森づくり、③コミュニティづくりに寄与するものなどを「市民健康の森」の性格として位置づけました。

そして、①区の地域特性を活かしたものの、②用地の新規購入はおこなわない、③区に力所を整備する、④区づくり白書との整合性をはかれるものを前提条件に、検討委員会で検討する内容も単なる施設整備の構想にとどまるのではなく、「候補地の選定」「コンセプトづくり」「イメージづくり」「使い方のルールづくり」「維持・運営」までを含め検討することとしました。

(一) 現状の把握 (区づくり白書との整合性)  
委員の中には、各地区の町内会を代表する者や区づくり白書、区民懇話会(注4)に関わった者が参加しており、共通の認識の上で議

論をすすめる意図で、区のテキストブックでもある「区づくり白書」もつとすてきになくはらう」を把握することからはじめました。その中で、「中原区全体を水辺と緑をはぐくむまち」とイメージし、「等々力緑地・多摩川緑地」「中原平和公園・二ヶ領用水・澁川」「井田山・江川・矢上川」の三つのかたまり(注5)を戦略拠点としました。

(二) 基本構想の具体化から提言へ  
将来、中原区全体を水辺と緑をはぐくむまちにするために、時間をかけてとりくんでいくことが求められ、市民・企業・行政ができることから森をつくっていくことが考えられます。そのため、「市民健康の森」は中原区全体が水辺と緑をはぐくむまちとなるための「はじめの一步」として位置づけられます。

検討委員会では、あらためて三つの緑のかたまりを確認する意味で、現地を視察しました。等々力緑地や中原平和公園では中部公園事務所、井田山では環境局緑政課、井田病院では井田病院庶務課の方々に説明を受けながら、各地域の特性と課題について検証しました。

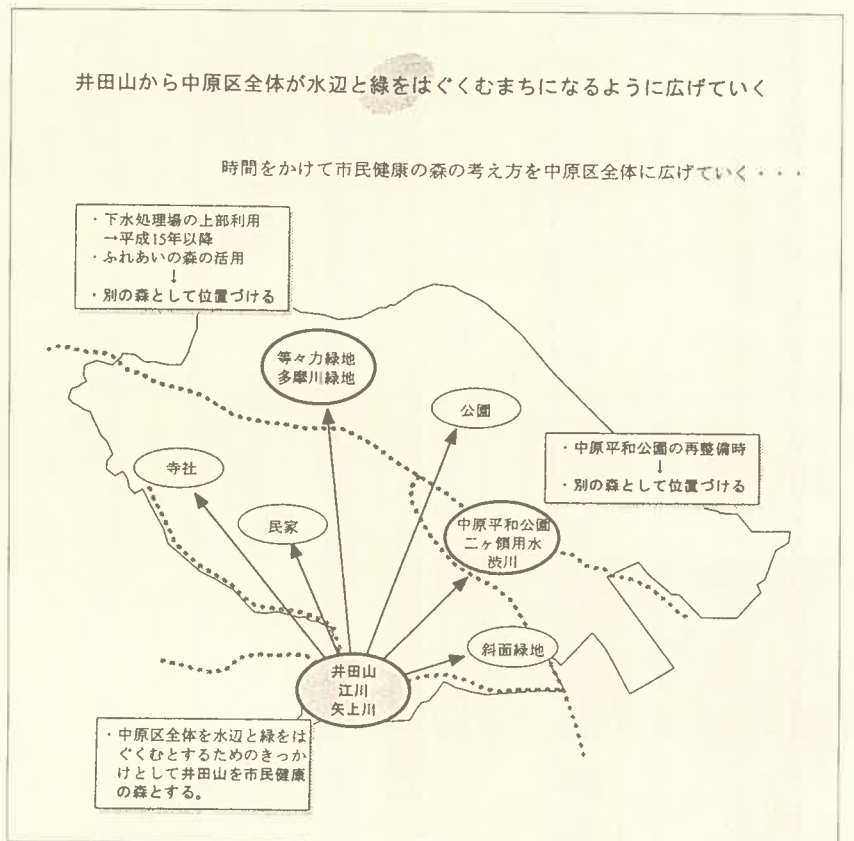
「誰もが利用しやすい場所」「整備時期がなるべく早いこと」「住民の参加による維持運営が可能」「大きさが適当」である選定基準により、「井田山・江川・矢上川」のかたまりが次の理由により「中原区の市民健康の森」とすることで提言をまとめました。

### 理由

・井田山は、斜面緑地や平坦地、空き地などの地形や植生、さらに管理主体も異なる大きな緑のかたまりであり、このため、市民と行政の各部署が連携をはかり事業化をすすめていく必要がある。  
・井田山は、多摩丘陵の先端に位置し、ふる

井田山から中原区全体が水辺と緑をはぐくむまちになるように広げていく

時間をかけて市民健康の森の考え方を中原区全体に広げていく



さと景観のシンボリックな緑として保全、活用の緊急性が認められる。

・市民サイドの受け皿となるボランティア活動があることなど、新しいコミュニティづくりや市民活動活性化の拠点となる。

## 市民健康の森推進委員会

一九九八年一二月から約五カ月間にわたって議論された「中原区市民健康の森基本構想」を、九九年五月に区長へ提言し、区長から市の推進委員会へ報告し承認を受けました。これらの経過を区民に説明するため、同年

注1

「区づくり白書」  
「中原区づくり白書」もつとすてきになくはらう」は、一九九五年から二年半をかけてまとめられました。これは、川崎市の総合計画で定められている「市民共同のまちづくり」の一環として、区民が主体となって作り上げたものです。公募を含む三四名の区民で構成され、「安全・利便なまちづくり部会」「文化・福祉・コミュニティ部会」「環境・景観部会」の三つの部会に別れ、区がかかえる諸問題について検討・調査して、一六項目の提言を挙げています。策定にあたっては、全体会や各分科会のほか、五つの地区での地区集会、ワークショップ、区民説明会などをおこないました。

注2

川崎新時代2010プラン  
一九九三年に二一世紀を川崎新時代と呼ぶにふさわしいものにするために、その都市づくりの基本方向を明らかにした新しい基本計画を策定しました。この中で、「市民共同のまちづくり」の理念を具現

六月に「中原区市民健康の森基本構想区民説明会」を中原区役所で開催しました。参加者は、当委員会の委員を含め二八人でしたが、質疑及び意見ではたくさんの方の貴重な意見が寄せられました。

## (一) 検討委員会から推進委員会への移行

一九九九年の市政日より（なかほら区版）六月号で推進委員会の委員を募集し、二一人の応募があり、私もひきつづき「森づくり」に関わることができればと参加しました。私以外にもひきつづき参加した人もいますが、新たに参加した人の中には、井田山で永年市民活動をされてきた人、井田山の生態系調査に関わった人、居住地区は離れているが自然保全活動に関わっていきたい人などさまざまな考えや立場を持った人が集結しました。

第一回の会議では、行政側から推進委員会の趣旨、目標、設置要綱などの説明を受けましたが、委員の中からは今までの事業と同様に行政主体の事業になってしまうのではという懸念が示されました。こういった意味で、第三回までの会議は、委員のなかでも意見が錯綜し、また共通の知識・認識がないままですすみ、十分な議論がされていない状況でした。

そこで、第四回の会議は井田山の見学会で、実際に現地を確認し、植生管理、緑地保全地区、井田病院の敷地、井田山東側の樹林などについて説明を受けました。

現地に入ってみて、こんなに自然が残っているのかと改めて感じさせられましたが、近隣ではマンション建築のために民間業者による土地の買い上げや開発が進められてきており、また下草刈りなどの維持管理の不備による生態系への影響など森づくりの重要性と緊急性が委員のあいだでもあらためて確認され、

活発な議論が交わされました。

## (二) 検討課題の具現化

### 委員の主体性

先述のように当初は議論の整理がつかない状況でしたが、委員の中から「第五回の会議の前に有志が集まり、今後のすすめ方など話し合っただろうか」という提案もあり、事前に運営委員会を開催しました。そこでは、井田山全体の緑を検討する「山グループ」と中原区全体の水環境を考えながら、具体的には井田山の水路と平地部分、江川・矢上川を検討する「水グループ」に分け、個々の内容について議論をしていくことが決まりました。

また、市民健康の森の対象地（範囲）は、井田山緑地保全地区と井田病院敷地の一部を中心とし、江川、矢上川もふくめ検討していくこともあわせて決めました。この決定事項により、今後の議論・作業の流れが円滑にすすむようになりました。

この頃になると、委員同士の交流も深まり、ファックスやEメールのやりとりで情報交換がすすみました。また会議の席では、市民活動グループのイベント情報の提供や参考文献の紹介など積極的な交流と同じ目標にむかって行動する仲間意識が芽生えてきました。

今後の動きとして、雑木林や里山等の植生管理に関する先進事例の見学会の開催、二〇〇〇年三月末をめどに推進計画素案の作成、そして広く市民の意見を取り入れるためのワークショップを開催して、七月ごろをめどに推進計画の完成を考えております。

## 将来の中原区に向けて

今、私たちがすべきことは

この事業は、地域の住民がとりくむだけで



井田山の見学会

は意味がありません。他の地区にもつながる水と緑のネットワークをめざすものでなければなりません。つまり、地域にお住まいの方や井田山で活動するグループだけではなく、他地区の住民の方々にも、推進委員会は行政の協力を得て、あるいは企業と協働して、みなさんに情報を提供するとともに多くの中原区民の参加を呼びかけていきたいと思っております。最後に、次世代の子どもたちに残せる森と続くものとして、みなさんにも関わりを持っていただきたいと願っております。

注3

かわさき緑の三〇プラン  
川崎新時代二〇一〇プランの「水と緑の快適環境の創造」をすすめるため、その緑の部分に関する計画として作られたものです。農地、大規模な公園緑地、公共施設や住宅、団地、工場などの敷地内の緑、街路樹や河川の緑など、市の面積のうち一三〇％に相当する緑の確保をめざしています。

注4

区民懇話会  
多くの市民に広い分野から参加してもらい、市民主権と市民参加の原則に基づいて、各区の特性を活かした、よりよいまちづくりをめざして検討、活動してきた団体です。なお、中原区では、一九九九年三月に解散しましたが、各委員は二〇〇年以上つちかかってきた実績をもとに、各団体や市民活動グループで多彩な活動を実践しています。

注5

三つのかたまり  
① 等々力緑地・多摩川緑地：等々力緑地は、プロサッカーチーム・川崎フロンターレの本拠地など八つの大きな施設を有する市を代表する緑地で、自然とのふれあいができる場として区民に親しまれています。多摩川緑地は、市民や企業、行政の努力で川の水がきれいになってきた多摩川や多目的広場等の施設も整備されています。いずれも、スポーツや散策、レクリエーション等の場として市民に親しまれています。  
② 中原平和公園、二ヶ領用水・洪川：中原平和公園は、平和をテーマとした広場や彫刻等が整備されており、市民の憩いの場になっています。二ヶ領用水・洪川は、永年にわたり中原区の農業に貢献してきた水路で、自然資源を活かした親水整備がすすめられています。  
③ 井田山・江川・矢上川：井田山は、井田地区のランドマークとして、区内でも唯一の貴重な斜面緑地で、子ども達の遊び場、市民病院を利用するお年寄りの散策路等として利用されています。江川・矢上川は、中原区の西側区境を流れる川であり、雨水渠を備えたとせらぎ水路としての事業計画等が予定されています。



# 三候補地から公開討論会をへて決定

宮前区市民健康の森構想検討委員会副委員長

## 与本剛三

宮前区では平成七年から区づくりプラン（他区では区づくり白書）の策定がおこなわれており、その大項目に緑と水を生かしたまちづくりが謳われておりました。すでに平瀬川流域の活動には定評がありますが、矢上川・有馬川流域でも少しずつ活動がすすめられております。このようななか、現在すすめられている「市民健康の森」が宮前区においてどのように取り組まれてきたのか、一市民の視点から報告をしたいと思えます。

### 候補地決定までのプロセス

#### ①検討委員会の設置

平成一〇年一月に二八名からなる検討委員会が発足しました。その構成は区づくりプラン推進委員会から一〇名、公募一五名、行政三名（区長・土木事務所・公園事務所）からなり、ほぼバランスのとれたものとなりました。また事務局として総合企画局、宮前区政推進課や宮前区のまちづくり事情に通じたコンサルタント会社等が重要な役割を果たしております。

#### ②候補地のリストアップと先進事例の調査

まず行政より概要・与条件・すすめ方等についての説明があり、市民・行政で候補地のリストアップをおこないました。そうすると

区内には与条件に適した候補地がほとんどないことがわかり、当初の与条件にはあまり拘泥せず再度リストアップをおこないました。これらを六ブロックぐらいに分けて全員で現地調査をおこない、コミュニケーションや価値観の共有化をはかってまいりました。

つぎに市民健康の森の参考となりそうな先進事例に学ぶため三班に分かれ近隣（東京・神奈川）の公園・緑地等十二カ所を調査し、実際に維持管理をしている市民団体等からさまざまな話をうかがいました。

#### ③コンセプトづくりと候補地のしぼり込み

各メンバーが持つ市民健康の森に対するさまざまな思い・イメージを話し合ったところ、おおむね公園型と里山型の二タイプに整理されていきました。これを現実の候補地に重ね合わせながら、議論と投票をくりかえし次第に焦点をしぼり込んでいきました。最終的には三つの候補地が残り、三グループに分かれそれぞれが構想案をまとめ発表することになりました。

#### ④三候補地の構想案について

##### 「初山緑地」

生田緑地の南に位置し通称「飛森谷戸（とんもりやと）」と呼ばれ、滝沢池からのせせらぎや谷戸の原風景が残されている場所です。神社跡地・休耕田・散策路・じゃがいも学校等

さまざまな資源があり、明治大学藤沢教授の指導を受け、ほたるの復活にむけた活動もおこなわれています。地元のボランティアグループの活動には定評があり、実績においては他の候補地を大きく引き離しております。

##### 「野川緑地群」

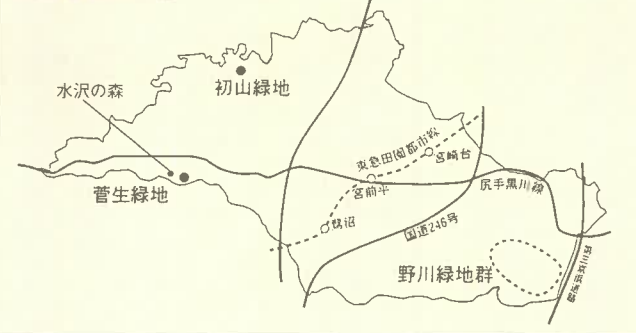
現存する斜面緑地・生産緑地は当該区域の三〇％をこえ、宮前区でもっとも緑が残されているところです。緑地保全協定地域約二〇カ所、緑地保全地区（ふれあいの森）二カ所や十カ所以上湧水も発見されており、これらの拠点を遊歩道でむすび、市民・行政・地権者が手をたずさえれば広域的なネットワーク型の緑地保全が可能となります。市有地はほとんどありませんが、各種制度や市民健康の森の発想を組み合わせ、段階的に緑地保全をしていこうとする意欲的な提案です。三候補地の中で最も緊急性が求められている場所です。

##### 「水沢の森（菅生緑地西地区）」

すでに整備済みの菅生緑地（東地区）の西側に位置するところにあります。都市計画決定された区域の中に事業認可区域、さらに買収済みの区域が存在し、今後計画をすすめていくなかでちょうど良いタイミングにあります。

もともと北部市場等施設整備の横浜市に対する緩衝帯との位置づけから川崎市（尻手・黒川線側）からのアクセスが悪く、平瀬川と

各候補地の位置



候補地をしぼり込むため検討委員会で真剣な議論がつつく



の連続性も途絶えてしまっています。周辺には縄文遺跡や生産緑地等もあり、将来的には拡張する可能性があります。

### ⑤ 公開発表会と候補地の決定

平成十一年八月二十八日、区役所の会議室で区民向けの発表会をおこないました。三つの構想案をパネルやスライドをまじえチームごとに発表し、質疑やアンケート等による意見集約をおこないました。その後、検討委員会で投票と議論をくりかえし、最終的には水沢の森（菅生緑地西地区）に決定いたしました。

なお、他の二候補地についても宮前区全体を「緑の回廊」としていくために、大変重要な計画であることから、別のかたちで推進していくこうとする方針も確認されました。

### 水沢の森構想案づくり

候補地が決定したことから、全員で水沢の森の構想づくりに着手しました。具体的にはコンセプトを定め、エリアとスケジュールを

勘案しながら段階的に整備していくこうとする計画です。

東地区とは性格をわけ、里山型の緑地保全をめざし、植林・ピオトープ・散策路・コミュニティハウス等を整備しながらボランティア組織を立ち上げ、市民・行政のパートナーシップの活動をすすめていくこうとするものです。将来的には平瀬川の水源涵養林として流域への連続性も検討されており。

### 最後に見えてきたもの

#### ① 分権推進の必要性

今回のことをきっかけに、川崎市が従来の縦割り組織を乗りこえ新しいしくみをつくっていくこうとする姿勢は良くわかりましたが、現実の問題を解決するためには既存の組織に割りふって対応する他なく、今後マスタープランづくりにも関連してきますが、どうしても横割の機能を備えた区役所を強化する必要にせまられることでしょう。企画調整・立

案・実施をおこなうための予算・権限・人材等を各区役所に配分することが必要になってくるものと思われま。

#### ② 継続・発展性

市民健康の森は一回きりのモデルケースのような性格がありますが、この手法を応用し市民・行政が協働して今後取り組みなければならぬ課題は山積されています。今回の事業の評価・検証をきちんとおこない、次なる事業につなげていくことがぜひとも必要です。

市民側の課題としては、多様な世代がこのような身近な問題に関心をもち、学習と実践をくりかえし、自らの地域をより良くしていく息の長い活動が必要となつてきます。そのためにも市民・行政が手をたずさえ、互いに顔の見える信頼関係を築いていくことが重要ではないでしょうか。

### ③ 麻生区



# 時間をかけて成長する森づくりを

麻生区市民健康の森構想検討委員会副委員長

木村信夫

小田急線読売ランド駅から「多摩自然遊歩道」を五分も歩けば、そこはもう緑濃い雑木林のただ中だ。この一帯では、長い年月、緑を守り保全する活動が続けられ、行政当局の支援を得て「多摩緑地保全地区」の指定、「多

摩美ふれあいの森」や「カントウタンポポ自生地保護園」「野草園」の設置などを実現してきた。四季を通じて地域住民による保全管理と、自然の恵みを楽しむ催しがおこなわれ、かけがえのない交流の場になっている。

「麻生区市民健康の森」予定地（二、五二〇平方メートル）は、ちょうどその中心を占める位置にあるが、学校用地として取得されて以来、管理の手が入っていないため、現在はアスマネササが密生しその上をクズなどの



先進事例の調査に歩く

ツル植物が覆って、人が入って楽しめるような「森」のイメージとはほど遠い状態だ。しかし、ここは、雑木山につながる傾斜地から、かつて畑だった平坦地、水田だった谷地へと連なり、沢水の流路が残り、狭いながらも多摩丘陵特有の環境がワンセットになって存在する。

この絶妙な条件を活かして、もつと楽しみたい。生物も豊かな環境をつくりたい。多くの人びとがそんな願いをもって、この用地を眺めてきた。一九九八年夏、願いがかなって、「麻生区市民健康の森」予定地とされ、一月に整備構想検討委員会がスタートした。

検討委員は、多摩美地区の住民一一名と環境アドバイザー・麻生区副区長・市北部公園事務所長で構成されている。住民委員は、それぞれ日々この自然に接し強い思い入れがあるだけに、考え方はさまざまであった。森は周りにあるのだからこのスペースは太陽の光に満ちて健康的な誰でもくつろげる広場にすべきという意見があり、いっぽうに森の成長のサイクルと利用が結びついていたかつての里山を再現したいという意見がある。さらに、ウグイスやコジュケイなどの生息環境に心を砕く人、畑をつくって焼きいもなどを楽しむ場にしたという人、自然体験・観察など教育の場という意見などが飛び交うスタートだった。

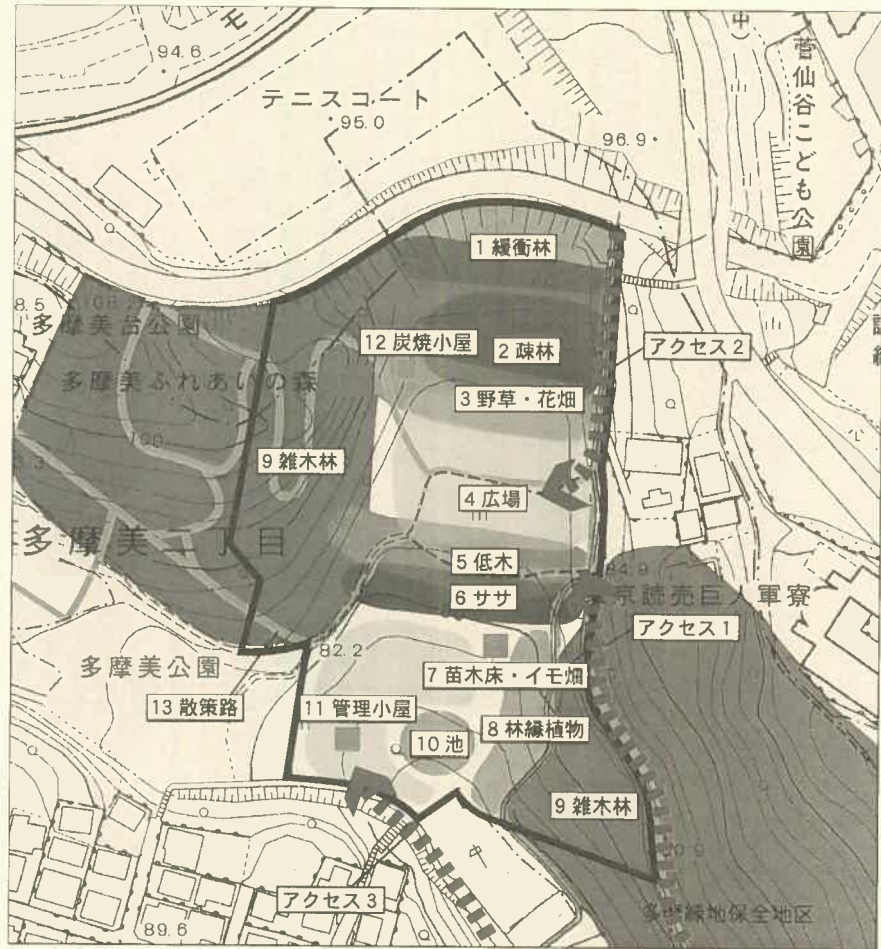
そして、この委員会の運営の特徴は、委員の整備構想の違いを鮮明にしていく方法をとったことだ。それぞれの構想を図に示して意見開陳し、出てきた構想を三つのタイプに分けてメリット・デメリットを具体的に指摘しあう検討を、ときには激しい議論の応酬になりながら、重ねていった。さらに何方所かの先進事例を見学し、また予定地を歩きながら現

状の問題点、生物の生息環境など懸案事項について専門家に学ぶ機会もあった。意見の違いを明らかにしながらの検討は、一つひとつの事柄に関して「人の立場」からと「自然の立場」からというように複眼的な吟味をおこない、また対立する要因の調和する道を探る過程ではなかったかと思う。いよいよワークショップによって予定地の地図上に全員でプランを描いていき、図のような空間配置の「整備構想案」ができたのだが、右記のような検討の成果が反映し、ここ独自のものが生まれたと思っている。

例えば、広場と森は排斥しあうものではなく、かつての山と草はらがそうだったように、その接点に草花の豊かな「林縁植物」帯を置くことによって、連続的に多様性に富んだ植生空間が形成されるだろう。そして広場に続く林は、明るく開放的で出入りして遊ぶことのできる「疎林」とすることで、変化に富んだやすらぎ空間になるだろう。厄介もの視されるアズマネザサも活かして雑木林の間をつなぐ「小動物・鳥の通り道」をつくろう、などなどである。

そして、何より、人びとの楽しみの場をつ

検討委員会による市民健康の森整備構想



注) この整備構想はあくまで検討委員会ですすめものであり、今後推進委員会、また順次整備を進める段階で整備メニューについても検討・見直しを行いながら、実現化を図るものです

好評だった市民発表会



くると、森や草はらの自然が豊かになっ  
ていくことが一体に進んでいくような「健康  
の森」を目ざしていることだ。例えば、密生  
した笹や木を刈り取って明るい森にすれば、  
県花ヤマユリなど眠っていた植物が甦って  
くる。刈った笹や木を活かして、楽器づくりな  
どのイベントをおこない、あるいはシイタケ  
づくりを経て土に返しかブトムシの繁殖地が  
できていくなど、自然の恵みの循環的な活用  
が重視されている。炭焼き小屋を設けている  
のは、その象徴といえる。

こうして「整備構想案の基本的な考え方」  
は次の四点に集約された。

(1) 里山の自然環境の保全と創造

① 隣接地と調和させながら雑木林の適正な  
保全再生をはかる。

② 動物・鳥・昆虫に配慮した環境の形成を  
はかる。

(2) 健康とレクリエーションの場づくり

① うるおいの感じられる緑と親しめる空間、  
広場づくり。

(3) 水辺空間の創出。

① 住民による維持管理・運営組織づくり。

② 炭焼きや下草刈りなど一年を通したイベ  
ントの企画開催。

③ お年寄りや障害者など誰もが楽しめる  
「市民健康の森」

(4) 地域防災の広場としての活用。

① 行政と協働作業により段階的に成長する  
「市民健康の森」づくり

② 行政と協働作業により地域住民も整備に  
関わる。

③ 一気にはなく徐々にづくりあげていく。  
この整備構想案をもって、昨年二月五日

麻生市役所で市民への発表会を開いた。心配

だった参加者も五九人もの人が集まった。市  
民・行政のパートナーシップによる事業運営、  
住民委員主体の発表会はおおむね好評で、会  
場での意見も、アンケートの結果も構想案を  
積極的に受け止めての意見が多く、とくに次  
の段階の推進委員会への参加希望者が二三名  
もいるなど、自然の潤いある地域づくりへの  
願いの強さと、運動基盤の広がりを実感され  
た。そして、川崎市のオアシスともいうべき  
麻生区の「市民健康の森」として、区民全体  
の願いとアイデアと力を結集して実現して  
いかねばならないと肝に銘じた発表会だった。

発表会での意見には、整備に対する防災的  
な観点からの検討、全区民へアピールの必要  
性など重要な指摘がいくつもあり、その後の  
委員会で最終構想に盛り込んだ。また、「子  
どものプレイパーク」「自然体験」「今ある自  
然を活かす景観づくり」「遊びを通して昔の  
知恵を」など、各世代・立場から、自然とと  
もにある暮らしへの夢が語られた。こうした  
夢を受け止めて、具体的な整備計画を立案・  
実施していく推進委員会は六月に発足の予定  
だが、さらに活発で創造的なものになってい  
くはずだ。

確認しておきたいのは、上記の(4)項に掲げ  
た「段階的に成長する『市民健康の森』づく  
り」だ。一気に整備して「それで終わり」と  
いうのではない。草木は時間をかけて成長し  
ていくし、人手をくわえると思われない変化を  
する。成長・変化する自然に学び、それをう  
まく活かす整備の仕方・活用の仕方を積み重  
ねてできていくのが「市民健康の森」である。  
森づくりの過程は、自然に学びながら、自  
然と人が共に健康で豊かになっていく関係、  
少し大げさにいえば、新しい共生型の生活文  
化を育て、人びとが交流するあたたかな地域

を築いていくことだろう。そんな拠点となる  
森であるともいえる。

それだけに、市民にとって活動はボランティア  
の域を超えて生活づくりとしての参加にな  
るだろう。行政にとっては施設などの整備に  
くわえて、プロセスを重視した、各世代の市  
民の参加と活動に対する支援、記録や情報・  
活動の交流支援などが期待される。

●私が薦める一冊の本

『現代日本人の意識構造』

NHK放送文化研究所編

NHKブックス  
本体九七〇円

現代日本人の意識構造 第四版

NHK放送文化研究所



日本人は  
どこへ行くのか?

●現代の半歩先を讀む  
NHKブックス 823

◆本書は、NHK放送文化研究所が一九  
七三年から五年ごとに実施している意識  
調査をもとに、二〇年間の日本人の意識  
の変化を見たものである。直近の調査結  
果が九三年と少し古いのが、「生活目標・  
生き方」「家庭・男女のあり方」「性・宗  
教・ナショナルリズム」「政治」などに関  
する意識変化について分析を試みている。  
自分を照らしてみても興味深いのが、行政  
施策を考える上でも参考になる一冊であ  
る。

(総合企画局企画部副主幹 滝峠雅介)

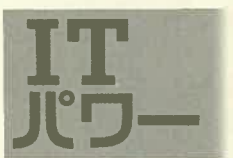
『ITパワー』

中谷 巖・竹中平蔵著

PHP研究所  
本体一〇〇〇円

IT innovation

Nakatani Iwao & Takenaka Heizo  
中谷 巖・竹中平蔵  
日本経済・主役の交代



台頭する新しい日本人、  
続々現れるネットビジネス。  
21世紀・日本は様変わりす!

◆一言で言うところ、とても元氣の本で  
した。パソコンやインターネットの普及  
によって、これからの企業や大学、行政  
そして日本がどう変わっていくのか。大  
変に興味深い対話がくり広げられていま  
す。巻末の一文が印象的でした。「問題  
の先送りしか考ええないような企業や組織  
は、淘汰されるしかないのだ。健全な危  
機感をもって挑戦すれば、大きなチャン  
スが目の前にある。はらはら、ドキドキ、  
わくわく、の時代がやってきた。」

(総務局職員研修所主査 森部 隆)

特集1  
都市に「もり」をつくる

（「若者の社」をつくる）

若者に人気あるスポット「チネチッタ」で、国内最大級のシネマコンプレックス開発が進行しています。この開発にたずさわる渡我部氏は、「先端企業の集積が新『Kawasaki』族の台頭をもたらし、首都圏の他都市に見られないエネルギーと新たな生活文化スタイルを生み出す可能性を秘めている」と語られます。ここでは、わい雑で庶民的な土壌にデジタル・ニューウェーブが急速に芽生えつつある「若者の街」、川崎の魅力に迫ります。



# チネチッタの試みをさぐる

## 川崎チネチッタ開発プロジェクト

カワサキ・ミス企画室部長

## 渡我部一成

御社は、昭和一二年に川崎駅前に映画館を中心とする総合娯楽街を建設され、その後一貫して川崎の街と共に歩んでこられました。このたび、二一世紀に向けてCUE (Citta Urban Entertainment) プロジェクトを立ちあげられましたが、経済など取り巻く環境は大変に厳しい状況であり、なぜ、いま川崎の地で新しいプロジェクトを決定されたのか、はじめに開発事業の概要やコンセプトをお話し、その後、開発の背景や川崎の可能性、魅力などをお伺いしたいと思います。

### 都市に新鮮な感動と活気を

渡我部 私たちは、「エンターテインメント

と文化を通して、都市に新鮮な感動と活気を提供すること」を使命とし、一九二二年の創業以来、さまざまな試みにチャレンジしてきました。二一世紀を目前に控えたいま、川崎都市における快適で刺激的な都市の創造に貢献するため、このプロジェクトを立ち上げたものです。

資料1にあるとおり、敷地面積は一万六五〇〇㎡で、建物全体での延床面積は六万八〇〇〇㎡になります。各棟ごと工事期間には若干のずれがありますが、メインとなるA棟、C棟、両者をつなぐブリッジは平成一四年五月頃の完成予定です。また、B棟の完成は平成一三年一月です。

ここには、一三スクリーンのシネコンを核

に都市型アミューズメント、ライブハウス、ビリヤード、フィットネス、飲食、物販などからなる複合エンターテインメント施設を建設します。また、D棟には三つ程度の住居タイプを設ける予定で、一つは「ワンルーム・タイプ」で、シングルやディンクスの対応するもの、二つ目は「SOHOタイプ」でクリエイティブな職業やスピニアウト組への高度情報対応型の住宅です。三つ目は、アーバンレジデンシャルといった若干高級な層のクラスにターゲットを絞った、「スウィートタイプ」です。

### イタリアのヒルタウンをモチーフにして



資料1 開発事業の概要	
事業名称	CUE (Citta Urban Entertainment) プロジェクト
所在	神奈川県川崎市川崎区小川町1、4、5番地内
事業主体	株式会社カワサキ・ミス
建築デザイン	ジャーディパートナーシップ社
設計監理	株式会社石本建築事務所
開発コンサルタント	エフ・ジェイ都市開発株式会社
用途地域	商業地域
敷地面積	約16,500㎡ (約4,900坪)
延床面積	約49,500㎡ (約15,000坪) 新設延床面積
	約18,600㎡ (約5,600坪) 改装
延床面積合計	約68,100㎡ (約20,600坪)

渡我部 街の形状は、イタリアのヒルタウンをモチーフにしています。図1のとおり、A棟とC棟の間をブリッジでつなぎ、ヒルタウンの形状をしたゆるやかなスロープをつくります。五メートル幅の道なりに、なだらかな丘を登っていくと、素敵な建物がスロープの両脇に並んでいます。

登りつめた坂の上がシネコンです。スロープを登りながらぐるっと回遊すると、反対側のビルに入ります。それで既存の映画館にも回遊できます。しかもイベントが行われる広場が中央にあり、回遊しているスロープのどこからでもイベント風景を見下ろすことができます。

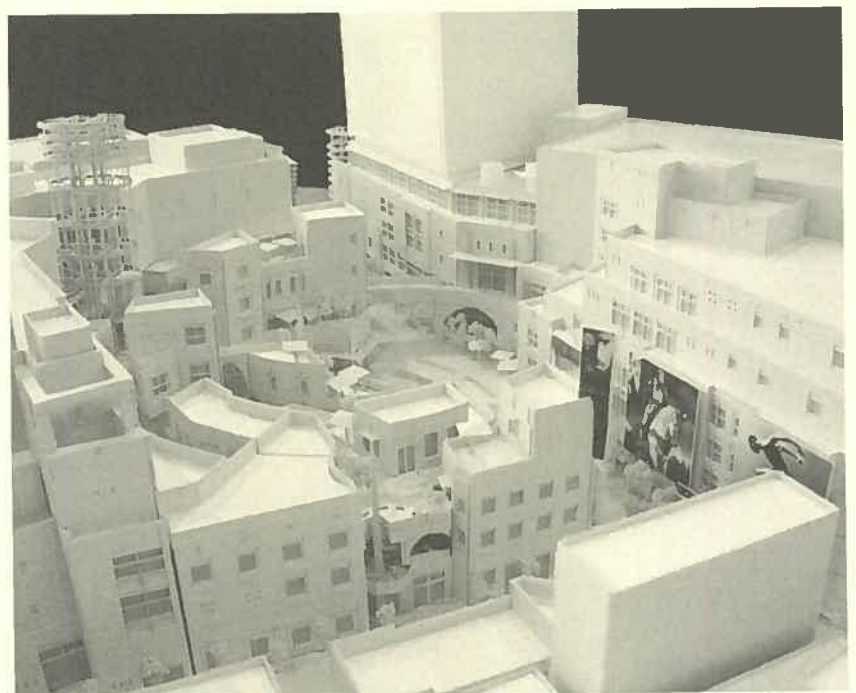
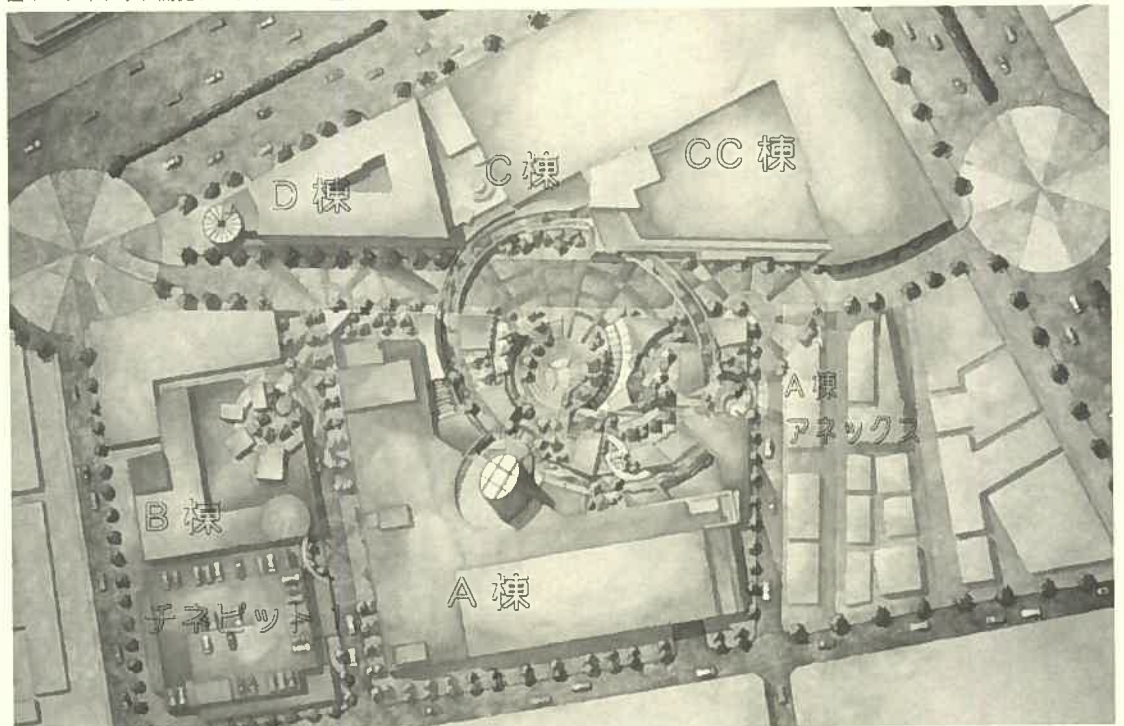
施設構成は、大きく分けて、「アーバンビレッジ」「ウエストアレイ」「チネチッタ通り」の三つにゾーニングしています。それぞれがコンセプトとターゲットを明確にもって「街」として売り出すというのが構成の前提となっています。

まず、A棟を中心とした「アーバンビレッジ」は、幅広い客層をターゲットにシルバークラスを含めて、いつでも誰でも楽しめる温かい空間を出現させます。施設としてはシネコンやアミューズメントを集客の核とし、さまざまな形態のショップやレストランが入ります。

B棟を中心とした「ウエストアレイ」では「クラブチッタ」を中心に、地元若者層の遊び場を提供します。川崎には若者向けのナイトライフが少ないので、その演出と、いわゆるストリートカルチャーの発信の地としていきたいと考えています。

「チネチッタ通り」は歩行者中心の公共空間で、他の二ゾーンへの導入部となるのですが、ここには新しいライフスタイル提案型のテナントを配置します。落ちついた雰囲気

図1 チネチッタ開発プロジェクトの全容



棟名	内容
棟 A	新築 S RC造、地上六階 物販、飲食、都市型アミューズメント シネマコンプレックス（三スクリーン／約三〇〇席予定）
棟 A アネックス	新築 R C造、地上二階 物販
棟 B	新築 S RC造、地上三階 ライブハウス、各種スタジオ
棟 C	新築（チネチッタ棟の増設として）、S造、地上三階 物販、飲食
棟 C C棟 （チネチッタ棟）	改築（用途変更）、S造、地上七階、地下一階 映画館、物販、飲食
棟 D	新築 S RC造、地上二階、地下一階 共同住宅、物販、飲食（フイットネスクラブ）、駐車場（共同住宅専用）
チネビット	新築（飲食） 駐車場（既存）、飲食（増築）

ップで、ヨーロッパを彷彿とさせるようなプロムナードをつくりあげたいと思っています。

これらの建築デザインは、アメリカ西海岸を中心に、ホートンプラザやユニバーサルスタジオ・シテイウォークなど、都市の複合施設や商業施設のデザインを数多く手掛ける「ジャーディパートナシップ社」にお願いました。また、キャナルシティ博多（福岡市）の開発事業に従事した「エフ・ジェイ都市開発株式会社」に開発コンサルタントを依頼し、さらに、設計監理、テクニカルアーキテクトの立場で、「株式会社石本建築事務所」に参加してもらっております。

これらの連携をもとに、単なる施設のデザインに留まらず、地域やコミュニティの活性化といった、この施設を利用する人々に焦点を当てた都市計画的なアプローチを特徴とし、具体的なプロジェクト展開を推進しています。

## 新たなエンターテインメントの模索



施設概要やコンセプトは良くわかりました。川崎の街にまた一つ楽しい都市空間ができあがるものと期待しています。

資料から伺われるとおり、容積率等もかなりゆつたりと使っておられ、通常のデイベロップからすれば無駄な使い方と思われる面もあるかもしれません。金融機関など、投資側からは様々な意見もあったと思われませんが、厳しい経済環境にある今、川崎の地でこのような開発を進められるのはなぜでしょうか。開発の可能性や川崎駅周辺の将来性をどうお考えになりましたのですか？

渡我部 なぜ今か、皆様おっしゃられるのですが、チネチッタビルができたのは一九八七

年でこの時に「ミスタウン」から「チネチッタ」に変更しています。名前の由来はよくご存じでしょうが、チネチッタはイタリアに実在する映画撮影所から名前を取ったものです。この当時から、このエリアの一体開発は皆の頭の中にもありました。企画会社やシネコンなどからの提案もあり、当然、社内でもいくつかのプランニングを進めてきました。しかし、なかなかオーナーの思いにぴったりあつた提案はなく、具現化されませんでした。一九九八年春から「ジャーディパートナシップ社」と一緒に進んで、プランニングを始めいよいよ本格的にこれできいこうと具体化し、新聞発表となったものです。

近年は、シネコンの開発ラッシュといわれていますが、すでに当社では八七年に将来の総合的開発を前提として、シネコンの先駆けともいえる現在の「チネチッタ」をオープンしています。今回のCUEプロジェクトも、シネコン開発ブームを背景にしたものではなく、私どもの独自の流れとして出てきたものが、たまたま時代の流れと一致したということだと思えます。

創業者である先代の会長も「娯楽を提供し地域に貢献」という思いをもって事業を進めてまいりました。夢を売りながら地元貢献していくこと、これが開発発想の前提です。お客様の利便性を考えたとき、今のままでいいのか、私たちは常に新たなエンターテインメントを模索しています。それが私たちの会社の理念です。シネマコンプレックスを核としたスポーツ、音楽などのアミューズメント施設、それにファッションとかデジタルなどを加える、常にエンターテインメントを模索していこうとするものです。

## 新たな変貌をとげる川崎 「新」KAWASAKI 族の姿が目立つ



川崎駅前の将来性などどのような予測をされたのですか？

渡我部 今回の開発に関して、首都圏における川崎の位置、周辺市街地の状況、マーケット、企業立地の状況などを検討しました。

JR川崎駅は一日あたり三三万人、京浜急行駅は二一万人が乗降するターミナルであり、利用度の高い交通拠点として機能しています。また、西口再開発など駅周辺の大規模開発等も予定されており、街全体の大きな変貌が予想されるきわめてポテンシャルの高い地域です。ターミナル周辺では、オフィスビルの開発が盛んに行われ、東芝やIBM、DELLなど周辺のデジタル産業に勤務する新「KAWASAKI」族の姿が目立ちます。これらも、一つのターゲットとして想定されます。最近一〇年間の人口の伸び率は一一％であり、年代的には消費意欲旺盛な二〇代、三〇代の若者が多く、活気のある人口構成となっています。

私どものCUEプロジェクトのマーケットとして、一次商圏が車で二〇分約五キロ、二次商圏が車で四〇分約一〇キロとなっており、一次商圏で一二〇万強、二次商圏を含めると二七〇万強という巨大な可能性を秘めています。二次商圏には鶴見区、大田区、中原区があり、二次商圏には品川区、世田谷、横浜市神奈川区、港北区、川崎市高津区などがはります。

開発ラッシュとも言えるシネコンですが、MM21からお台場、TDLに至る湾岸リゾート軸と沿線生活拠点に分布しており、京浜エリアには、チネチッタ以外の集積は見当たり

ません。そういう意味で、競合施設の少ない空白地域として、魅力ある都市型集客施設の高い立地条件にあるといえます。

また、通信やコンピュータなど、川崎駅周辺の先端企業をまとめたのが図2です。予想以上に外資系企業や、電気通信関連企業の集積がすすんでいることがわかります。これらの企業で働く敏感な若者や中堅層が持っている多様な旺盛な消費力は、現在まだ未消化の状態にあるように思います。

### 横文字としての「KAWASAKI」 新川の川崎族のユニークな価値観

マーケティングの中から、川崎のプラス価値をさまざまに把握されていますね。特に、川崎駅を中心とした先端企業の集積による、新「KAWASAKI」族の台頭という視点には、非常に新鮮なものを感じます。ただ、川崎市の持つ労働者、生活者というイメージとそれほどのように交錯していくのでしょうか。その可能性をどんな風に考えますか。

**渡我部** 集客競争においては、街のイメージが大切です。横文字としての「KAWASAKI」はバイクとの関連もあり外国の方にとっても聞きやすい。いま、川崎といったときにちよつとダークのイメージを思い浮かべる方も多いのですが、外資系企業や通信機器など先端産業が集積しエンターテインメントがある、そういった新たな街のイメージを作りたい。デジタル、テクノっぽいものとしての「KAWASAKI」イメージを作りだす。

川崎は、わい雑で庶民的な土壌にデジタル・ニューウェーブが急速に芽生えている「まち」です。新川の川崎族のユニークな価値観の衝突は、首都圏の既成の街にはない、エネルギーと

新しい生活文化スタイルの可能性を秘めています。

そういう意味では、私たちは旧来の商業施設の補完という役割を持っていると思います。それは飲食や物販など、これまでになかった都市の新しい体験を生み出すエキサイティングな場所の創出だと思えますし、ヒューマンスケールの空間の中で、人々が驚きや発見、期待、出会いなど、ユニークな都市の体験を共有する、そんな場所をつくりたい。そのことが新川の価値観のぶつかりあいや混ざり合いを引き出し、さらにユニークな街へと川崎を変えていくものと思います。

### まちづくりの課題は？

川崎の街づくりにおける要望事項とか、課題はどのようなものですか。

**渡我部** 一つには、駅からの動線もそうですし、予想されている西口再開発を含め、ぜひ、川崎の東西の動線を意識して「まち」をつくらせてほしいと思います。この時には川崎独自のサインをつくり、市民の方々が楽しめるにぎやかなものになればいいと思います。

また、中心市街地活性化法の対応も含め、私どものCUEプロジェクトと周辺商店街との連携の中から、市民の方々の回遊性が高まり、市外からの人の呼び込みや商店街の活性化につなげて欲しいと思います。

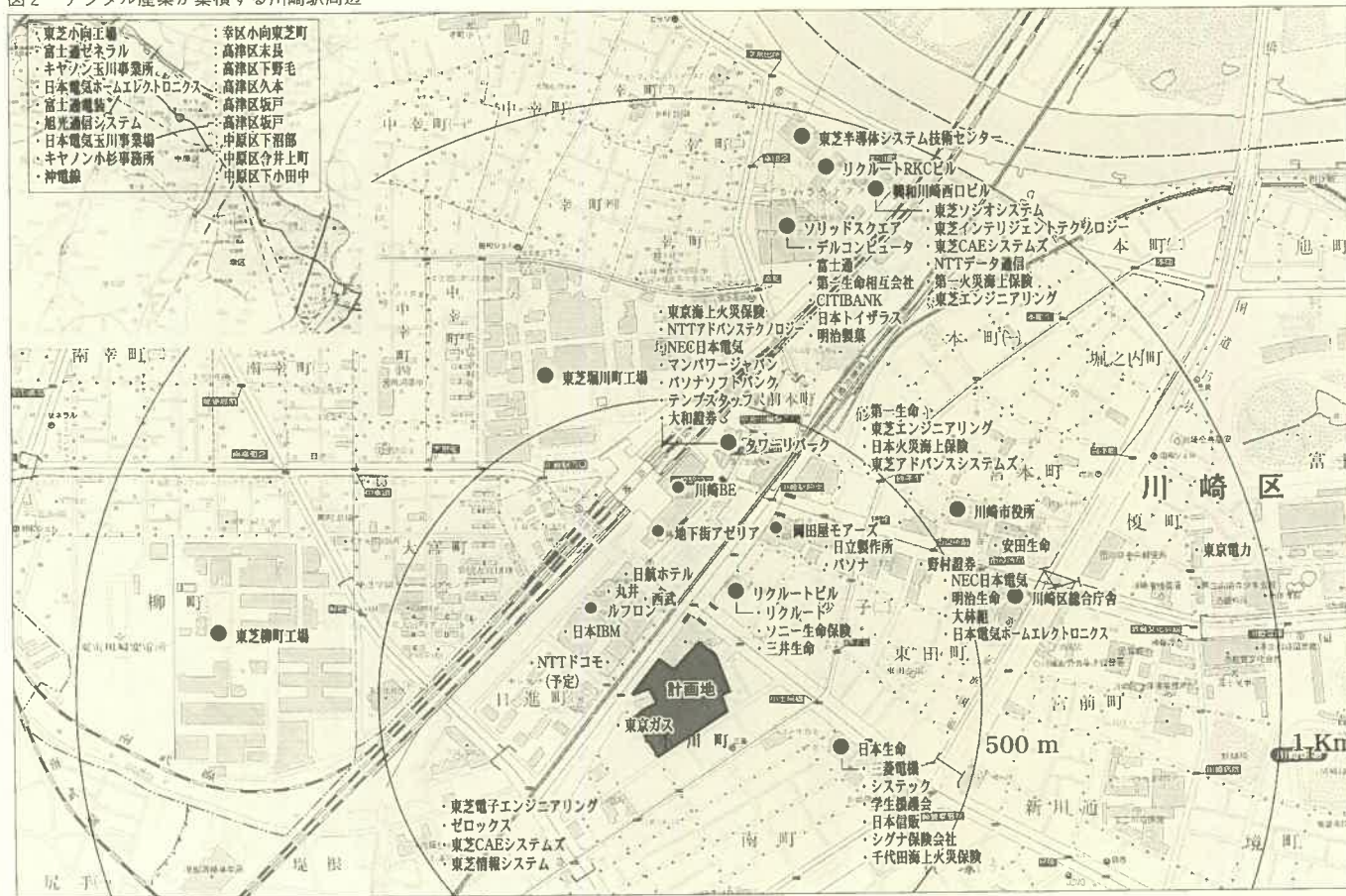
### 人生を遊ぶ

#### 〜New Kawasaki Style提案

最後にまとめとして、一言、お願いします。

**渡我部** CUEプロジェクトは、「人生を遊ぶ」をキーワードとして、積極的に暮らしを

図2 デジタル産業が集積する川崎駅周辺



楽しむNew Kawasaki Styleを提案します。今回の街のコンセプトはイタリアのヒルタウンをモチーフにしたわけですが、「日常生活のバランスを保ちながら人生を謳歌するというイタリアマインド」をデザインに盛り込んでいます。歩いているうちに二階へ三階へと、各々のファサードも違う顔を持ち、そしてま

た、各々が連なり一つの街を生み出している。そんな街なみです。

私どもは、これまで培った歴史の上に新たな提案をしてみたいです。これまでの商業コンセプトをこえた、出会いや時間を楽しみ、街を遊び、仕事や住まいを楽しむ、新たなエンターテインメントを通じた街づくり。「人

生を遊ぶ、豊かに人生を楽しむNew Kawasaki Style」にご期待ください。

川崎の新たな街づくりとして、心より成功をお祈りし、また、「New Kawasaki Style」の提案を期待しております。長時間、ありがとうございました。



インタビュー

## 川崎デジタル族探訪

若者がつくるもう一つの川崎

### ●場所の呪縛

A..もう場所っていうか、どこにいたって関係ないんじゃないすか。携帯(電話)もってるから、どこにいたって捕まるよ。メールもパソコンがないところでも送れるし。休んでいるときまで仕事に追いかけられるのは、かなわないけど。

川崎の魅力ですか。日本で一番観光客を集めている街って知ってる？

京都じゃないよ、東京。いなかの親戚の高校生が出てきたときも、受験先探して名目だけど、お目当ては渋谷と原宿。うちなんて渋谷に一本で出られるから絶対のロケーション。ま、ぼくたちも川崎に出ることはめったにないし。いや、別に川崎に悪い印象を持つ

ているってわけではないんです。行く用がないんですよ。渋谷行く方が電車代だって安いし。そういえば、渋谷は用がなくても行ったりしますね。なんでだろう。

### ●ハイテクイメージ

B..そうそう、川崎に住んでいます、なんて自己紹介のときいうと、大変ですねとかなんか同情の目で見られたりしてね。そういうこと言うのって、たいてい年寄り。

東京に行きたがるのって若い子ばかりじゃないよ。いなかのおじさんは市役所に勤めているんだけど、こないだ出張で東京の視察に来てたよ。いなかの街の中心市街地が寂れて来たので、はやっている店を見たり、誘致したりする仕事だって。おじさんがピーナス・

川崎市産業振興財団情報係長

## 牧 葉子

フォート(臨海副都心にできた女性向きショッピング拠点)みてもしようがないと思うけど、結構真剣で、おまえ、どっかいいとこ知らなかって聞くんた。ぼくは大人向きのにこたま(二子玉川)を勧めたけどね。GAPを誘致したいってはりきっていたよ。ああいう雰囲気はくやしけど川崎にはないね。

でも、いつも見るところがないと川崎をばかにするおじさんが悔しがったのは、川崎にスターバックス・コーヒー(ショップ)があること。誘致の話をもっていったあつさり断られたらしいよ。あそこ、出店基準きびしいからね。(出店している)チネチッタって川崎にしてはイメージいいし、ハイテク企業がいっぱいいる街だから、いいんじゃない。





## ●デジタル・デバインド

C・ハイテク企業ってイメージはいいんですけど、日本じゃ別に給料がいいわけじゃないですし、まあ使う暇もないんでなんとか生活もっている感じですよ。外資系はだいぶ違うけど、うちらなんか地味ですよ。寮に住んでいたときは楽だったけど、いつまでもいるわけにいかないし、息苦しいところがあって、ワンルーム（マンション）に引っ越しました。駅にもほど近くて、コンビニも途中にあるので、いいところ見つけたと思っています。これ、インターネットで探したんです。条件を入れておくと、適当なものをメールでお知らせしてくれるので、歩き回らなくても済みました。

仕事は忙しいですよ。夜遅くなることも多いです。住宅ローンも会社で借りた先輩たちは、おれたち社畜、なんて自嘲気味にいうけれど、僕は会社づけ人間にはなりたくないんです。それで、日曜日にはボランティアしてきます。パソコン通信で知り合った友達の呼びかけで行ったんですけど、東京の方の年輩の方たちにPCの使い方を教えるパソコン・ボランティアってものです。最近、デジタル・デバインドって言われるじゃないですか。パソコンを使えるかどうかで社会的な不利益がいろいろ出ているって。僕らの周りでは実感しないんですけど、年輩のひとにとっては用語ひとつひとつで強迫観念もっちゃうみたいですよ。パソコンは高いから買えないっていうひともいるし。

たしかにパソコンはパーソナル・コンピュータっていうくらい個人的なものだから借りて使っているのは慣れませんが、自分専用で使って試行錯誤しながら覚えていくところがあります。でもこれからは、インターネットに使

うだけだったらゲーム機やテレビでいろんな選択肢が増えてますから、いい方向にいくと思いますよ。

ボランティアの楽しみですか。人に感謝されるのが心地よいつてもありますが、友人たちと終わった後におしゃべりするのが一番

の楽しみかな。

えっ、川崎にもボランティア・センターつてのがあるんですか。知りませんでした。僕はもう手一杯だから無理ですよ。会社の友人に教えてみます。



## ●タウン情報発信力

D…川崎のおもしろいところですか。新百合ヶ丘は、ドメスティックすぎるかな、えっと「しんゆり映画祭」(会場はワナー・マイカル・シネマ新百合ヶ丘)は、結構遠くからもお客さんが来ていますよ。日本だけでなくアジアの若手映像作家の作品を、いい感じで取り上げているのが特徴かな。昨年は、コリアン・シネマの特集もありました。いや「シュリ」はなかったですよ、だってあれは大ヒットものじゃないですか。映画ファンにとつてはね、これからつという映像作家をみつけておいて、有名になったら、私まえから評価してたの、というのが楽しいのよ。

インターネットでは、タウン情報を個人が発信するというのがおもしろいのですが、人口の割に川崎をあつたページは少ないですね。思い入れのある街が少ないということでしょうか。個人が作成した地域型ホームページがあるのは、新百合ヶ丘のほかには宮前、宮崎台、武蔵新城、新丸子、桜本というやはり特徴がある街ですね。なかでも新百合ヶ丘は複数のひとが競作していますから、好感度高いんでしょうね。新百合ヶ丘には、そこに住んでいると言いやすいブランド力がありますから、ジモト意識が高いといえます。新宿と張り合っても意味ないんだから、小さくても文化の香りのするものが大切ですね。

## ●SOHO (Small Office Home Office)

E…地域のブランド力という意味では、田園都市線もありますね。溝の口もきれいになったので友達も呼べるようになって、ますます引きこもってしまいうです。前は半蔵門線で通勤していましたが、出産を機に退職しま

した。しばらくじっとしていましたが、知人のやつているソフトハウスを手伝ってくれといわれて、通勤せずに済むなら、まっいいかなど。プログラミングといつてもパーツをつくって送るだけだから、ISDNで十分なんです。道具のパソコンは、自作マニアの主人のお手製ですから、思い通りの仕様で安くつきました。一五万円くらいかかたと思います。が、手持ちのパーツの再利用もありますから、私たちが意外とエコロジストなんです。通勤しないだけでも炭素排出量の削減に貢献していますね。余計なものはいりません。ブランドものは独身時代に凝ったことがありますけど、もういいです。必要なものは、母の影響で生協で買うようになりました。こどもに安全なものをとというだけでなく、おしよゆ・洗剤など詰め替え式になっていて、ごみの減量にもなるから気持ちいいです。

## ●ストリート・カルチャー

F…最近、「柏」が若者の街として売れてきているといわれますけど、学校が多いし、サム・エル効果もあるかな。むしろはストリート・ミュージシャンは確かに多いです。こっちでも溝の口の駅のペDESTリアン・デッキとかに結構出てますよ。ミュージシャンにとつて活動しやすいかどうかは、街の心地よさの指標になりますね。支えてくれるのはファンの女の子、高校生が多いかな、なんですけど、彼女たちに心地いい街かどうかということもあります。川崎駅の方でも歌ってる子がいるんですけど、ファンの子の居場所がなくてかわいそうですよね。

ミュージシャンは、ストリートで磨いてライブハウスに進出と行きたいですが、手頃な大きさが川崎はないんです。クラブチッタ

に出れば、相当メジャーですよ。その前の段階がほしいです。クラブチッタの知名度は高いですよ。カワサキ・カルチャーで全国発信している唯一のケースじゃないですか。練習場所は悩みの種ですけど、これはどこでも同じでしょう。ギターカラオケなんて、ギターのパートを自分で演奏するバンドカラオケも出てきたので期待しています。

## ●エコロジ

G…ストリート系で今おもしろいのは、キックボードかな。細身のスケボーに柄のついたようなやつです。片足でキックして前に進むからキック・ボード。スケータボードという言い方もありますね。石油使わないし、静かでもいいですよ。駅前や商店街に無造作に放置された自転車つてきたないですよ。キック・ボードは畳めばバッグに入れて歩けますから社会に迷惑かけないですよ。

まだ、売っている店が少ないので、やはりインターネットショッピングで買いました。乗り始めて気がついたんですけど、バリアフリーつて大切ですね。歩道があつても段差がとて大きい。キック・ボードでは、ひよいと持ち上げて場所移動すればいいんですが、車椅子の方とか年輩の方は苦労しているんですね。

A…高津区在住。フリーター。

B…川崎区在住。東京に通う会社員。

C…中原区在住。ハイテク企業社員。

D…麻生区在住。学生。

E…宮前区在住。SOHO。

F…幸区在住。専門学校生。

G…多摩区在住。新宿に通う会社員。

## 特集2 『環境三条例』の改正をめぐって

公害防止条例など環境関連の三条例の改正がおこなわれました。

今回の特集では、これら環境関連条例が果たしてきた役割と、なぜいま改正が必要なのかを明らかにするとともに、徹底した会議公開と市民参加による条例改正の経緯と、各条例の基本的な考え方、主な改正点などを報告していきます。

# 手続きの手法と特徴

環境局環境企画室副主幹

石田宣久

公害防止条例などの環境関連条例の改正が、昨年一二月市議会で全会一致で可決され、二月三四日に公布されました。

今回改正されたのは、公害防止条例、自然環境保全条例、環境影響評価条例で、いずれもその制定後二〇数年が経過している条例です。今回の改正でこれまでの条例が廃止され、それぞれ次の新条例が制定されました。

・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

・川崎市環境影響評価に関する条例

ここでは、これまでの条例の果たした役割とその改正の必要性、改正の経過と手法、条例改正に共通する前提的事項についてふれます。各新条例の主な内容については、稿を改めてふれることとします。

## 一 旧条例の果たした役割と改正の必要性

昭和四〇年代後半から五〇年代前半に制定されたこれまでの条例が対象としていた課題は、高度経済成長のもとで、工場等の固定発生源からの大気や水の汚染物質の排出規制などの産業公害の防止や、膨張する都市人口を受け入れるための相次ぐ宅地開発による急激な緑地減少や環境悪化の防止が主でありました。

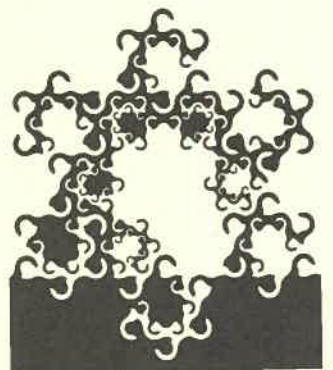
こうしたことから、公害防止条例では、環境基準よりも厳しい環境目標値の設定やその達成にむけた広域的な大気汚染物質の総量規制方式の導入、自然環境保全条例における「自然環境保全地域の指定申出制度」の導入、さらには、昭和五一年の環境影響評価条例の制定などは、その当時いずれも全国で初めての

ものであり、「川崎方式」として、他の自治体や国の環境行政に大きな影響を与えました。

しかし、これらの条例が制定されて二〇数年が経過するなかで、川崎市を取り巻く環境問題も大きく変容してきました。二〇数年前には、小さく、あるいは想定もしなかった、ダイオキシンやいわゆる環境ホルモンなどの化学物質による環境問題、地球温暖化などの地球環境問題、さらにはますます激化する自動車公害などの都市生活型公害などが、今日避けて通れない大きな課題となってきました。

## 二 改正の経過と手法

このような今日の環境問題に対応した新しい条例制度を検討するため、市環境行政制度検討委員会（委員長 原田尚彦早大教授）が設置されました。



検討委員会は主に既存審議会の会長や学識経験者などを中心として構成されましたが、その検討経過と議会提案までの経過は次のとおりです。

・平成九年九月 検討委員会発足、「川崎市環境行政制度の基本的あり方について」諮問

この間——全体会議四回、条例ごとの検討部会各三回、改正の基本的方向の検討

・平成一〇年五月 第一回市民説明会（市内三カ所）

「制度改正の基本的方向について」市民意見数 四七八件。

この間——全体会議四回、条例ごとの検討部会各三回、改正内容の検討。

・平成一一年二～三月 第二回市民説明会（市内三カ所）

「制度改正の内容について」市民意見数 五二九件。

この間——全体会議四回、市民意見等を踏まえた改正内容の最終検討、答申案の検討

・平成一一年七月 川崎市環境行政制度検討委員会から、「環境行政制度の基本的あり方について」答申。

・平成一一年八月～十一月 答申を踏まえた改正条例案の作成と庁内調整。

・平成一一年十一月 市議会に議案提出。

条例改正の作業は、以上のような経過ですすめられました。このなかで次の二点は、今回の条例改正作業の特色といえると思います。

### ①徹底した会議の公開

検討委員会は、全委員で検討する全体会議を二回、三つの条例ごとに部会をつくり個別に検討する部会を各六回、あわせて延べ三〇回の会議をおこないましたが、そのすべての会議を公開としました。会議にはすべて傍

聴者があり、会議資料は傍聴者へも提供しました。

川崎市で、審議会等の会議の公開条例を施行したのは、平成一一年四月です。この検討委員会の会議公開の対応は、それに先立つ先例的事例となりました。

もとより会議の公開については、審議会で決めることはありませんが、今回すべての会議を公開するとしたことは、今後の環境行政を市民参加のもとで推進しようとする審議会の姿勢を示したものと いえます。公開することにより、環境行政制度改正の論点や論議の経過がより広く市民に伝えることができたと思います。

### ②答申案の基本的枠組み段階と結論段階における市民説明会

条例案は市議会でも可決されてはじめて制定されるわけですが、議会が立法府だとすると条例案をつくるのは通常行政府たる役所（担当局）の仕事となります。担当局はその責任において案づくりをおこないますが、できるだけ客観的で公正な内容とするために審議会に諮ったり、要綱による検討委員会を設けて、その提言に基づいて条例案をつくるという手法がとられています。

しかし、それよりさらに進んで、検討委員会が条例案の骨格を検討するにあたって、その内容について市民説明会を開催して市民意見を聴くということが、かつてあったでしょう。

行政計画の策定過程では最近そのような例をみませんが、条例案づくりの過程での市民の意見の聴取、しかも、改正案の基本的枠組みづくりの段階と「答申」づくりという結論段階の二度にわたって、市民説明会を開催する

という徹底した市民参加の試みが、今回おこなわれたわけです。これはおそらくこれまでの市政の中でも、あるいは全国的にみても初めてのことであつたといえるでしょう。

そうした試みが実現した背景には、環境問題という市民や事業者が深い関心をもつ検討課題であつたこと、また今後のとりくみにあ

たって関係者の自覚と責任とともに適切な負担が必要となる環境問題の特質などを指摘することができ、実際にこのような改正

手法を取り入れたことは今回の検討委員会の作業のなかでも大きな特色となりました。

市民説明会にはたくさん市民や事業者の参加がありました。特に、事業者の立場からの意見——公害の規制が固定発生源対策が中心で自動車等の移動発生源対策が弱いのではないかという意見など——も堂々と表明されました。緑の保全では、相続税への対応に苦慮している地権者からの意見も文書で寄せられました。

第一回目の市民説明会では四七八件が、第二回目では五二九件の意見が提出され、検討委員会は、その内容を真正面から検討して答申の作成にあたりました。

答申後、ある市民団体の代表は次のように語っています。

「今回の作業経過をみると、市民の出した論点がすべて検討されたこと、またその過程が透明であることが特色となっており、この点は大いに評価できる。論議の経過がよく見えて、傍聴していても有意義だった。」

今回のこの市民説明会方式は、今後の条例改正作業の一つのあり方を示したものと言いうことが出来るかもしれません。

ただし問題点もあります。それは、検討に要する時間がかかることです。今回の検討は、

諮問から答申まで一年と二〇月を要しました。そのうち、二度の市民説明会に要した期間は、準備から市民意見のまとめまで含めて約一年でした。また必要なこととはいえ、説明資料や検討資料の作成などで膨大な量の紙を使用したことも事実です。

### 三 条例改正の前提的事項

検討委員会は、今回の環境関連条例を改正するにあたって、その前提となる基本点を次のように確認しました。

① 地域環境の総合的管理の視点から、環境基本条例のもとに環境施策を体系化し、総合的かつ有機的に関連づけて実施できるようにすること。

② これまでの環境問題の対策を継続すると

ともに、新たな環境問題の広がり等を踏まえて、環境施策の対象範囲を拡大すること。

③ 従来からの規制手法にくわえ、自主管理手法などの多様な行政手法を導入すること。

④ 市、市民、事業者のパートナーシップにたつて施策を展開すること。

⑤ 行政手続法等の制定にともない、許認可等の手続を整備・合理化するなど、行政過程の透明化と効率化を進めること。

### 四 おわりに

新しい三条例は平成二二年二月二四日に公布されました。その施行日については、それぞれの附則で、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日」とされています。

また、これらの新条例の制定にともない、現行の環境基本条例の一部改正と「環境保全審議会条例」の制定もあわせておこなわれました。

環境基本条例には、旧公害防止条例等の前文の趣旨を継承した前文の創設や、環境目標値の根拠規定の移行などの一部改正がおこなわれました。

さらに、環境保全審議会条例では、これまでの公害対策審議会、自然環境保全審議会、公園緑地審議会、廃棄物対策審議会等の環境関連の審議会を統合して、環境保全審議会とすることが規定されました。なお、環境政策審議会及び環境影響評価審議会については、それぞれ独自の役割があること等から現行どおり存続することになりました。

# 「環境影響評価条例」のおもな改正事項について

環境局環境審査課副主幹

福井俊夫

がおこなわれましたが、ここでは改正の基本的な考え方と主な改正事項についてふれます。

## 一 改正の基本的考え方

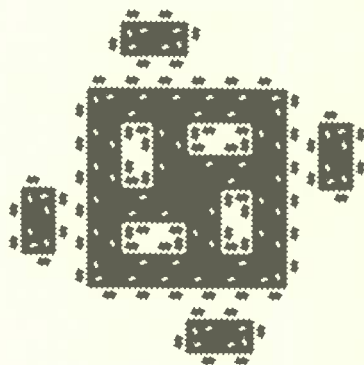
今回の条例改正にあたって、基本とした考え方は次のとおりです。

(1) 本市のこれまでの運用実績に照らして現

川崎市は、全国に先駆けて、昭和五十一年に「環境影響評価に関する条例」を制定し、以来、二〇年余にわたり環境影響評価制度を運用し、地域環境の保全に貢献してきました。

しかし、条例制定後の経過のなかで、社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩などにより、環境問題は複雑化し、その様相を変えてきました。

また、国はこれまで閣議決定要綱に基づき環境影響評価制度を運用してきましたが、平成九年六月環境影響評価法を制定し、環境影響評価において新たな手続の導入や評価技術面における一定の基準を示すなど、わが国の環境影響評価制度をとりまく環境が大きく変わってきました。



行制度の長所を發展させる。

(2) 環境影響評価法との整合をはかり、また他都市との均衡についても配慮する。

(3) 地球環境問題や有害化学物質汚染等の新たな環境問題にも対応できるものとする。

(4) 情報の公開や市民参加の充実等、手続をより透明で公正なものとする。

(5) 環境問題の多様化に対応できるよう、科学的・技術的知見を生かして評価項目や評価手法の充実をはかる。

(6) 環境影響評価手続の効率化にも配慮し、その簡素化をはかるなど、制度の客観性や信頼性の向上につとめる。

## 二 主な改正事項

### (1) 対象事業の拡大

旧条例の施行後二〇数年の経過のなかで、環境に著しい影響を与える事業が新たに出てきましたので、新条例では、「商業施設、研究施設、電気工作物の業種」も対象にくわえることにしました。

### (2) 対象規模要件未達事業への対応

対象となる指定開発行為の規模要件をわずかに下回るように設定して、環境影響評価制度の適用を逃れる、いわゆる「アセス回避」事業が見受けられ、それらへどう対応するかが関心を集めました。新条例では、複合開発事業という概念を新しく設けて、それらに対応できる方法を示しました。つまり、個々の開発事業では指定開発事業の要件を下回っていても、隣接しておこなわれる複数の事業の規模を合計すると、指定開発事業の要件をこえており、かつ事業の実施時期が一定期間以内という場合などは、これらを「複合開発事業」としてとら

え、環境影響評価制度の対象とするしました。その際の手続は「第三種行為」に準じたものとなりました。

また、法対象事業、市条例の指定開発行為、そしてこの複合事業のいずれにも該当しない事業であっても、自主的に環境影響評価をおこなえる規定も設けました。

### (3) 事業規模に応じた手続

これまでの制度では、対象とする事業の規模の大小にかかわらず、一律の手続を課してきましたが、新条例では、環境に及ぼす影響の度合いに応じ、厳重な手続をとるものから簡易な手続で済ませるものまでの段階を設けました。

具体的には、環境影響が重大なものとなる大規模事業を「第一種行為」として位置づけ、方法書・準備書・審査書・評価書という手続を踏むとともに、事業実施後の事後調査も義務づけました。また事後調査に対して市民意見の提出できる期間等についても明示しました。

「第一種行為」には満たない中規模の事業については、「第二種行為」とし、原則として現行と同様な手続を適用するとしました。さらに、それ未満の小規模な事業については「第三種行為」として、事業の形態等に応じて公聴会の省略などの手続の簡素化をはかるなど、対象となる指定開発行為にも、手続上の違いをつけることで、制度の効率化と公平性の確保につとめることとしました。

### (4) 新たな手続の導入

#### ア 計画段階手続

環境影響評価は、本来、事業計画の見直し等をふくめ変更を柔軟におこないうる早期の段階で実施することが望まれています。

本市では、これまで環境基本条例の環境

調査制度を適用して、市がおこなう一定規模以上の事業計画の構想立案段階での環境面からの総合的調整をおこなってきました。

こうした経緯などを踏まえ、新条例では、市が実施する第一種行為で環境に特に重大な影響を及ぼすと考えられる事業について、事業計画の立案段階で、計画の概要や環境との係わり等の情報を公開し、市民の意見を求め、計画内容に反映していく計画段階手続をはじめ位置づけました。

#### イ 事前段階手続

これまでの制度では、対象とされた事業者は自主的に予測評価項目等を設定して環境影響評価をおこない、報告書を作成し、これを市民縦覧にかけてきました。しかし、縦覧の段階で、評価項目や手法について新たな指摘等があった場合、これを受けて調査の手戻り等が生じるなど、手続の重複、期間の長期化などが生じ、その改善の必要性が指摘されてきました。

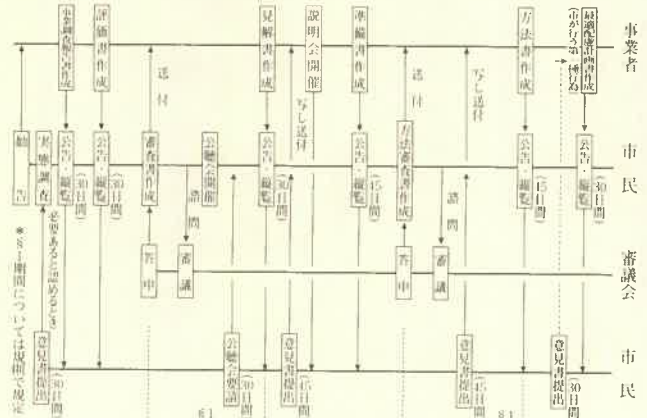
そこで、新条例では、調査の手戻りを回避し手続の効率化をはかるため、環境影響評価をおこなう前の段階で、事業者が評価項目や手法を提示して市民意見を求め、地域の情報を反映しながら評価項目等を絞り込むスコーピングという新しい手法を取り入れました。この手法は環境影響評価法に位置づけられた方法書の仕組みと同様であります。

#### ウ 事後調査手続

環境影響評価制度の実効性・信頼性を確保するためには、事業の実施前での調査とともに、供用後の事後段階での調査も必要であります。

これまでの制度でも、事業者に供用段階

環境影響評価手続(第一種行為)



での環境調査報告書の提出を義務づけたり、市長の審査書のなかで事後モニタリングの必要を指摘してきたこともありですが、必ずしも体系的な事後調査制度とはなっていないませんでした。

そこで、新条例では、予測評価の妥当性や環境保全対策の有効性を確認し、状況に応じて事業者が一層の環境配慮をうながすために、事後調査に関する規定を整備しました。

### (5) 法対象事業への対応

環境影響評価法の対象となる事業については、同法が施行された時にこれまでの条例を一部改正し、県知事に対して提出する市長意見をまとめる際に、市民意見や審議会の意見を反映する手続を定めました。新条例では、それにくわえて、事後調査に関する手続、法の評価項目にない本市独自の評価項目についての手続を定めました。

### 三 おわりに

本市は、全国に先駆けて条例を制定し、この間一二〇件を超える実績を積み上げてきました。今回の改正は、これらを踏まえて改善をはかるとともに、計画段階手続や手続の効率化等の新たな試みをするなど、現在の市の環境や社会経済状況等に即した条例となったと自負しています。

# 「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ

環境局環境企画室副主幹

高田 明

今回の環境関連三条例の改正のなかで、緑に関するものとして、新たに「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下、「新条例」といいます。）が制定されました。

新条例は、昭和四八年一〇月に制定された「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」（以下「旧条例」といいます。）を全面的に見直し、今日の緑の保全及び緑化の推進に関する市民の要求に的確に 대응することを目的として、制定されました。

旧条例が制定されてから二五年余りが経過し、この間市は「自然環境保全地域」や「保存樹木」の指定制度などにより、緑の保全及び育成に取り組んできました。

しかし、首都東京に隣接している関係から、依然として宅地造成事業等の開発志向は続き、緑地の面積は旧条例の制定時に比べて著しく減少しています。

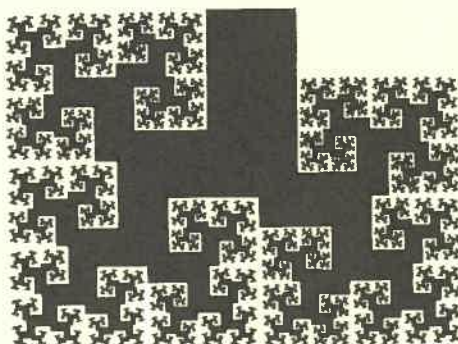
こうした経過を踏まえて、新条例では、①緑地保全に関するものは、都市緑地保全法による「緑地保全地区」の規定を適用し、これを補完するものとして、市が市民及び事業者との協働（協働ではない）により、緑の保全及び緑化の推進に取り組んでいく施策推進条

例とすること、②緑の範囲を広げて、新たに動植物の生育の基盤となる土、水など自然の要素も含むこと、③市域における緑の保全及び緑化の目標と、これを実現するための施策を体系的に定めた緑の基本計画を新条例の中心に据えて、総合的かつ計画的に施策を進めていくことなどを、基本的な考え方としています。

ここでは、新条例における市と市民及び事業者とのパートナーシップ（協働）に関する制度を中心に説明していききたいと思います。

## 一 新条例の基本的な考え方

## 二 緑の保全に関する制度



都市における緑は、市民が快適な生活を営んでいくうえで、必要不可欠なものです。しかし、その保全を進めていくには、土地所有者の権利との調整をはかる必要があるなど難しい面もあります。そこで、新条例では、土地所有者の権利に十分配慮しながら、地域住民との合意形成や負担の公平に留意して、多様な手法に基づいて施策を展開していくこととしています。その主なものとして「緑の保全地域」の指定制度があります。

この制度は、旧条例で定めていた自然環境保全地域のうち「普通地区」の制度を継承したものです。豊かな緑が存在する斜面緑地など、一定の条件に該当する区域を市長が緑の保全地域として指定するとともに、土地所有者などの関係人（以下関係人等といいますが）の意見を聴きながら、区域内の緑に関する保全計画を作成し、その計画に基づき、関係人等が周辺住民の協力を得ながら管理していくものです。

このことは、現在、一部の緑地保全地区でおこなわれている、市と市民とのパートナーシップによる保全管理活動を広げて、緑の保全地域においても同様の活動をおこなっていくものとしたことです。

### 三 緑化の推進に関する制度

緑化の推進に関するものとして、旧条例では自然環境回復地域を指定して、地域内の事業者や土地所有者等は、植樹等などの必要な措置を講ずるものとしていました。具体的には、市は道路や庁舎などの公共施設の植樹等につとめ、事業者や土地の所有者は、所有地の緑化につとめるものとされてきました。さらに、工場緑化に関する協定や開発行為など

による事業区域内の緑化義務なども定めていました。

新条例では、市長は、緑の基本計画に緑化の推進を重点的に行うべき地区（「緑化推進重点地区」といいます。）について推進計画を定めて、計画的に緑化の推進につとめるものとしています。

これと並んで、市民が主体となって地域内の緑化の推進をはかっていく制度として「地域緑化推進地区制度」が設けられました。この制度は、一定の区域（例えば一町内会の区域や一の小学校の学区など）を定め、土地所有者や事業者などの地域の関係者が自主的に、地域における緑化の内容や役割分担等を定めた「地域緑化推進計画案」を作成し市長の認定を受け、地域内の緑化の推進をはかっていくものです。

なお、この計画案づくりにあたっては、関係者の要請に基づき市長は、アドバイザーの派遣など必要な支援をおこなっていくものとしています。現行の制度としては、市と市民組織との協定により、地域の緑化にとりくむ「市民緑化推進地区」がありますが、今回の条例改正では、この制度をさらに充実発展させて、市民が主体となって地域内の緑化の推進に関して、自主的にとりくんでいくものとして位置づけました。

### 四 市民及び事業者とのパートナーシップにかかわる人材の育成

新条例では、市と市民及び事業者は、それぞれの責任と負担により、相互に協力して継続的に緑の保全及び緑化の推進につとめていくものとしています。

そのためには、市がこれらに関する施策を推進していく上で、必要な人材や団体の育成が不可欠になってきます。具体的には、地域における緑の保全や緑化の推進にたずさわられるリーダーやボランティアの育成などが考えられます。

このうち、人材に関するものとしては、緑化推進リーダーの育成があります。これは現行の自然環境指導員に代わるものとして、地域における市民の自主的な活動を促進するために、その中心的な役割を担ってもらうことを目的として、市が育成講座などを開催してその育成につとめていくものです。こうした講座などで取得した知識を、地域の活動に活かしてボランティア活動の輪が広がっていくは理想的なことだと思います。

これとともに、実践的な活動を実施してもらうことを目的とした団体の育成もはかっていくものとしています。

### 五 おわりに

これからの緑の保全及び緑化の推進をはかっていくためには、市民が主体となった地域からのとりくみが、これまで以上に必要となつてきます。このことは、本市の緑の基本計画である「かわさき緑の三〇プラン」でめざす緑のまちづくりを推進していくうえから大変重要なことです。

そのためには、市民・事業者と市が相互の役割分担や協力的体制などについて、合意形成をはかろうとすべく、とりくんでいくことが必要となります。そのなかでも特に、市による積極的な支援措置が重要となつてくると思えます。



# 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 における規制と自主管理

環境局環境企画室主任

横田 覚

昭和四七年に制定された「川崎市公害防止条例」（旧条例）は、深刻な大気汚染問題を克服するため、市独自の「環境目標値」を掲げるとともに、全国に先駆けた「総量規制方式」を制度化したものです。しかしながら、近年の環境問題の多様化、複雑化は、工場等の「固定発生源」に対する規制措置のみでは、十分な効果を得ることが困難な状況となっています。また、地球環境問題や環境ホルモン等については、環境への影響が懸念されていますが、十分な科学的知見が得られていないため、規制値の設定等は、困難な状況となっています。これらの問題は、複雑で、不確定な要素を抱えています。環境への影響を未然に防止するためには、環境中に排出される汚染物質の負荷を自然界の可逆性を維持できる範囲内までに持続的に低減することが必要となります。

このような状況を踏まえ、平成一二年一月に公布された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（新条例）では、規制の手法にいわえ、自主管理を誘導する手法を定めた包括的な仕組みとなっています。

## 一 条例制定の考え方

新条例は、川崎市環境行政制度検討委員会

の答申にそって策定しました。その基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 地域の環境管理に一義的な責任を負う、自己完結的な条例とすること。

イ 川崎市環境基本条例の政策理念のうち、人の健康を保護し、生活環境を保全する分野を担う条例とすること。

ウ 公害の防止に、環境への負荷の低減をはかることをくわえ、条例の対象とする分野を拡大すること。

エ 規制措置に関する規定を充実するとともに、自主管理を誘導する施策を導入する規定を整備すること。

オ 地方分権にともなう地方自治法の改正を見すえ、要綱、指針等により対応していた事項のうち、市民、事業者の権利、義務に関する事項については、これまでの実績を踏まえ、条例に規定すること。

現在、本市には、県条例と旧条例の二つの条例が適用されていますが、これらの考え方に基づく新条例の制定により、県条例の大半について適用の除外を受け、新条例に一本化されることとなります。

## 二 規制と自主管理の特徴

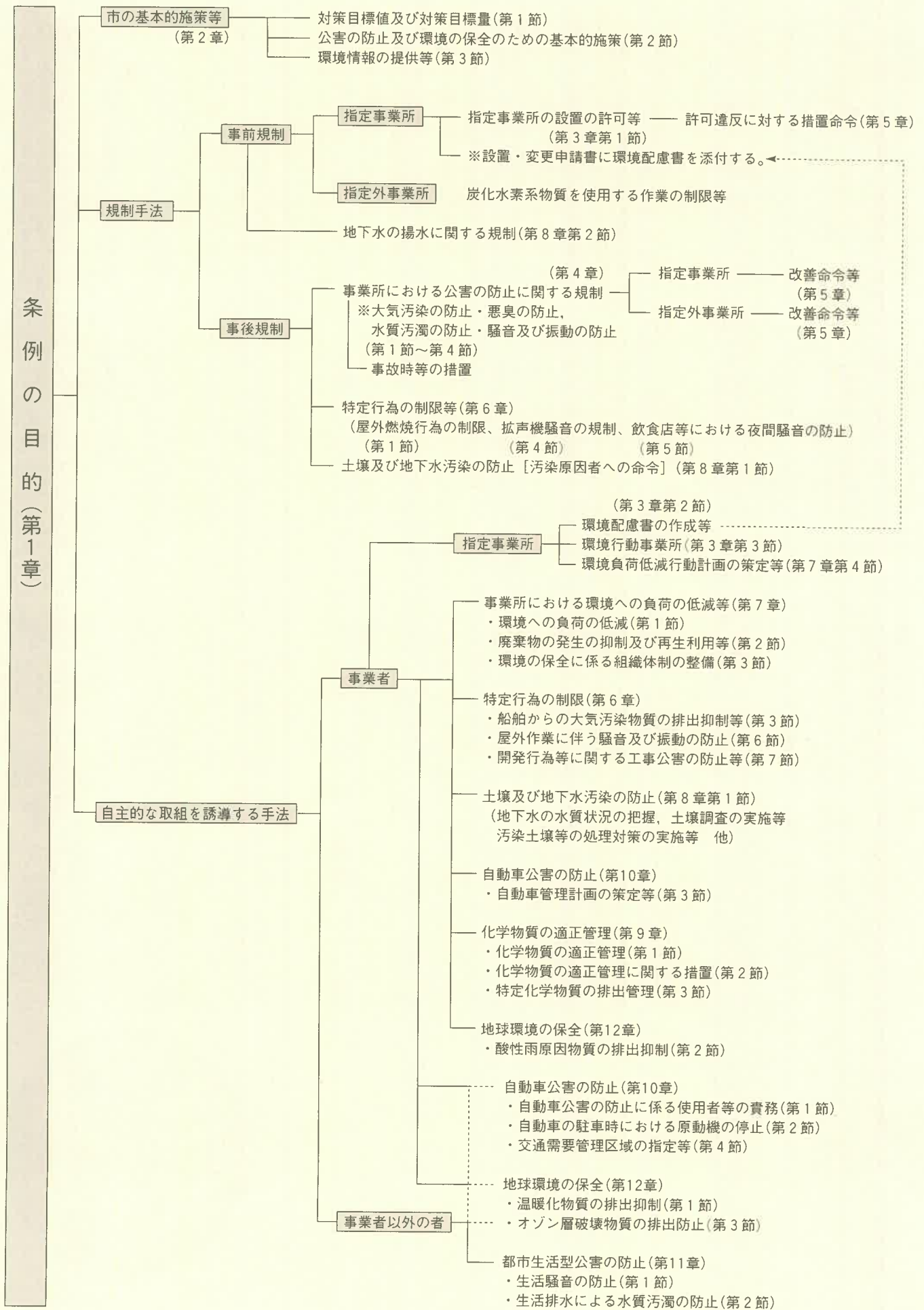
規制的手法には、環境濃度の低減効果を

考慮した総量規制的な観点と、処理技術の水準や現実的な対応能力を考慮した観点がありますが、規制の導入にあたっては、これらが相互に関連しています。規制的手法は、法的な強制力により、短期間に、その実効性が担保されますが、規制値を満足した場合、それ以上の削減効果は期待できません。また、その対象者は、原則として汚染者負担の原則により汚染物質の排出者となりますが、自動車排出ガスや生活排水のように排出者が不特定多数の場合は、実効性の観点から規制手法の導入は困難となります。

自主管理は、対象者みずからの認識のもとにとりくまれるものであります。対象者は、特に限定されず、そのとりくみは、持続的なものとなります。一方、法的な強制力をともなわないため、実効性には一応の限界があるといわれています。その面では、社会的な地位が確立された段階には至っていないと思われれますが、近年、ISO14001等をはじめとする環境管理・監査システムの自主的なとりくみが社会的な潮流となっています。従って、このような自主的なとりくみをうながすことも重要な課題となっています。



# 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の体系



### 三 新条例における規制と自主管理

新条例では、「過去の深刻な公害問題と同様な事態を繰り返すことがあってはならない」という基本的な考え方から、現状の規制レベルが後退することがないことを原則としています。具体的には、旧条例に定める大気汚染物質の総量規制方式を継承するほか、県条例と同等の効果を果たせるため、総合的な許可制度の導入、特定行為の制限等の規定の充実ははかっています。また、事故時の措置、特定化学物質の排出管理、汚染原因者への土壌・地下水の浄化措置等は、人の健康等への被害の兆候が生じた場合に、市として積極的なとりくみをおこなうことができる仕組みとなっています。

一方、科学的な知見や現行の法制度において、規制的手法を導入することがなじまない分野のほか、規制の範囲にとどまらず、さらに環境への負荷の低減にむけたとりくみを促進するため、自主管理をうながす仕組みを整備しました。

具体的には、規制対象事業所の設置・変更の許可にあたっては、許可事項の他に、環境配慮書の提出を求め、総合的な指導・助言をおこなう仕組みを定めています。また、ISO14001等により自主的な環境管理・監査にとりくんでいる事業所を市独自の基準により環境行動事業所として認定するほか、環境管理・監査システムが確立していない事業所に対しては、環境負荷低減行動計画書の提出を求め、環境への負荷の低減にむけた自主的なとりくみを促すこととしています。このほか、化学物質の適正管理、自動車公害の防

止として、アイドリングストップの励行、自動車管理計画の策定・提出、交通需要管理地区の指定等を定めるとともに、土壌・地下水汚染対策や地球環境の保全に関する措置を定めています。

### 四 今後に向けて

新条例は、規制手法の充実にくわえ、新たな環境汚染にも積極的にとりくむことができる仕組みを整備しています。今後は、川崎市環境保全審議会の答申を経て、具体的な規則事項を策定し、新条例の施行後は、人の健康等に被害が生ずることがないように、未然防止に関する措置を的確に実施するとともに、事業者がみずから進んで環境への負荷を低減するとりくみを促進し、持続的な循環型社会の構築をめざすこととなります。

### 五 おわりに

自主管理とは、「勝手に取り組んでいる」という印象もありますが、本来は、その仕組みを整備し、確実に実行するとともに、みずからのとりくみに関する情報を自主的に公表し、事業者、市民及び行政が共通の認識と信頼関係を築くこと、それぞれの役割に応じたとりくみを展開することであると思います。この新条例が契機となって、事業者、市民及び行政のパートナーシップが形成された自主管理へのとりくみが進展し、環境への負荷が着実に低減されるとともに、公害の存在しない環境と共生した都市のモデルとして、持続的に発展する「川崎市」を思い描いています。

### ●私が薦める一冊の本

#### 『シリコン・ヴァレー物語』

受けつがれつつある起業家精神

枝川公一著

中公新書  
本体七六〇円

◆これまでもシリコン・ヴァレーについては、アナリー・サクセニアン著「現代の二都物語」など数多くの著書がある。シリコン・ヴァレーの動きは本当に速い。この本は、今にいたるまで脈々として流れている「起業家精神」で失敗を恐れず、虚栄心や支配欲を混ぜ込みながら、これまでとは異なるビジネスと文化をつくりだした人々の軌跡を描き出している。興味深い指摘として、日本人にとって本当に重要なことは、シリコン・ヴァレーのような地域を日本につくることではなく、起業家精神のあり方であり、イノベーションが自生する環境をつくっていくことである。それには、日本の社会システムを今一度よく点検し直すことと言う。この精神を自治体に置き換えれば、「ベンチャー自治体」ということになる。

(総合企画局都市政策部長 浅岡水城)

#### 『グッチ家失われたブランド』

イタリア名門の栄光と没落

中村雅人著

日本放送出版協会  
本体一七〇〇円

◆有名ブランド・グッチには今、その創始者一族グッチ家のものは「人もいない」「家族イコール会社」を原動力に成功をおさめたグッチ家は一族の熾烈な内紛のために崩壊。六十年代になり、再び家族で

新会社を始めた三代目ロベルト・グッチの姿が本書のテーマだ。

「ファッションの世界は、ある意味で虚飾に満ちた世界」ととらえ、一族の過去に傷つきながら、あえて別の世界で生きずに同じ世界で再出発しようとする。人間の間に生まれる狂気を痛感しながら、一人では乗り越えられないものがあると訴えかけられているようだ。

(高津区役所区民課 小森さやか)

#### 『都市緑化新世紀』

街づくりは「盆栽の発想」から

江刺洋司著

平凡社新書  
本体六六〇円

◆著者は、都市緑化について植物学者の立場から、自然環境とは異なる都市の緑を盆栽にたとえ、適切な計画や管理について述べている。緑に関する仕事をする人にとっては、良い技術的資料となる。また、市民と行政が協働して街づくりを行っていくための提案等も盛り込まれており、緑に限らず、市民参加の難しさを感じている自治体職員にとっても、何かヒントが得られるのではないかと思う。

本書にあるように、街づくりには、「個人の利益や心情を離れて、情熱を持つ人々との協働が求め」られ、一方で「行政側の専門家には市民を説得しうるほどの力量」を備える必要がある。「心のいやしは海外旅行で」より、「心身の休まる住環境」の実現を。

(環境局中部公園事務所 磯部由喜子)

## 本市の政策展開から①

### 「介護保険制度」実施にあたって①

介護保険がこの四月から施行されます。今回は、介護保険の施行にともない広範な市民参加による制度づくりなど、制度の円滑な実施にむけた本市のとりくみについて報告します。また、SPM（浮遊粒子状物質）対策や、昨年の一二月に行われた「ものづくり川崎」フォーラム宣言の内容を掲載します。

# 「介護保険制度」をめぐる川崎市のとりくみ

健康福祉局介護保険準備担当主査

## 福芝康祐

平成一二年四月からスタートとした介護保険は、高齢期の最大の不安である「介護」を社会全体で支える仕組みであり、行政主体の「措置による福祉」から給付と負担の関係が明確な「保険制度」に転換し、さまざまな事業主体が介護サービスを提供することにより、利用者が自由にサービスを選択できることを最大の目的としている。これまで、本市においては、広範な市民参画による制度づくりにとりくんできたところであるが、本稿では「川崎方式」と呼ぶにふさわしい独自のとりくみを中心に紹介することとしたい。

### 一 介護保険と高齢者保健福祉施策の一体的なとりくみ

本市では、介護保険給付サービスの見込

量とその確保策、制度の円滑な実施にむけたとりくみの内容を定める「介護保険事業計画」と高齢者総体の地域における福祉水準の向上をめざす「高齢者保健福祉計画」を一体的なものとして策定するため、「介護保険事業計画策定委員会」と「高齢者保健福祉計画策定協議会」の二層構造の市民参画型協議会組織を設置し、介護保険制度下における生涯福祉都市づくりの推進を目標として討議を重ねることにより、次のような方向性を明らかにすることとなった。

イ 九割近くの健康・自立高齢者に対する

積極的な社会参加、健康づくり、予防リハビリを地域を単位として総合的にとりくむ「生涯現役大作戦」の推進。

ウ 市民公募委員の参加、家族会、ボランティア代表による苦情解決・権利擁護への提言、市内六五カ所における区民対話説明会の開催等による市民の合意形成と小地域を基盤とする計画策定の重視。

### 二 高齢者の実態と要介護認定の状況

介護保険制度の実施にむけて、高齢者の状況を把握するため、平成一〇年度に要介護高齢者実態調査をおこない、その結果、約八五%の高齢者は自立しており、そのうちの五〇%は健康で元気な高齢者、三五%は何らかの障害等はあるものの自立した高

齢者、残りの約一五%の高齢者は支援が必要であり、そのうち一〇・四%の方が介護保険の適用を受ける要介護者・要支援者であることが推定された。(図一)

また、市内の要介護者・要支援者は約一六、〇〇〇人(平成一二年四月一日現在)と見込まれ、そのうち要介護認定申請をおこなう方は、約一四、〇〇〇人と予想している。

平成一一年一〇月から開始した認定申請においては、既存のサービスを受けている方に対する申請代行や区域割申請により、窓口で混乱することなく順調に申請手続きがすすんでおり、訪問調査は、市非常勤の訪問調査員七〇人や指定居宅介護支援事業者により実施しているほか、市外施設入所者には当該施設に調査を依頼することになるため、全国規模で調査をおこなっている。これらを踏まえた要介護の認定状況は次のとおりである。(表一)

### 三 介護保険サービスの基盤整備と本市独自の施策

本市は、これまで、高齢者保健福祉計画にもとづき、保健福祉の基盤整備と地域における支え合い・助け合い活動の展開による二四時間三六五日程介護支援システムづくりにとりくんできた。

このことを踏まえて、介護保険サービスの基盤整備を鋭意進めてきたところであるが、今後の基盤整備は介護サービスをにたう民間事業者や市民事業者等の積極的な参入により一層促進されることとなる。

#### (1) 介護保険給付サービスの確保

本市の訪問介護、訪問入浴は従来から高水準であり、介護保険下においても万全の体制によりサービスの提供ができるものと予測している。訪問看護及び短期入所サービスは、近年急速な参入が続いており適切な提供が見込まれるものの、通所介護サービスは、いっそうの供給量確保が必要なため、特別養護老人ホーム併設型の整備にむかわえて、民間活力の活用や運営方法の改善等あらゆる方策によりサービス量の拡大をはかることとした。

なお、施設サービスのうち特別養護老人ホームの整備は本市施策の最優先課題の一

図1 高齢者の状態別割合

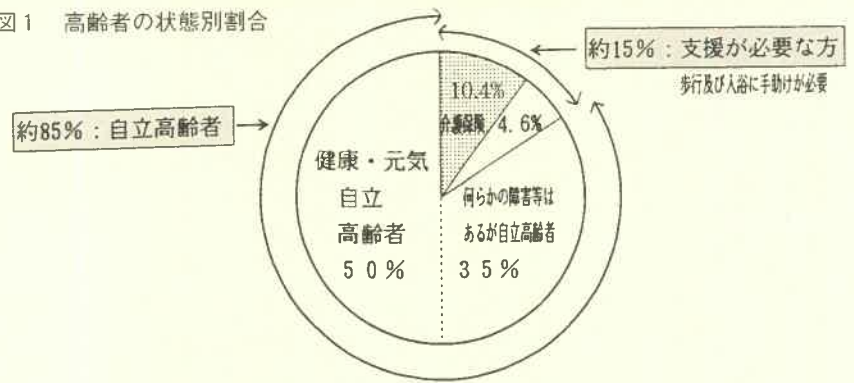


表1 認定件数

	施設	在宅	合計	比率
認定件数	2,372	10,194	12,566	
非該当	15	414	429	3.4%
要支援	84	1,271	1,355	10.8%
要介護1	332	2,437	2,769	22.0%
要介護2	317	1,875	2,192	17.4%
要介護3	423	1,415	1,838	14.6%
要介護4	701	1,431	2,132	17.0%
要介護5	500	1,351	1,851	14.7%

平成12年3月31日現在

つであり、平成一四年度までに二三カ所目の運営をめざしている。

(2) 介護保険対象外サービス  
介護保険サービス以外に、本市独自の施策として次の事業を実施することにより、援護の必要な高齢者が自立した日常生活を送れるよう総合的な支援をおこなうこととした。

ア 要介護認定の結果、非該当と認定された方が自立した在宅生活を維持できるように、ふれあい型ヘルパーの派遣やふれあい型デイサービスをおこなう「高齢者自

図2 平成12年度高齢者総合施策体系



図3 介護保険条例のコンセプト

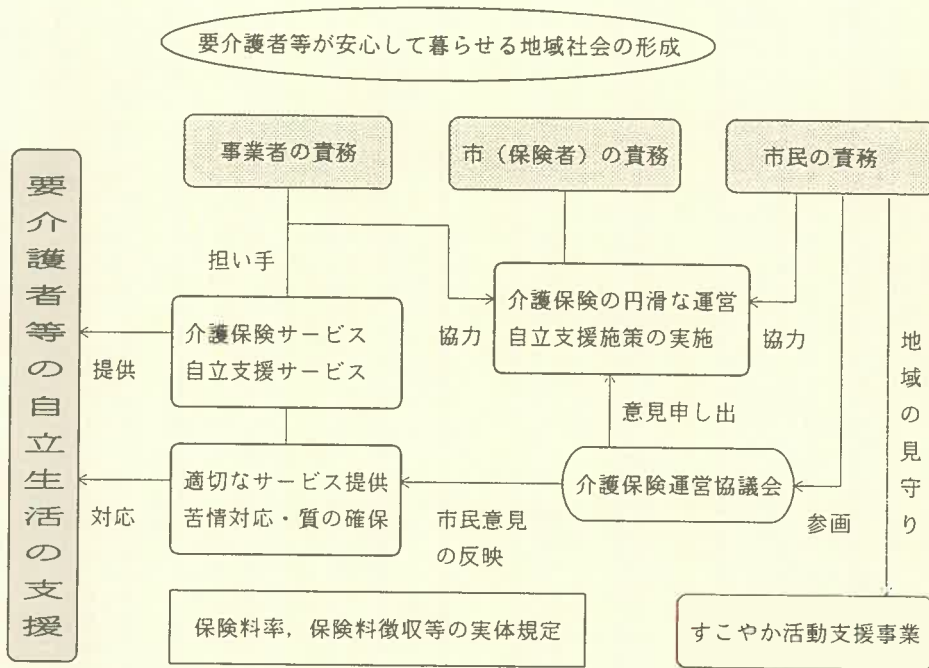
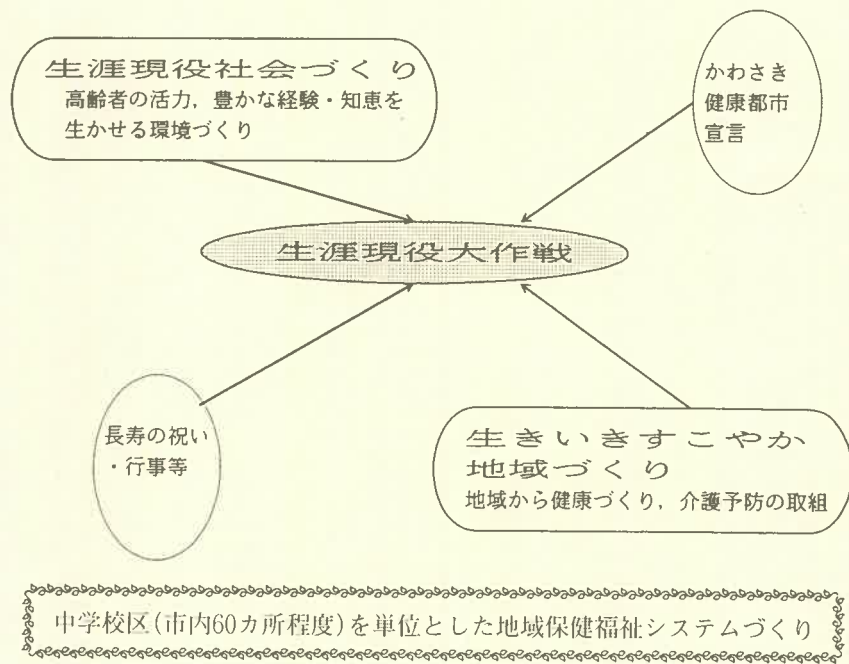


図4



立支援事業」。

イ 要支援・要介護者のうち、一人暮らし、高齢者のみ世帯、日中独居等の高齢者で保険給付だけでは在宅生活の維持が困難な方にたいして、家事援助ヘルパーの派遣をおこなう「介護特別強化支援事業」。

ウ 要支援・要介護者または一人暮らし、高齢者のみ世帯等で支援を必要とする高齢者に対し、在宅生活を支援するサービスの提供をおこなう「高齢者介護支援事業」。

#### 四 サービス利用と苦情対応

介護保険におけるサービスの提供は契約に基づく権利関係となるため、利用者がみずからの選択に基づきサービスの利用や苦情対応が可能な支援システムが必要である。本市では、介護保険制度における苦情対応の仕組みの円滑な運用とあわせて、利用者本位のシステムづくりをめざしており、策定委員会等における提言・意見を踏まえ

#### 五 生涯現役大作戦の推進

て、制度運営のコンセプトを介護保険条例の中に位置づけるとともに、市、事業者、市民の責務を明らかにした。(図3)

本市では、他の自治体に先駆けて、二一世紀の超高齢社会にふさわしい新たな高齢イメージづくりや充実したシニアライフのために、豊かな高齢社会の構築にむけた取り組みとして、「生涯現役大作戦」を展開している。

この大作戦は、健康で元気な高齢者の積

#### 六 介護保険の実施・推進体制

介護保険の円滑な実施にむけて、市民に對して介護保険制度及び本市の高齢者保健福祉施策について、ひろく普及啓発し、理解と協力を得ていくことが重要である。

このため、市長を本部長、担当助役を副本部長とする「介護保険実施本部」を設置するほか、各区に、町内会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・家族会・ボランティア団体等から構成される「各区介護保険推進本部」を設けることにより、地域が主体となって介護保険及び高齢者保健福祉施策を推進することとした。

あわせて、介護保険の運営に関する事項のほか、高齢者保健福祉施策に関する事項を調査審議し、市長に對して意見を申し出ることができる介護保険運営協議会を設置し、市民の意見を反映させながら、介護保険を運営する仕組みにとりくんでいる。

介護保険は地方分権の試金石と言われるなかで、四月にスタートしたばかりの介護保険をいかに円滑に運営していくか、業務に携わる職員の創意工夫が、今求められている。

# 「要介護認定」の実際

## 第一次判定者として

川崎区田島支所介護保険準備担当主幹

齊藤正男

### はじめに

川崎市では、平成一二年四月の公的介護保険制度の施行にむけて、平成一一年四月に各区、福祉センターに介護保険準備担当が設置されました。私は、田島支所の介護保険準備担当として、要介護認定の前提となる第一次判定をおこなっています。

すでにマスクミなどを通じご存じだと思いますが、介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要となった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定をおこなうのが要介護認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定されることにな

ります。要介護認定のプロセスは図1のとおりですが、この認定作業は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準について全国一律に客観的に定める必要があります。

ここでは、田島支所の介護保険準備担当としてどのような仕事をおこなってきたか、介護保険施行を支える現場レベルでの地道な作業をたんたんと綴っておこうと思います。

介護保険を下支えする私たちの日々を描きます。

### 一 第一次判定（準備作業と申請）

第一次判定は、最終的な「要介護認定審査会」に審査資料を提供する重要な作業です。田島支所では、申請にもとづき、主治医の意見書を医療機関に求めるとともに、調査員が対象者宅を訪問調査をおこなってきました。訪問調査によりマークシートをつくり、認定ソフトにかけ第

一次判定をおこないます。その結果と、主治医意見書、訪問調査員の特記事項（後述）の三つが認定審査会の資料となります。

#### (1) 準備作業

まずはじめに、高齢者のサービスを受けている方々のサービス受給者台帳を作成しました。九月に非常勤調査員（看護職、福祉職、ホームヘルパーなど）を雇用し、約一カ月にわたり介護保険制度の仕組み、調査の方法、認定審査の仕組みなどの研修をおこない、研修の最後には、昨年試行的に事業に携わった者からの同行調査研修もおこないました。

#### (2) 申請

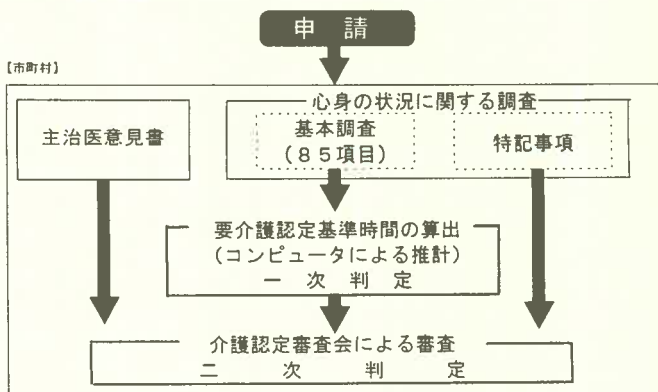
一〇月一日から申請の受付が始まりました。川崎市では、申請時の混乱を避けるため、一〇月から一二月までの三カ月にわけ各町別に申請を受付することにし、また、現在サービスを受けている方には

サービス台帳をつくり、調査員が連絡のうえ訪問するという「みなし申請」のうえ調査を実施しました。また、ケアマネージャーのいる現行サービス提供事業者（特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター）にも調査を委託しました。

私どもの準備と市民の方々の協力により、混乱なく一〇月一日を迎えられましたが、介護保険施行における課題など、次の点を書き留めておこうと思います。

① 調査時に親族の立会い協力をお願いしました。かなり遠方からこられた方もおり調査の精度が高まったと思われる。また、親族がいけない方については、ホームヘルパーや日常のことをよく知っている在宅介護支援センターの職員が協力を申し出てくれました。

図1 要介護認定のプロセス



② 「みなし申請」で調査員が連絡しても、まだ介護保険のことをよく理解していない高齢者の方も多く、制度の説明に多くの時間がかかりました。電話をしても生命保険の勧誘と思われる電話を切られるという笑えないこともありました。また、日中一人でいる高齢者も多く、家族への連絡も夜になるなど訪問日の約束に苦労しました。

③ 横浜、東京都内二三区の病院に入院している方については、調査員が直接訪問し調査しましたが、病院で調査できる時間帯は限られており、当初予定した一日三件の調査は事実上できまませんでした。

④ 遠方の病院に入院している方については、普段から実態がつかめず家族の申請を待つしかなく、病院と介護支援事業者に調査を委託しましたが調査が遅れたものもあります。

## 二 第一次判定（調査など）

### (1) 認定調査

認定調査票は、概況調査と、基本調査八五項目、特記事項よりなっています。神奈川県福祉部高齢者保健福祉部が作成した「認定調査票記入マニュアル」は、調査員の文字通り貴重な手引書になっています。この調査は、いままでの高齢者福祉の調査と違って、記入マニュアルをかなり読み込まないと正しい調査ができません。

### (2) 調査の原則

① 原則的には一名の調査対象者の方に

つき、一名の調査員が一回で調査を終了します。しかし、調査対象者が急病等であつてその状況が一過的に変化している場合等で、適切な調査がおこなえないと判断した場合は、再度別の日に調査日を設定します。

② 一回目の認定調査の際に、異なる職種の見直しによる再調査を不可欠と判断した時に限り二回目の調査をおこないます。その場合も調査票は一式とします。

③ 聞き取り調査による判断について、基本的には、調査当日の状況と調査対象者及び介護者から聞き取りした日ごとの状況を総合的に判断することになります。ただし、判断に迷った場合で危険がないと考えられれば、実際におこなつても差し支えないとされています。

④ 日常的に器具・器械（自助具・輔具等）を使用している場合は、使用した状況で判断します。

⑤ 自己の判断に十分自信がない場合は、具体的な状況（回数や頻度、距離など）を「特記事項」に記載します。

### (3) 調査項目

調査は前述したように、概況調査、基本調査、特記事項に分かれています。

概況調査は、いわゆるフエースシートですが、IVに調査対象者の主訴、家族状況、環境、虐待の有無について記載することになりました。ここに記載があれば認定審査会に資料として提供することになります。

基本調査は、八五項目あり、七三項目の調査と一二項目の（特別な医療）に関

する項目に分かれています。

調査は、一年度より導入された「中間評価項目」ごとに並べられ、第一群（麻痺、拘縮に関連する項目）、第二群（移動等に関連する項目）、第三群（複雑な動作に関連する項目）、第四群（特別な介護に関連する項目）、第五群（身の回りの世話等に関連する項目）、第六群（コミュニケーションに関連する項目）、第七群（問題行動に関する項目）と（特別な医療に関する項目）になっています。この他に、障害老人の日常生活自立度（J A B C）、痴呆性老人の日常生活（I II III IV M）も記入します。

### (4) 認定調査票の記入要綱

記入要綱は、項目の定義、調査方法、調査上の留意点、選択肢の判断基準からなっています。また、調査上の留意点には、「特記事項」に記載する事項を具体的に明示してあります。

調査はかなり複雑です。たとえば、麻痺等の有無をみると、「項目の定義」で麻痺等によって、調査対象者の日ごとの日常生活状況からみて日常生活に支障がある場合に、その身体部分を確認する項目であるとなっています。また、日常生活に明らかな支障がある筋力低下があつても麻痺等としますし、パーキンソン病等により筋肉の不随意運動により随意的な運動機能が低下している場合等も含まれるとしています。これとは別に、手指や足ゆびの麻痺により支障がある場合や、四肢の欠損がある場合も「その他」を選択するとあります。

認定調査は、あくまで、日常生活に影響

響があるかどうかの観点からのみ判断するものであり、「主治医意見書」の麻痺に関する同様の項目とは判断の基準が異なる、となっています。

現場サイドからすると、ここでの日常生活に支障がある「日常生活」とはどの程度までの範囲をいつているかが調査実施上問題となっています。

## 三 一次判定

認定調査員は、調査票をマークシートに転記し提出します。それに主治医から提出された意見書と大きな矛盾がないか、マークシートに転記ミスや記入漏れがないか点検します。それが終わってから一次判定ソフトにかかけます。

一次判定のコンピュータシステムは、

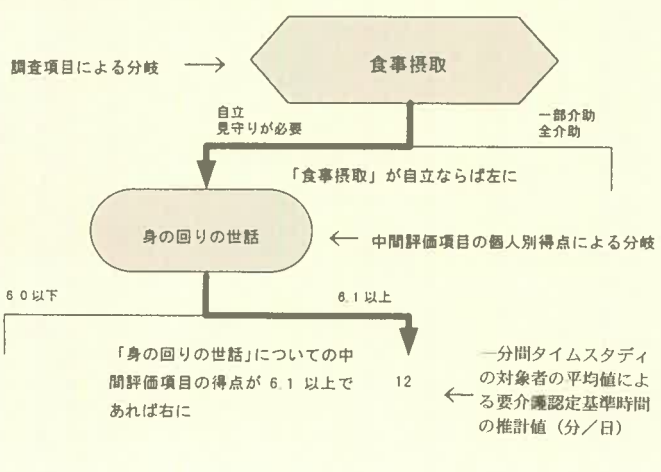


図2 樹形モデルの簡単なイメージ

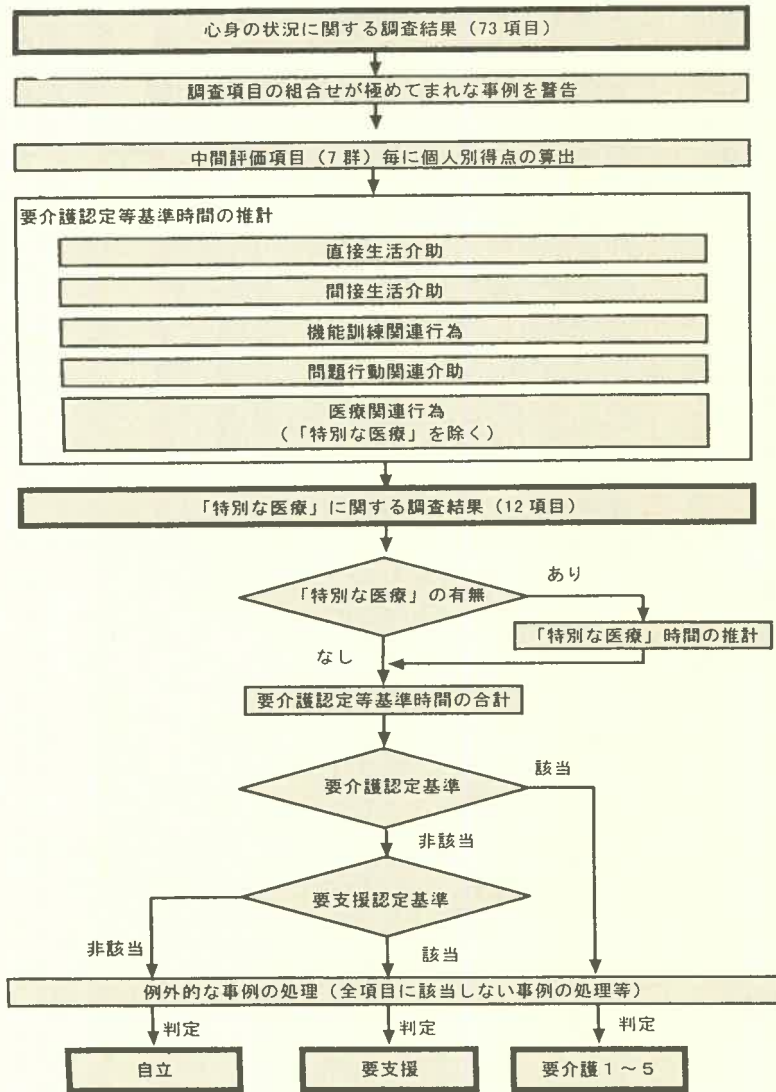


図3

直接生活介助	身体に直接触れて行う入浴、排せつ、食事等の介護等
間接生活介助	衣服等の洗濯、日用品の整理等の日常生活上の世話等
問題行動関連介助	徘徊、不潔行動等の行為に対する探索、後始末等の対応
機能訓練関連行為	えん下訓練の実施、歩行訓練の補助等の身体機能の訓練及びその補助
医療関連行為	呼吸管理、じょくそう処置の実施等の診療の補助等

要支援	5分野を合計した要介護認定等基準時間が30分未満であって ・要介護認定等基準時間が25分以上 または ・間接生活介助、機能訓練関連行為の2分野の要介護認定等基準時間の合計が10分以上	
要介護1	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	30分以上 50分未満
要介護2	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	50分以上 70分未満
要介護3	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	70分以上 90分未満
要介護4	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	90分以上 110分未満
要介護5	5分野を合計した要介護認定等基準時間が	110分以上

図4 一次判定用ソフトウェアの内容



訪問調査の項目等ごとに選択肢を設け、調査結果に従い、それぞれのお年寄りを分類してゆきます。これは、「一分間タイムスタディ」というソフト分類の中からの心身の状況が最も近いお年よりのデータを探し出して、そのデータから要介護認定基準時間を推計するシステムです。この方法は樹形モデル(図2参照)と呼ばれます。

ここで示された要介護認定等基準時間は、あくまで介護の必要性をはかる「もとのさし」であり、直接、訪問介護、訪問看護などの在宅で受けられる介護サービスの合計時間と連動するわけではありません。要介護の一次判定はどのくらいの介護サービスが必要を示すものであり、指標である要介護認定基準時間の長さによって表されます。要介護認定基準時間は

次の五つの分野ごとに計算され、その基準は図3の通りです。一次判定の結果調査項目の組み合わせが極めてまれな場合には、「警告コード」が出されます。このたび田島では八三例ありました。このコードが出たときには、調査票を再度調査します。このようにして、一次判定結果、医師の意見書、調査票の特記事項、必要に応じた概況調査の

特記事項を認定審査の資料とします。一次判定用ソフトウェアの内容は図4の通りです。なお、委員の方々には原則として、約一週間前に審査資料をお配りし、資料を読み込んでもらい、審査会にのぞんでもらいました。

参考  
認定調査員・介護認定審査会委員研修テキスト(厚生省老人保健福祉局介護保険制度旅行準備室)

# 浮遊粒子状物質対策をめぐる バスケット方式について

環境局公害部大気課副主幹

武川 満

大気中に浮遊している微粒子のうち粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質(SPM: Suspended Particulate Matter)という。川崎市におけるSPM濃度は、ここ数年は漸減傾向にあるものの、依然として環境基準(注1)を達成できない状況が継続している。

SPMは、その発生・生成メカニズムが複雑なことなどから、なかなか有効な対応策が打ち出せない状況であった。しかしながら、近年、発生源の排出実態把握や汚染機構に関する調査・研究が進められた結果、二次粒子の生成量を推計するモデル式やSPM濃度を予測するシミュレーションモデルが開発されるなど、定量的かつ具体的な検討がおこなえる段階となってきた。こうした情勢を踏まえ川崎市では、平成八年二月、川崎市公害対策審議会(会長・八巻直臣 元埼玉大学教授)に今後のNOx及びSPM対策について諮問し、大気専門部会を二回、審議会を五回開催し、平成一〇年四月に答申を得た。

標題のバスケット方式は、SPMの生成に関連する原因物質を包括的に削減する手

法として審議会から提案されたもので、汚染物質ごとに総量規制基準を定めている従来の規制の枠組みを大きく前進させた考え方である。バスケット方式は、これまでに類をみない新しい政策手法のため、その具体的な仕組みづくりに向けて、あらゆる検討を進めているところであるが、本稿では、答申時の議論をもとにバスケット方式をめぐる背景や基本的な考え方を紹介したい。

## 一 SPMは複合的な大気汚染の指標

SPMを詳細にみると、「一次粒子」と「二次粒子」に大別される。「一次粒子」は初めから粒子として排出される「ばいじん」や「粉じん」、ディーゼル車の排気粒子(DIEP)等である。一方、「二次粒子」は、SOx(硫酸酸化物質)、NOx、HCl(塩化水素)など排出時にはガス状物質であったものが大気中で光化学反応によって粒子化したものをいう。

このような「一次粒子」と「二次粒子」の濃度割合についてSPMシミュレーションで推計すると、次表のとおり「一次粒

子」が三九%、「二次粒子」は三五%を占め、一次粒子は自動車の寄与が大きく、二次粒子では工場が最も大きいことが分かった(公害対策審議会答申から引用)。このようにSPMは、種々の汚染物質を包含した複合的な大気汚染物質であるため、「一次粒子」の削減対策を実施するとともに「二次粒子」の生成を抑制するため、工場から排出されるSOx、NOx、HClを包括的に削減していくことが求められる。

## 二 個別削減から包括削減へ

具体的な削減方式は、工場・事業場から排出されるばいじん、SOx、NOx、HClを次式によって粒子状物質(PM: Particulate Matter)量に換算する。その上で環境基準達成に必要なPMの許容量を定め、ばいじん、SOx、NOx、HClの総量を減らしてもらおうものである。このような削減方式をバスケット方式(注2)という。

PMの許容量を順守するために、どの物質をどの程度まで削減するかという点については、ばい煙処理装置の設置状況や使用

◇ SPM濃度の発生源別寄与割合(平成5年度) ◇ 単位: %

発 生 源	全粒子	一次粒子			二次粒子	その他
		一次粒子	二次粒子	その他		
工 場 ・ 事 業 場	30	7	23	-	-	
自 動 車	37	28	9	-	-	
船 舶 ・ 民 生	7	4	3	-	-	
移 流 ・ 滞 留	10	-	-	-	10	
土 壤 ・ 海 塩	15	-	-	-	15	
合 計	100	39	35	-	25	

PM=ばいじん+a・SOx+β・NOx+γ・HCl  
式の左辺PMは粒子状物質の量。右辺の係数a、β、γは、それぞれSOx、NOx、HClを粒子量に換算する係数を意味する。

燃料等が異なるため、工場側の判断に委ねる考えである。例えば、ばいじん削減が困難ならNOx削減でもよいし、SOxやHClを減らす対策を採ってもよいとする考えである。このように、工場の実情に応じて削減対象物質や対策オプションを選択できる点はバスケット方式の長所といつてよい。

## 三 今後の展開

いずれにしろ、公害対策審議会から提案されたバスケット方式は、従来になく斬新的な政策手法であるため、その具体的な仕組みづくりにあたっては、関係者の理解と協力を得て進めていきたい。

注1 SPMの環境基準…一時間値の一日平均値が0.1mg/m以下であり、かつ一時間値が0.20mg/m以下であること。

注2 答申では、NOxを別枠で規制することを提案しているが、ここでは便宜上、NOxも含まれた式で説明している。

# 「ものづくり都市川崎」フォーラム

経済局産業政策部企画課主任

中川耕二

昨年二月二三日開催した「ものづくり都市川崎」フォーラムにおいて実行委員会の構成団体である産業界、労働界、教育界の各団体の方々及び当日参加者の総意として、次の宣言を採択した。

## ●「ものづくり都市川崎」宣言

豊かで安定した生活に向けて、都市の活力を維持、発展させ、いきいきとして魅力あふれる地域社会を築いていくことは、すべての人々の願いです。

私たちのまち川崎には、優れた技術者や技能者が集い、その熱い思いとたゆまぬ努力により、人々の生活の豊かさや安定、さらには技術の先進国日本を築き、その発展をリードしてきた一世紀にもわたる「ものづくり」の歩みが刻まれています。

人々の夢や願いを形にする「ものづくり」の役割は、いつの時代においても重要です。これまでに培ってきた「ものづくり」を大切にす川崎の風土を、市民の誇りとして、次代を担う若者達や子供達に手渡していかねばなりません。

さらに、これからの時代が必要とする情

報、環境、福祉、生活などの広い分野に関わる「ものづくり」のあり方を常に追求し、時代を切り拓く、新しい技能・技術を創り出していくことが必要です。

私たちは、時代の大きな流れの中で、市内に働く人々が互いに尊重しあい、世界に開かれた活力と魅力を創造する都市をめざし、「知恵」と「技」のネットワークの拡大をもつて、新たな「ものづくり」に果敢に挑戦していくことを誓い、ここに「ものづくり都市川崎」を宣言します。

## 一 フォーラム開催に至る経緯

川崎の産業は、京浜工業地帯の中核としておおむね一世紀の間、つねに日本の産業をリードし市民生活の向上に寄与してきた。また、産業を福祉の糧として考える川崎市では、こうした歩みを背景として、どのような時代においても、人々の夢と期待を形にしてい「ものづくり」を重要な要素として位置づけ、「ものづくり」の伝統を活かした都市づくりをめざしている。

こうした状況のなか、ものづくり基盤技



フォーラムであいさつする高橋清川崎市長

術振興基本法（注一）の成立など、「ものづくり」の重要性を再評価する機運の盛り上がりや好機として、「ものづくり」に携わる産業界や労働界等と協力して、「ものづくり」の後継者が育ち、技術が継承・発展され、さらに「ものづくり」の大切さを次代になう子供達に継承していくことをめざす「ものづくり都市川崎」フォーラムを開催することとなった。

## 二 実行委員会方式による運営

フォーラムを開催するにあたって、「ものづくり」に携わる関係者と連携し、実行委員会形式で開催することが重要であると考えた。これは、川崎市においてパートナーシップ型事業を推進していることもあるが、「ものづくり」の現場に携わる方の意見なくしてはこのフォーラムが成功しないという大きな理由であった。実行委員長は、川崎の産業振興の指針である「かわさき21産業戦略アクションプログラム」（注二）策定のメンバーで、川崎市産業振興財団副理事長の富山国際大学石川久雄教授、副委員長に、労働界から川崎地域連合の菱倉三郎議長、委員には「ものづくり」にかかわ

りの深い団体から、川崎市工業連絡会の志熊晴一会長、川崎市工場振興連合会の寺尾巖会長、川崎北工業会の岩井芳勝会長、下野毛工業協同組合の佐々木政直理事長、川崎商工会議所の菊地博専務理事、川崎市技能職団体連絡協議会の工藤昭会長、教育関係者から川崎総合科学高等学校の平出亨校長、さらに行政からは教育長、市民局長、経済局長が参加し、合計一二名で構成された。

ここで、実行委員会が出たいくつかの意見を御紹介させていただくと、「二世紀には新しい『ものづくり』が始まる、こうしたなかでフォーラムを開催することはよいタイミングである」、「『ものづくり』の重要性を再認識しようという取り組みが工業教育にとってはありがたいと思う」など、開催については今が好機であるといった意見が多かった。

しかし、その反面で「『ものづくり』現場の中小企業は経営が厳しく、『ものづくり』への嫌悪感を若い人がもっている状況がある」など「ものづくり」の現場の厳しい現状の指摘もあった。

こうした議論を経て、フォーラムのメインテーマを「二世紀を支える川崎のものづくり」とし、これをパネルディスカッションの演題とした。また、当日の参加者とともに、「ものづくり都市川崎」フォーラム宣言を、川崎市の「ものづくり」の未来へつなぐ架け橋となるように採択していく必要があるということから、実行委員五名で構成する起草委員会を立ち上げ、宣言文の草稿づくりにあたった。

### 三 フォーラムの開催

フォーラム当日は川崎市長の挨拶ではじまり、引き続き川崎の「ものづくり」に造詣の深い早稲田大学商学部助教授の基調講演「未来を支えるものづくり」へと続いた。講演の要旨は、次のような内容であった。

「技術の集積は生態系のようなもので、どれが必要でどれが不要かというものでなく、全体としてひとつのシステムを構築している」。「創業者とその後継者を比べる」と指がちがうことに気がつく。創業者のそれは、太くしかも指が道具になっており、その指で付加価値を生み出した。それに比べて後継者は繊細な細い指であり、キーボードを巧みにたたく。このことは旋盤などを扱う熟練技術には向かないが、NC工作機械（注3）へと移行してきた現在では、別の入口から製造業への溶け込みが期待できる」。

続いて行われたパネルディスカッションは、コーディネーターにフォーラム実行委員長長の石川教授、パネリストに委員の志熊会長、市内中小企業の若手経営者から川崎市青年工業経営研究会の稲村副会長、労働界から川崎地域連合中原地区連合の柳沢幹事、教育界を代表して委員でもある平出校長、そして基調講演者の鶴飼教授を含めた五人により活発な議論がおこなわれた。

その中で、志熊氏は「情報通信の分野ではアメリカに遅れをとっているが、技術の差というよりスピードの差である。また、今後の『ものづくり』の変化には技術・技能を融合した『ものづくり』が必要で、既存設備をいかにうまく使い付加価値を高め

ていくかが大切」、稲村氏は、「単に指定されたものを作るのではなく、より創造的な分野へ踏み込みたい」。柳沢氏は、「ものづくり基盤技術振興基本法」の成立は「ものづくり」の環境がこれまでになく厳しく、特に人づくりが危機的状況にあり、この状況に対処するための労働界の動きが成立の契機となった」。平出氏は、「総合科学高校ではロボットコンテスト大会においてかなり活躍をしているが、この大会を通じて生徒の成長をみると、『ものづくり』は人材づくりにもつながっていると実感した」。鶴飼氏は、「ものづくり」ではニーズを考えることを忘れがちだ。いかに売れるかが重要」との発言があった。

このように、パネルディスカッションでは「ものづくり」の人材育成の問題にかなりの時間が費やされたことをみても、「ものづくり」においていかに人が大切かが提起されたように思われた。また、石川コーディネーターが、「輸入に頼っている日本において外貨を稼いでいるのは製造業であり、情報技術をあわせもつた時に初めて『ものづくり』の力が発揮できるようになる。そのためにも産学官それぞれが知恵を集め、新たな連携が必要である」ことを指摘しフォーラムをまとめた。

### 四 おわりに

フォーラムは、年の瀬に開催したにもかかわらず、主催者の予想を上回る三〇〇人を超える参加者があった。川崎市における「ものづくり」への期待が非常に強いというこのあらわれであろう。

わが国の国内総生産の産業別構成比は、

サービス業や卸売・小売業が増加傾向にあるが、依然として製造業が占める割合が最も多く、「ものづくり」は日本の基幹的産業であることはまちがいのないことである。特に川崎市は、政令指定都市の中でも従業員一人あたりの製造品出荷額等が一位と、製造業に特化した都市であり、今後このフォーラムを契機に、さらに「ものづくり」が発展するために産学官が連携する施策や人づくりの施策を講じる必要性が求められてくるのではないか。

最後に、フォーラム実施後に本稿のまとめに値する新聞記事（神奈川新聞社説）があったので掲載させていただく。

「川崎市の『ものづくり都市』宣言は、危機感がその背景にあったとしても、まさに絶妙なタイミングだったといえる。『基本法』を受ける国の基本計画の策定を待たず、同法を先取りする恰好となったことも評価されよう。同市と同じように製造業の地盤沈下に悩む都市が、宣言によって勇気づけられ、あとに続くことを期待したい」。

注1 「ものづくり基盤技術振興基本法」平成十一年三月に議員立法により成立した。国内総生産に占める製造業の割合が低下し、その衰退が懸念されることも、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつあることに鑑み、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定された。（※総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定しなければならないこととなっているが、未だこの計画は策定されていない）

注2 「かわさき21産業戦略アクションプログラム」平成九年一〇月に公表した本市のめざすべき産業振興の指針。新たな産業の創造や中堅・中小企業企業の活性化を図ることを目的に、概ね一〇年間を見通したものである。

注3 NC工作機械。数値制御工作機械のこと。従来の手で操作する工作機械に対して、数値制御で操縦される工作機械のことをいう。